

# 立教学院初代総理アーサー・ロイド

## — 教育と伝道と異端嫌疑 —

大江 満

### はじめに

英国人アーサー・ロイド (Arthur Lloyd) は英国教会系ミッション S.P.G. (Society for the Propagation of the Gospel, 福音宣教協会) 宣教師として一八八四 (明治一七) 年に来日、一〇年後の九四 (明治二七) 年から米国聖公会内外伝道協会 (Domestic and Foreign Missionary Society of the Protestant Episcopal Church in the USA. 以下、DFMS-PECUSA と略記) 宣教師として一九〇三 (明治三六) 年までの九年間 (現地雇用三年・母教会伝道機関雇用六年) を伝道事業に従事した。

教育・医療事業を伝道手段として活用する米国諸ミッションの方針とはことなり、伝道事業専心が基本的指針であった C.M.S. (Church Missionary Society) をふくむ往時の英国教会系ミッション(1)のなかで、S.P.G. 雇用宣教師として来日直後から慶應義塾で教鞭をとり、最

初に伝道事業に教育をからませた先駆者がロイドである。ロイドは慶應義塾での一年 (一八八五—九〇年・九三—九八年・〇四年) のほか、米国聖公会経営の立教学院では九九 (明治三二) 年の文部省訓令第一二号問題を はさむ五年半 (九七年一月—〇三年四月) にわたって総理としてはたらき、海軍医学校(2)、海軍兵学校 (Naval Academy)、東京専門学校 (現・早稲田大学)、東京高等商業学校 (現・一橋大学)、東京帝国大学 (現・東京大学) でも教壇に立った教育者であった。ロイドはまた、尾崎紅葉の『金色夜叉』、徳富蘆花の『自然と人生』などの英訳書(3)、第二次世界大戦後の一九五六年においても英国で専門家の必読書とされた一連の仏教研究書(4)、日本アジア協会発行『紀要』(Transactions of the Asiatic Society of Japan) への諸論稿、および日本にかんする諸著を多数発した学者でもあった(5)。

このような諸相をもつロイドのおもな先行研究にはつぎのものがある。原智子・田中満代「アーサー・ロイド」

(『近代文学研究叢書』一二巻、昭和女子大学近代文学研究室、一九五九年)。塚田理「キリスト教大学—立教の課題—アングリカニズムと大学の理念—」(『キリスト教学』一二号、立教大学キリスト教学会、一九七一年)。白井莞子「英国国教会宣教師の見た慶應義塾と福澤諭吉」(『近代日本研究』一一巻、慶應義塾福澤教育センター、一九九五年)。白井莞子『福澤諭吉と宣教師たち—知られざる明治期の日英関係』(未來社、一九九九年)。

ロイド研究の開拓分野としては、昭和女子大学近代文学研究室による詳細な「著作年表」「資料年表」と略伝(6)および日本文学の英訳検証、白井著書による近年のロイドへの国内外の注目動向(7)と詳伝および慶應義塾における教育と伝道がある。とくに白井著書の全体の三分の一をしめるロイド研究(第五・第七章)によつて、SPG宣教師として慶應義塾で教鞭をとつたロイドの教育と伝道の実態が、昭和女子大学近代文学研究室の先駆的研究以来、四〇年ぶりにはじめてあきらかにされた意義はおおきい。ロイド研究の範疇が語学・文学・教育分野に偏重されてきた従来の視角を拡充するといえる白井による伝道分野への注視とその解析は画期的なものであった。宣教師、教育者、研究者の顔をもつロイドにとつて、これらの伝道事業の足跡の解明がもつとも遅れていたからである。したがつて、残るロイド研究の課題は、SPGと

慶應時代以降の、米国聖公会宣教師ならびに立教学院総理時代の教育・伝道活動である。

文部省訓令第一二号への対処を先導して立教を窮地から救つた人物がロイドであることは指摘されてきた(8)が、その問題対応前後のロイドについては語られておらず、ロイドがSPG退任後、米国聖公会に雇用される経緯とそこで展開された多様な伝道事業、および立教における教育活動の実態についても知られていない。さらに、ロイドの卓越した異文化理解にかんしては先行研究によつて言及されているが、かれの異端嫌疑問題はまったくの未開拓な部分であり、昭和女子大学近代文学研究室が風評の範囲でわずかに推測するにとどまっている(9)。

本稿は、こうした未解明な問題に応えるため、米国聖公会の母教会サイドと、ロイド書簡を基軸とする宣教師文書や在日宣教師月刊機関誌などの現地サイドの一次資料を用いることにより、ロイドのあらたな実相を探ることとする。

## 一章 SPG宣教師・慶應教員時代

生い立ちから来日まで

一八五二年四月一〇日、インドの都市シラムに生まれ

たロイドは、四歳のときに、インドのベンガル現地人歩兵部隊所属少佐であった父親フレデリック・ロイドを赤痢で失ったため、母親の生誕地ドイツで学校教育を受け、六二年に英国のグラマー・スクールに入學、七〇年一月からケンブリッジ大学セント・ジョンズ・カレッジで三学期間を過ごしたのち、ピーターハウスに所屬、七四年に優秀な成績で學士を取得して、七七年に修士号(Master of Arts)を取得、そして結婚した。ロイドはインド伝道をこころざし、チュー빙ゲン大学でサンスクリット語を学びながら、七五年には英国教会の執事、翌年に司祭となり、リヴァプールとケンブリッジで聖職活動をしていたが、七七年にピーターハウスのフェロウとなつて首席牧師とライブラリアンの仕事にたずさわる(10)。これは往時の英国の超エリート・コースであつた。その後、ロイドは八三年六月一五日にSPG宣教師として認められ、八四年五月二四日に妻マライア・ロウズ・テレーサと三子を連れ、アジア極東の日本に向けて出航(11)、同年八月一六日のSPG宛書簡で日本到着を報告した(12)。ロイド三二歳であつた。

### 慶應義塾での教育伝道

来日したロイド一家は、農學者津田仙(明六社メンバー、メソジスト教会信徒) 所有の東京麻布の家を借りて住み、

のちに慶應義塾の塾監となる教員益田英次の紹介により(13)、八五年二月一日から元CMS遣日宣教師デニングの後任として、ロイドは慶應義塾で英語教育を開始することになった(14)。

ロイドが慶應で教育活動に従事する契機となつたのは、英国に残してきた負債返済のためである。英国教会では牧師が転任するさいには、前任教会の修繕費を自弁する制度があり、ロイドは八四年に英国を出発する直前にノートンとハンストンの牧師をしており、ロイド来日後にこの前任教会から修繕費六〇〇ポンドの請求を受けた(15)ことにより、SPGからの給与を返済にあてることにし、一家の生計のため慶應の教員となつたのである。SPGは伝道の妨げになるほど教師の仕事に打ち込まないように、との条件付きでこれを認めている(16)。

ロイドは自宅をふくめた五か所でキリスト教教育と英語教育を開始したが、一五か国語に通じていたといわれている(17)ほど、語学に堪能なロイドは、来日わずか七か月目にははやくも日本語で説教をおこない(18)、SPGを驚かせている(19)。

八五年後半になると、米国メソジスト監督教会宣教師W・C・キチン(William C. Kitchin)が慶應義塾に教員としてくわわり、危機感を募らせたロイドは、同時に教員として加入した米国聖公会宣教師H・D・ペイジ

(Henry D. Page) の協力を得たことで、福澤諭吉から薄給で三教員を紹介することを条件に、八六年四月から英語教育はロイドに全面委任されて、キリスト教を好きなように教えてもよいと認められ、ロイドはメソジストとの慶應学内ミッシン戦争に勝利する(20)。

この直前の八六年三月、病死した英国教会初代日本主教 A・W・プール (Arthur William Poole) の後任として来任したのがエドワード・ポカステス (Edward Bickersteth) である。インドでユニヴァーシティ・ミッシン組織して活動した経験のあるピカステスは、来日まえから日本におけるユニヴァーシティ・ミッシンを望んでおり、ロイドが慶應義塾の英語教育を統轄したことは絶好機であると唱えて、慶應の教員として赴任する宣教師の派遣を本国に要請し、ロイドを後援していく(21)。すでにロイドが八六年一〇月一六日付書簡で、慶應での教育活動を「トーキョー・ティーチング・ミッシン」と称して、七人の英国教会関係者によって慶應の英語教育がほどこされていることを本国に報告したことで、ロイドに慎重な教育活動を忠告していた SPG も、八七年二月の伝道機関誌『ミッシン・フィールド』にロイドの教育報告書を印刷して異例の関心を表明(22)。八七年からはオックスフォード大学出身者がつきつきに来日し、八六、八七年は慶應でのロイドの絶頂期となった(23)。在

日 SPG 宣教師 A・C・シヨウ (Alexander Croft Shaw) 大執事は、一日八―九時間英語を教えさらに伝道の仕事をこなすロイドの知力と体力を賞賛しながらも、かれにとつても他者にとつてもこれは危険なことで軽がるしく模範としてはならないと危惧するほど(24)、ロイドの教育伝道活動は旺盛であった。

#### SPG 宣教師・慶應教員の辞任と慶復帰

ロイドは福澤諭吉から慶應義塾の教員のなかで唯一真の学者と当初から認められて、大学部開設(九〇年一月)の計画をしめされていたにもかかわらず、八九年になると八七年に來日し福澤から支援を受けていた米國ユニテリアン宣教師アーサー・M・ナップ (Arthur M. Knapp) に福澤が人材派遣を委託し、当時神学部がユニテリアン一色であったハーヴァード大学総長が推薦する三名の米國人学者を慶應義塾大学の主任教授にするという、福澤の「移り氣」(25)に衝撃をうけたロイドは、心身衰弱におちいり、医師の診断にしたがつて八九年六月カナダ經由で英国にもどり、九月まで長期休養しなければならなかった(26)。

それでも、ロイドは帰国後の八九年九月の新学期直後の一〇月、慶應義塾の学生への宣教目的で、希望教会(日本聖公会帰属)を創立してなんとか試練の年をのり

きると(27)、九〇年一月の大学部開設後はラテン語と歴史の教員となる。だが、ユニテリアンに独占された慶應での教育活動には意欲が出ず、自身も妻も健康不良の状態にあつたロイドは、教育伝道を積極的に評価しないSPGに九〇年四月に抗議書を送付し(28)、五月二六日付SPG宛書簡で、八月に離日して一〇月からカナダのトロントで仕事をはじめため、SPG宣教師を引退することを表明し、慶應とSPG宣教師を辞任した(29)。慶應義塾ではロイドが去ったのちも、SPGから補助金を受けていたユニヴァーシティ・ミッションの教員が教壇に立ち、福澤の慶應とSPGの関係は継続している。

ロイドは九〇年、カナダ・トロントのトリニティ・カレッジの古典・弁論学教授に就任し、翌九一年から九三年までは同学校校長となつたが、カナダ在住時に妻を亡くしてしまう。離日から三年後の九三年八月、日本に戻つたロイドはSPGに書簡を送信し、同年九月の新学期から慶應義塾大学部文学科二代目主任教員への就任(病気で米国へ帰国した初代主任教員リスカムの後任)と女性教員のファルロット(Mary von Fallot)との再婚を伝えたうえで、SPGへの復帰をもとめたが(30)、ロイドの宣教師復帰は認められなかった(31)。

ロイドは慶應帰任後、英文学、フランス語、ラテン語などを教えながら、週二〇時間の授業で、年間二五〇〇

円の給与を受けている(32)。その後、九八年四月まで通算すると一〇年にわたり教鞭をとつた慶應を退職(33)。一九〇四年には一年間だけ講師として復帰し、修辞学の講義をしている(34)。

## 二章 米国聖公会宣教師時代(一)

### 一 現地雇用から本国採用へ

#### 米国母教会採用の拒否

米国聖公会第二代東京伝道主教ジョン・マキム(John McKim)は、九四年八月一四日の書簡で、米国聖公会日本ミッション常置委員会の勧告にしたがつて、九三年にカナダから日本に戻つたロイドを五年間同派の宣教師として任命する認可を米国聖公会内外伝道協合理事会(Board of Managers of the D.P.M.S.-P.E.C.U.S.A.)に要請した。マキムによれば、ロイドは青森とその近辺の伝道事業が委任される予定で、今年度予算計上から七五〇ドルをロイドの給与に適用することを要望した(35)。だが、このマキム書簡が報告された九四年一〇月九日の理事会会議は、理事会は過去二回ロイドの宣教師任命志願を辞退しており、今回も同様の理由でおなじに終わるとの第四勧告を

採決決議し(36)、マキムの要請を拒んだ。

これによると、ロイド自身が九四年秋までに米国聖公会に二度宣教師雇用をもとめていたことになる。おそらく、カナダからの帰国後に慶應義塾に復帰したものの、SPGに復帰できなかつた九三年秋以降のことであろう。では、米国母教会によるロイド任命辞退はどのような理由だったのだろうか。

### アーヴィング派嫌疑

マキムはこの理事会決議を受信するまえの九四年一〇月の書簡で、ロイドは当面のあいだ無給宣教師として参加しており、日本ミツションでは全員一致してロイドの任命を歓迎していると伝え、ロイドの現地ミツションへの参加を送信した。同時にマキムは、ロイドは理事会が以前ロイドの宣教師志願の要請を辞退したことを知らないで、その理由を聞かせてほしいと要望しているとつたえている(37)。

さらに、九五年二月一六日にマキムは、理事会の正式な同意なしには理事会支援の宣教師とはならないため、ロイドは教会法的には現在日本伝道管轄区の司祭として、無給で有給宣教師とおなじ仕事をしていることをつたえてロイドの現地採用を宣する一方、母教会によるロイドの宣教師任命をあらためて要請。同時にマキムは、ロイ

ドが正式にアーヴィング派(38)と関係したことはまったくなく、ロイドがアーヴィング主義を説教することも教えることもないとの誓約書を提示していることに言及し、さらにロイドとSPGとの確執の噂を聞いたこともまったくなく、現在では東京の日本人からも外国人からも歓迎されている現ロイド夫人にたいする快くない噂はあつたが、かれにかんしてはなんの噂もないことを力説した。

このことから推察すると、ロイドの任命辞退の理由を告げる理事会からマキムへの返信は、ロイドにたいするアーヴィング派嫌疑が、SPGによるロイド再任辞退の根拠として米国母教会からうたがわれていたようである。じつさい、マキムはこうした母教会の疑念を払拭するために、ロイドの性格上の道徳的欠陥にかんして、うたがわしいことはまったくなく、かれ以上の人間は日本にだれもないこと、ロイドの日本語能力と日本人からの人気は、これまで米国から来日しただれよりも勝る資質をしめしているとつたえている。そのうえでマキムは、理事会がロイドを任命しようとしまいと、一年半は、ロイドは自給で在日米国ミツションの仕事をするであろうと報告して、ロイド任命を理事会に迫つた(39)。それでも、このマキム書簡を受信した九五年四月一七日の理事会は、なんの決議もしていない(40)。おそらく理事会としては、アーヴィング派と無関係であるというロイドの誓約書の

内容を、みずから証明する時間がかれにはさらに必要であるとの暗黙の判断があったものとおもわれる。

## 本国採用

そして、マキムによる母教会への最初のロイド任命要請書簡から三年あまりが経過した九七年一〇月一日、マキムはあらためて理事会にロイド任命をもとめる書簡を送付した。マキム書簡の要旨はつぎのようなものである。東京伝道管轄権のもとで三年ちかくはたらいっているロイドは、米国ミツションにとつて価値ある貴重な戦力であることを証明した。ロイドは日本語を上手に話し、日本の文学と宗教について日本における宣教師のだけよりもひろい知識をもっており、かれほど完全に米国ミツションに適しているひとをほかに知らない。ロイドは一時、あるアーヴィング主義の見解を受容したことがあったが、その組織とは関係をもっておらず、その後の調査でかれがアーヴィング主義を断念したことがあきらかになっている。「わたし（ロイド）はアーヴィング主義として知られている組織とはけつして正式な関係をもつたことはないが、かれらの見解に同意してきた。わたしはその立場を完全に放棄した」というロイドから受信した直後の書簡を引用する九七年七月九日の退任主教C・M・ウィリアムズ(4)書簡がマキムのもとに転送されてきているが、

マキムもおなじ内容の書簡をロイドから受信している。三年まえにロイドの任命を望んだとき、理事会はマキムに理由をしめしてその任命を承認することを拒否したが、なんの運動も出来事もロイドにみいだすことはできない。ロイドがアーヴィング主義を永久に断念したことにすこしも疑問があるようなら、かれの任命を一年ごとに更新することを勧める、という内容であった(42)。このマキム書簡を受けとつた理事会は、九七年一月九日に通常の既婚宣教師の給与額によつて、ロイドを今年度(九七年九月―九八年八月)の日本伝道事業のために雇用するとの決議を採択した(43)。以後、かれの雇用は一年ごとにと更新されていくことになる。こうして、九四年から三年間無給宣教師として米国聖公会の日本ミツション東京伝道管轄区ではたらいってきたロイドは、九七年に米国聖公会所属宣教師として母教会から正式に認可されることになったのである。

## 二 米国聖公会在日宣教師の異端嫌疑

### 同僚宣教師からの解任要求

ところが、宣教師ロイドの正式認可から半年後の九八年四月九日、ロイドはかれの解任をもとめる在日宣教師

が存在することを、みずから米国聖公会内外伝道協合理事会幹事補キンバー (Joshua Kimber) に報告した。その宣教師は当時アーヴィング派嫌疑を受けていたペイジ (Henry D. Page) の日本帰任(44)にも反対していたアイザック・ドゥーマン (Isaac Dooman) である。ロイドによると、ドゥーマンはマキムにロイドを日本ミッションから解任するよう要求したと思われること、そしておそらく、理事会にもおなじような要求を送信したかもしれないとして、マキムと理事会から辞任要請があるときは、ロイドはいつでも辞任する用意ができていたとつたえたのである(45)。ただし、ロイドはこの五日後の書簡で、辞表は必要があるときにのみ使用されるべきということを、言い忘れたと補足している(46)。

#### 在日宣教師のアーヴィング派嫌疑

ロイドが遣日宣教師の正式認可を受けた九七年一月九日の理事会は、おなじくアーヴィング派の嫌疑をかけられていた遣日宣教師アンブラー (John C. Amherst) の日本ミッション引退要望を認可決議していた(47)。また、九八年一月一日の理事会会議では、アーヴィング派嫌疑を受けていたペイジの早期辞任予定も報告されている(48)。以後、ペイジの問題は、九八年一月二日の理事会会議で、ペイジにたいする逆転解任決議が採択されるまで、

拘泥化した(49)ように、ロイドへのアーヴィング派の異端嫌疑が解かれかけたときに、米国聖公会では、他の在日宣教師がおなじ異端嫌疑で審議されていたのである。

だが、マキムは九八年四月一五日の理事会幹事補キンバー宛書簡で、米国聖公会在日聖職宣教師のなかでアーヴィング派の信仰を保持するものはペイジだけであると報告して、アンブラー夫妻のアーヴィング派信仰熱に責任があるとされた現地雇用の女性教師アンナ・M・ペリー (Anna M. Perry) も、マキムにアーヴィング派の教理を直接・間接に教えることをつしむとの誓約書を提出していたため、マキムは日本でのアーヴィング派は終息したと送信したのであった(50)。

日本ミッション引退要望を理事会から認められていたアンブラーは、その後態度を一転して、九八年四月二二日の理事会会議に再任希望を提出。これは同時期に、理事会とマキムという教会権威から辞任要請があるときは受諾する意志を表明したロイドとは対極の行為であった。このときアンブラーの再任希望は、かれがアーヴィング主義の教理への信奉を公言するため推薦できないと理事会によって判断された(51)が、一年後の九九年三月一四日の理事会会議では、マキムの推薦を受けて再任が決議され(52)、アンブラーは遣日宣教師に復帰している。かれの再任を報告した米国聖公会伝道機関誌『スピリット・オ



ブ・ミッシェンズ』(以下、SMと略記)は、一年半まえのアンブラーの辞任理由を家族の病氣と報じて(53)、異端嫌疑問題を伏せた。母教会にとつても、日本ミッシェンにとつても、宣教師の異端嫌疑はスキャンダルだったのである。

### 非異端嫌疑の不適格宣教師の不問

さて、ペイジやロイドの解任をマキムにもとめたアイザック・ドゥーマンという宣教師はどのような人物だったのであろう。マキムによると、ドゥーマンはゴシップを愛する粗野なことば使いの持ち主で、真実でないことを述べ、争いと不協和をかき立てる人間であった。マキムは、ドゥーマンのゴシップが悪意にもとづいているとは言わないが、ミッシェンに非常に深刻な程度でスキャンダルをもたらしていることに言及している。つまり、異端嫌疑を受けた宣教師よりもかれは要注意人物だったのである。このため、ペイジやロイドのアーヴィング派嫌疑がマキムと理事会のあいだで交信主題となる半年以上まえの九七年二月六日には、すでにマキムは長期間考慮をかさねた結果として、ドゥーマン解任を米国母教会の理事会に要求していた。

マキムは、もし主教管轄下のいずれかの聖職が、ミッシェンの繁栄をうながすような道徳的・靈的性格に欠け

るとの理由から、主教によって不適当と確信されるのであれば、解任によってミッシェンからその人物の除去を要請することが主教の職務責任であるとし、ドゥーマン解任を本国にもとめていたのである。マキムの行動は、ドゥーマンへのながく忍耐づよい審理後にとられたもので、偏見や不公平にもとづいていないこと(54)、初代日本伝道主教ウィリアムズも、ドゥーマンは日本のミッシェン事業に適した人物ではないとの意見を表明したこと(55)、教会裁判にドゥーマンを提示する意志はないが、ドゥーマンが任命される可能性のある他の任地にたいするかれの解雇通知をかれに渡す予定であること、ミッシェンからドゥーマンを除去する厳しい措置が、かれの行為を改めさせ、かれの人生の改心につながることを望んでいると述べて、休暇帰米中のテイニング以外の日本ミッシェン常置委員の認可を得たドゥーマン解任要請書を送付し、この問題を九七年三月の理事会に提示するように理事会総幹事ラングフォード(William S. Langford)にもとめたのである(56)。

九七年三月九日の理事会会議では、中国・日本常置委員会が開かれなかったため、中国・日本伝道問題は審議されず、四月一三日の理事会会議で二月六日付マキム書簡は報告された。しかし、同時に受信された二月二六日のマキム書簡が、ドゥーマンがスキャンダルに深く貢献

したこと、かれの不謹慎で誇張されたことばによってミッシェンに苦悩をもたらしたことをかれが表明し、「神のたすけによる人生の改心」を約束したことを理事会に伝えたいと、かなり躊躇して書かれた二月六日付マキム書簡を、当面のあいだ延期するためにこの機会を利用したいとして、ドゥーマン解任を保留とし、金沢にかれを赴任させる予定をマキムが果たえてきた(57)ため、理事会はドゥーマンにかんする審議をしていない(58)。

ドゥーマンがペイジやロイドの解任要求をしたのは、ドゥーマンが性格上の問題によって日本伝道主教マキムから母教会伝道機関の理事会に解任要請されながらも、改心をマキムに約束することで、なんとかみずからの解任をまぬがれたのちのことである。

日本人から厚い信頼を受け、日本伝道主教をはじめとして現地からも復帰を請われていたペイジやロイドが、その性格やはたらきを絶賛されながらも、理事会によって解任や辞任を余儀なくされていくのとは対照的に、現地日本の管理責任者から解任要請を母教会伝道機関に送付されるほど、日本ミッシェンをかき乱した在日宣教師にかんしては、理事会はなんの反応もしめさなかったのである。

### 三 ロイドの初期伝道活動

#### 教会管理主任と神学教育

一八九四年に米国聖公会宣教師として現地雇用されたロイドについて、九五年SM五月号は、ロイドが東京伝道管轄権のもとで、無給ではたらいっているとのマキムの通告を報じた(59)。ロイドは慶應義塾で教鞭をとりながら、九五年末まで浅草聖約翰(ヨハネ)教会と神田基督教会を管理し、九六年一月にそれぞれ日本人聖職に管理を委任したのちは、番町の教会(博愛教会)の管理司祭となり、ときに応じて築地三一大会堂(聖三一一大聖堂)での日本語礼拝を手伝っている(60)。九六年一月からは九段のAll Saint's Mission(のちに諸聖徒教会)の管理主任となった。

木造と漆喰の貧弱な日本家屋の九段の講義所には一四人の受聖餐者があり、日本人男女の伝道師と女性宣教師を助手としながら、九七年六月末の年度報告までの八か月間で、日曜日通算七二回、他に三八回の聖餐式をおこない、平均で日本人一六人、欧米人平均二人の出席者があり、日曜学校には男性二〇、女性二七人が出席、平日の学校には男性六、女性八人が名簿上いることをロイドは報告している(61)。このほかロイドは、米国聖公会運営

の東京三一神学校で旧約聖書解釈学を担当、九七年一〇月の時点で、神学校主任 J・M・フランシス (Joseph M. Francis) が病氣療養で長期滞米のため、ロイドが部分的に代行している、と報告されている(62)。

### 立教学校総理就任

こうした伝道・神学教育活動を経た九七年一〇月一日、既述したように、マキムがロイドの母教会による正式任命を要望した結果、同年一月九日の理事会会議はこれを認可することになった。そして、ロイド雇用を伝えるキンバーの十一月一日付書簡を受信したマキムは、二月一七日のキンバー宛書簡で、現任校長で現在休暇滞米中のテイニングを副校長とし、ロイドを立教学校 (St. Paul's College) 総理 (President) としたことを報告した(63)。したがって、立教中学校 (九六年四月「立教尋常中学校」として設置したが未認可状態(64)、立教専修学校 (九六年四月「立教専修学校」として設置、立教学校の本科四・五年を専修学校一・二年とした哲学・文学専修の各種学校(65)、および九七年六月に神田に移転して秋に開校した東京英語専修学校 (立教学校の一部として設置していた英語部を九七年六月に神田に移転、八月に認可申請して九月開校(66) から構成される立教学校のトップにロイドが任命されたのは、おそくとも九七年一

二月ということになる。

母教会による宣教師正式認可とどうじにマキムがロイドを立教学校総理にすえたのは、慶應義塾でのロイドの教育手腕を、米国聖公会東京伝道主教就任一年後の九四年当初からたかく評価していたマキムが、できるだけ早期に米国聖公会の教育事業をロイドに委任する方針をしたためていたことをものごたる。

米国聖公会日本ミッション月刊機関誌『チャーチ・イン・ジャパン』九七年二月号もつぎのように報じている。「ロイドはテイニングの帰米によつて空位となる立教学校 (St. Paul's College) の総理に任命された。新年一月の新学期の最初から就任するのである。東京帝国大学以外では日本でもつとも重要な教育機関である慶應義塾に長期間奉職し、そこで影響力をもたらしながら、ロイドはかれ自身の能力と熟した学問にくわえて、かれの経験と威信をうたがいなく立教の日本人学生にもたらすであろう。それはおおきな価値がある」(67)。

米国においても九八年二月号の S M は、ロイドの立教学校総理就任を報じて、ロイドの日本での一四年間の伝道・教育活動の経験は、どちらの能力においても、どのような地位においても、資格のあることを証明しているとのマキムのことばをつたえた(68)。

### 三章 立教学校（学院）総理時代

#### 一 ロイドによる立教学校改革

##### (一) ロイド総理就任直後の指針

九八年一月二七日、マキムから立教改善策の提示をもとめられたロイドは、第一に、寄宿舎に適した舎監が欠けていることを指摘した。

ロイドによると、舎監は寄宿舎の管理者としてだけでなく、訓育者でもあるべきだが、現舎監はキリスト者ではなく、ロイドが寄宿舎に入るまでそこにはキリスト教員がおらず、学生はキリスト教組織をもち、毎晩の祈祷集会はあるものの、大聖堂の礼拝出席を奨励される以外は、学生がキリスト者としての生活をうながすために寄宿舎ではなにも公式になされていなかった。学生管理の読書室には、仏教徒や反キリスト者によるキリスト教信仰にとつて好ましくない世俗的な書物であふれ、寄宿舎でのキリスト教理念が貫かれていない。文部省の規則によつておおかれすくなかれ校舎のなかでキリスト教を直接に教えることの抑制を余儀なくされるといふ拘束が予想されるとき、自由に運営できる寄宿舎がこのような事態であることは残念であると述べ、これに対処するた

め、寄宿舎に居住しなくとも、聖職でも信徒でも、薄給で日本のキリスト教事業に貢献する組織の中核を形成するような二人の外国人の若者が必要であると言及したのである(69)。

これを受信したマキムは同年二月四日の書簡で、立教に外国人二人が必要というロイド報告書への理解と協力を本国に要請(70)、同年四月号のSMはこれを報じている(71)。ロイド最初の立教改善策として、こうした追加人員派遣を要請する寄宿舎におけるキリスト教教育・伝道事業への着眼は、のちの文部省訓令第一二号問題への対応の柱となつていくのである。

ロイドはつづいて九八年一月のマキムへの報告で、立教に関連する教育、伝道、宗教生活という実質的な価値を三点挙げ、なかでも教育事業における規律を力説している。

ロイドによると、日本では思慮ぶかい教育者からは学校規律の欠如に悲鳴があがっている。この悪評は、帝国大学から中学校におよぶ害悪で、日本の学校では、学生が決定し教師がしたがうという共通の経験が教員にはあり、この悪しき学校規律はその後の生活に影響をおよぼし、日本人の助長する放縦は日本人思想家に不安をかきたてている。厳格な規律をおそれずに施行し成功しているロイドが唯一知る学校は、フランスのローマ・カトリック

ク系学校である。その成功の大部分は大規模な外国人スタッフをもっているからであり、学校運営に日本人の要素が支配的でないことによる。フランス人が学校運営の詳細にいたるまで実権をにぎるというシステムが、最低限の賃金で大規模なスタッフを維持させることを可能にしている。日本人助手にかんしては、かれらは学校の特別な目的をまったく共有しない日本人異教徒を雇用する必要がない。フランスの学校も将来は日本人が職権を行使するであろうが、その日本人は学校の規律と伝統を訓練されたキリスト者になるであろう。ロイドがフランスの歩調にしたがい、その路線での立教の組織化をつよく希求するのも、その方法が際立って日本に適していると確信したからである(72)。

このロイドの立教学校総理就任直後の言及は、一八九〇年代の国粹主義時代に左早乙豊秋主導であった左早乙・テイニングの立教体制からの脱却を意図した新しい教育体制上の指針といえるものであった。

## (二) 予算削減措置

総理就任三か月後のロイドの九八年三月三一日付の最初の季刊報告によると、立教学校の規律は優れたものになり、寄宿舎は静粛で秩序が保たれている。築地の立教本体(中学校、専修学校)の教育の資質はよいものであ

り、学外試験でもほぼ恒常的によく、英語に堪能なかぎり、専修科(Advanced Department)でロイドが教えたクラスは、慶應義塾大学の学生よりも優秀で、ロイドが教えている帝国海軍兵学校(Imperial Naval Academy)の士官の成績とまったく同程度であった。

ロイドは、左乙女豊秋と学内宗教生活を担当する元田作之進をとくに賞賛しているが、左乙女については、かれが外国人の被雇用者であるかぎり反外国人主義であり、かれの学内権威を脅かすものはロイドをはじめ、ほかのだれにでも極端にうたがいがかく、かれがかれの権利と考えるものにも極端に用心ぶかいたため、非常に協働しづらい人物であると評している。けれども、左乙女は教員と学生のそれぞれのあいだで規律をたもち、よき組織者で、よくはたらく者であり、学校はかれに多くを負っている、とロイドも賞賛する日本人校長であった。

そのうえで、ロイドは左乙女と学校運営上の方針で闘いはじめたところであると報告した。主要内容は経費についてである。主教と常置委員会が立教学校現予算よりも減額の次年度概算を米国に送付したと思うが、それはロイドの概算によるもので、責任はロイドひとりにあるとしながら、学校の有効性を損なうことなく可能な減額をしたのであった。ロイドは常置委員会に提出するロイド・左乙女協同の概算を具体化するために、左乙女に

かれの概算を出すようになしたが、常置委員会がこの問題を決めるまえに、左乙女はそれをロイドに渡さなかつたので、比較できるように左乙女の概算をこの報告書に同封している。ロイドと左乙女の概算の相違は、左乙女が二人の在學生に縮減された専修科に多額を要求する一方（五人の学費による九〇円の収入予定と一〇〇〇円の支出予定）、ロイドはほかの方法によってそれを二人に供給できるとして削除したのである(73)。

ロイドはこの三か月まえの九七年一月三〇日のキンバー宛書簡で、立教学校について関心をもつて観察してきたことを表明し、立教にたいする伝道協会の支出は寛大すぎるといふのが印象であること、ロイドによれば、学校は確実にもつと経済的に運営されるかもしれず、一、二か月後にロイドから公式な手続きを経て予算を削減する要請がとどいても驚かないように、と送信していた(74)が、それを総理就任直後に断行したのである。

### (二) 尋常中学校令とキリスト教教育維持問題

ロイド総理就任直前の九七年末までの立教学校においては、立教中学校や専修科でも聖書の科目はなく、聖書やキリスト教倫理が授業時間内に教えられていない。欧化主義末期の八八（明治二二）年の立教大学校時代の規則では、予科（一年）と本科（六年）の全学年に「聖書」

の授業が課せられていた(75)。けれども、テイング校長と左乙女豊秋（学監・主監）による国粹主義時代の九〇年代の立教運営期は、左乙女先導のもと学内においても排外主義が蔓延し、九六年に私立尋常中学校の認可を申請するさいにも、九八年一月に再度認可申請をするときにも、「聖書」の科目はふくまれていない。

こうした学内事情のなか、ロイドは総理就任後まもない九八年三月末の報告で、同年一月に申請した私立立教尋常中学校が二、三日のうちに認可されるとの蓋然性に関連して、日本のミッション・スクールが政府認可のもとで、どれくらい進むのが適当であるかとの問いを投げかけた。

これまでのところ、中学校が政府認可（尋常中学校令）を得ることは、学生にとつて一時的に有利な高等学校への進学資格や徴兵猶予の特典をもつこととなり、キリスト教教育への規制もかなりゆるやかで、じつさいには授業時間帯に直接のキリスト教教育をすることが禁止される程度であるとの理解のもと、日本のほとんどのミッション・スクールは、授業時間帯での間接的な宗教的影響とそれ以上の直接的な教えは始業まえと放課後にするようにみずから抑制して、政府認可を得るよう模索しているとロイドは言及している。

けれども、ロイドによると、文部省は一度ならずミツ

シオン・スクールのそうした理解は認可資格を意味する解釈とはならないと指摘しており、二年まえの九六年に（立教中学校は同年「立教尋常中学校」を設置したが未認可）、聖書は倫理の授業の基礎にしてはならず、唯一認められるのは公式の註解にもとづく解釈をとまなう教育勅語である、と文部次官が校長テイニングに語ったことに言及。もし、次官のいうとおりならば、キリスト教倫理をあきらかに教える学校は、政府から直接の認可を受けられないことをしていることになり、政府はいつでも態度を翻して認可返上を要求するであろう、と指摘した。

九七年末のテイニングの立教学校の報告にキリスト教の科目がないのは、九八年一月に再度「私立立教尋常中学校」認可を申請する尋常中学校令への対応のためであるが、この申請はロイド総理就任まえのことであり、聖書やキリスト教倫理を教えていないこれまでの立教の措置にたいしては、このときロイドには批判的な見識があったのである。

ロイドによると、かれは声高には公言してこなかったが、文部省下にミッション・スクールがおかれることに反対してきた。九八年二月の京都の同志社にかなする文部省の最近の行動は、ミッション・スクールの危機にまったく目覚めさせられた。同志社当局（日本人理事）は尋常中学校令の認可を得るために、徳育の基本としてきた

キリスト教の文字を自校の綱領から削除した(76)だけでなく、本質的にキリスト教的性格を放棄することをもめられ、残念ながらそれにしがったことによって、いまやキリスト教学校の弱点を発見した文部省が、ミッション・スクールすべてにそうした条件を課すことを、ロイドは憂慮したのである。おそらくつぎに尋常中学校令の認可を受ける立教が、つぎの闘いの場となるであろうから、ロイドはこのキリスト教原則のために闘わなければならないとの決意を表明。このときロイドはたんにミッション・スクールにおける間接的な影響だけでは満足できないと言及していたのである。

それゆえ、ロイドは立教がキリスト教教育の完全な自由を、授業時間外とおなじように時間内でも得ることができるように、闘うつもりであると強調。そして、学校がこの問題で大胆な立場をとることによって、影響力と世論の尊敬を、多くはなくとも、得るであろうし、このために理事会の支持が得られるであろうと確信している、と母教会の支持をもとめたのである。

それでも、「闘う」ということばをロイドが使ったことを誤解しないで欲しいとも述べ、不必要にものごとをかきまわすつもりはなく、逆にロイドの闘いを平和的なものにするために全力を尽くすとしながらも、それにもかかわらず、立教関係の日本人全員が文部省にかなりこ

ころを奪われており、政府認可の背後に潜在する危険の可能性にかれらの目は閉ざされていることから、やはり「闘い」となるであろうとロイドが言及したのは(77)、同志社とおなじく立教でも、左乙女豊秋のような日本人幹部が、文部省主導の排外主義的教育政策に追従して、外国人宣教師ほどにはミッジョン・スクールにおけるキリスト教育に固執しない現状を憂慮していたためである。

さらに、学内のキリスト教活動にかんしても、ロイド就任以後の進展を報告しているが、そのいずれもロイドが固執する学内における課程内のキリスト教教育や事業ではなく、大聖堂や授業時間外の活動であった(78)ことは皮肉であった。九七年末までのテイングと元田による立教学校の報告がしめすように(79)、ロイドが立教に着任したとき、すでに立教中学校にかんするキリスト教教育と礼拝は、授業時間外におこなわれていたからである。つまり、ロイドが「闘う」というとき、それは、立教中学校の課程内のキリスト教教育を「維持」するのではなく、現在中学校でおこなわれていない課程内のキリスト教教育をあらたに「設置」することを意味することになり、それはこの報告書の二、三日後(九八年四月)に認可されるであろうと記されている「私立尋常立教中学校」の返上をも覚悟しなければならぬほどの瀬戸際の決意でもあったのである。文部省認可のもとで、ミッジョン・

スクールがどれほど進むべきかと、総理就任直後の時点で、ロイドが母教会に問いかけたのは、このためであった。

さて、ロイドの「闘い」は、それから三か月後の九八年六月三〇日の報告で、政府認可を受けていない各種学校である神田の東京英語専修学校で、週に二度英語による「聖書」の授業を開始し、かなりの出席者がいることを報告したことで顕在化した(80)。同年三月末の報告から半年後の一〇月二〇日の報告でも、各種学校の立教専修学校(専修科)において、ウッドマン(Edmund Radcliffe Woodman)が「聖書」の授業をはじめ、ロイドが認可することをめぐって、左乙女と軽度の「闘い」をして、現時点でロイドが優勢であると本国に送信し(81)、「聖書」教育に着手したことをロイドは報告している。

九八年六月末の報告では、チャプレンの元田が中学校で週に二度「聖書」の授業をしていると報告しているが、これは正規授業の時間帯とは明言されておらず、課程外の活動であった(82)。このように、四月に文部省から認可された「私立立教尋常中学校」における授業時間内での直接のキリスト教教育にかんしては、ロイドの「闘い」の意志にもかかわらず、半年を経過しても実践されていない(83)。一年以上経た九九年五月一日の書簡においても、



立教中学校（九九年三月に立教中学校と改称）の課程内の「聖書」の授業はおこなわれていなかった。

こうしたなか、この課程内キリスト教教育をめぐる「闘い」における苦境を、ロイドはのちの文部省訓令第一二号問題への対応において逆利用していくことになる。

## 二 文部省の宗教教育禁止政策とロイドの方針

### (一) 宗教教育禁止方針の予兆

一八九四年に日本と欧米間で調印された通商航海条約は五年後の施行とされた。その九九年の条約改正において、日本にとって不平等条約の根幹であった領事裁判権などの治外法権や関税自主権喪失の撤廃とひきかえに、外国人居留地が廃止されて外国人の「内地雑居」が可能となるため、宣教師経営のミッション・スクールやキリスト教会による内地への思想的流入とその日本人青年への感化を憂慮する仏教界からの反発が、九八年後半に全国各地で開催された内地雑居準備仏教大演説会や(84)、九九年前半の仏教系新聞における警告に象徴されるように(85)、その激しさを肥大させていた。こうした仏教界の動向を支持する世論のなかで明治政府がうちだした措置が、九九年八月三日公布の文部省訓令第一二号に具現化され

ていく、教育と宗教の分離を標榜した国家主義教育の圧力である。

訓令第一二号（以下、訓令と表記）は、私立学校令案の作成・審議過程で削除された宗教教育禁止条項を、代替して公布したものであった。

その私立学校令案は、九九年四月の第三回高等教育会議に第一〇号諮問案として提出され（第一次案）、小修正をうけて可決、文部省によってさらに修正されて、同年六月の法典調査会で審議（第二次案）、さらに修正されて、内閣法制局において調整、最終案が確定され、七月末の枢密院の審議をへて、八月三日に勅令第三五九号として公布された。当初提出された諮問案の三〇か条は最終的には二〇か条に縮小され、内容もおおきく変容している(86)。

第一次案で論議が集中したのは、私立学校設立者の資格をきびしく制限した第九条とその関連の第一〇・第一一条、および私立学校の教育内容に露骨な干渉をくわえようとする第一六・第一七・第一八条。このうち訓令の母体となる条項は、第一七条であった(87)。

けれども、私立学校と宗教教育にたいする法的規制が、最初におおやけの問題となるのは、九九年四月の私立学校令諮問案（第一次案）審議の半年まえ、すなわち九九年一〇月の第二回高等教育会議における第九号諮問案に

おいてである。

九八年一〇月二—四日の第二回高等教育会議では、第九号案「教育二関シ新条約実施準備ノ件」として、(一) 外国人による私立小中学校と他の普通教育機関の設立認可の可否、(二) 外国人設立学校卒業者への文官任用、徴兵猶予、教員免許などの特権付与の可否、(三) 外国人設立学校内での宗教関係規定設置の要否、(四) 外国人への小学校令義務化の可否などが審議された。このなかで、論議はとくに(一)に集中した。

文部省内では、尾崎行雄文部大臣、柏田盛文文部次官、高田早苗高等学務局長ら憲政党首脳部が、外国人による学校設立を認める立場をとっていたが、嘉納治五郎普通学務局長、野尻精一視学官など高等師範系文部官僚の一派は反対であり、この文部省内の意見対立が高等教育会議にも反映。島田三郎、鎌田栄吉、沢柳政太郎らは承認説、井上哲次郎、湯本武比古らは否認説、谷干城、杉浦重剛、伊沢修二、外山正一らは議決困難説や諮問案撤回の主張など三者鼎立の様相であった。

ようやく第三日目に、学校種目別に外国人の設立認可を問う採決にはいり、設立可は、小学校一一人、中学校一四人、各種学校一七人で、いずれも過半数に達しなかったという。だが、結局、文部省が(四)をのぞく第九号案を撤回している<sup>(88)</sup>。訓令の母胎となる(三)にかんし

てはなんの結論も出ていない。それでも、こうした論議により、外国人設立学校への規制の必要性が喚起され、反外国人主義がおおやけに露頭したのであった。

## (二) 静観の勧め—ミツシヨウ・スクールの終焉か—

英字新聞の切抜きを同封して、日本における教育事業への排外主義の予兆を九八年一〇月二〇日のキンバー宛書簡で報告したロイドは、日本内地の外国人による学校設立規制および外国人管轄学校の教育統制を目的とする同月の第二回高等教育会議の審議内容からミツシヨウ・スクールに切迫している危機をつたえたうえで、立学校総理としてのロイドの期間は、ながくはないかもしれないとの緊迫情勢に言及した<sup>(89)</sup>。

ロイドの情報源は不明であるが、かれは、この第二回高等教育会議が初等教育をいとなむ学校を外国人が創立し経営することを禁じる政府への勧告を三〇票対一六票で可決したと報告している。米国聖公会関係の初等教育では、立教中学校、奈良中学校、立教女学校、平安女学校、および専門教育でなく普通教育があるすべての機関がふくまれることになる。指摘するロイドは、高等教育会議はただの文部大臣諮問機関であり、文部省はそれを選択しないかぎりその勧告を受けいれる必要はないが、残念なことに、文部省法令の流れ全体としてながらこ

の勧告路線にしたがつてきており、もし文部省がこの決議を受容すれば、日本人が統轄する教育機関以外は、全キリスト教教育にたいする一撃となると憂慮した。

そのうえで、ロイドは、われわれが手の内を見せるまえに、衝撃が現実起こるまでわれわれはなんとか待つことができる旨指摘し、「文部省によつて採択される行動路線が明確に定められるまでは、米国聖公会の在日諸学校のいかなる建造、基金、増設にも資金を供給しないように理事会に主張する」と述べ、つねに慎重であることによつて、警戒の必要がしめされることになるであろうと送信した。

ロイドはさらにつぎのようにも言及している。米国聖公会の諸学校のなかでは、奈良中学校と立教女学校には日本人校長がおり、番町の学校（静修女学校）も日本人指導下にある。それゆえ、第二回高等教育会議の勧告の目的が、ただ日本人校長の任命を得ることであるなら、立教学校の校長に左乙女豊秋を、京都の平安女学校の校長に田村初太郎のような人物をすえることで困難に対処できるが、この運動はそれ以上のもの、つまり外国人による教育統制と管理をすべて剥奪する目的であるとロイドは理解するようになっており、これはすぐにもかなり深刻な事態になるであろうと予見したのである。

ロイドによれば、日本の新聞は高等教育会議によつて

しめされた偏狭な排他的精神に批判的なようであるが、欧米諸国のように日本の新聞はちからづよくない。文部省は新聞の誌上批判をあまり気にしないほど保守的で、開明的な現文部大臣（尾崎行雄）がまもなくその地位を追われるとの世論の噂もある。日本の教育情勢をこのように俯瞰したロイドは、つぎのように述べて、ミッシェン・スクール終焉の可能性をはやくも暗示した。

それゆえ、理事会はしばらく資金供与をひかえることを熱望する。他方、危険にみえるようなことが、よい方向とキリスト教会の益に変わることを祈らなければならぬ。これは、すべて神からのシグナルかもしれない。われわれが自由に牧会的で福音的な活動のためにすべてを貯えることができるように、ミッシェン・スクールの時間は終わり、神はわれわれが原理を教えることから自由にする方法をとつてくれるかもしれない。そうであるなら、すべては最善になることにまちがいない<sup>(90)</sup>。

### (三) 私立学校合案における宗教教育条項の顕現

半年後の九九年四月一八日、第三回高等教育会議の第三日に提出された私立学校令（第一次案）は、質疑応答ののち七人の委員に付託され、二二日に委員会報告（小修正）を可決した。

第一次案の中心は第九条と第一七条であった。私立学校設立資格をきびしく制限した第九条には批判もあつたが、結局、賛成多数によつて可決。第一七条関連の第一六条の有害教科書禁止、第一八条の政治論議禁止条項も、批判は少数意見としてしりぞけられた。そして、宗教育を禁止する第一七条については、伊沢修二が「宗教育ノ教育」の範囲を、江原素六と鎌田栄吉が第一七条適用校の問題を、それぞれ発言している。

だが、かれらとの質疑応答において、岡田良平文部参与官は、「国家ガ教育ノ総テノ機関ヲ経営シテ往ク」ものという国家教育権思想を論拠に、私立学校は「国家ノ経営ノ一部分ヲ代用」するかぎりにおいて、その意義を認められるのである、という私立学校令第一次案全体をつらぬく国家教育至上主義を代弁した。

こうして、第一七条の「小学校中学校高等女学校其他学科課程ニ関シ法令ノ規定アル学校及政府ノ特権ヲ得タル学校ニ於テハ、宗教上ノ教育ヲ施シ、又ハ宗教上儀式ヲ行フコトヲ得ス」は可決されたのである。

このような私立学校設立者資格に厳格な制限を課した第九条と、私立学校での宗教教育を禁止した第一七条を中核とする私立学校令（第一次案）にたいしては、「文部省の方針は私立学校撲滅にあり」（『萬朝報』一八九九年五月二五日）、「私立学校令は私立学校撲滅令」（

『東京日日新聞』一八九九年六月一日）という世評がたかかった(91)ことはいうまでもない。

#### (四) 不要な攻撃抑制と従来の方針踏襲

第三回高等教育会議が可決した「私立学校令案（第一次案）」第一七条は、学内における宗教上の教育も儀式も禁止されるという厳格な内容であり、政府から中学校として認可をうけている私立学校のミツシヨ・スクールにとつては、致命的な規制であつた。米国聖公会日本ミツシヨ月刊機関誌『チャーチ・イン・ジャパン』九九年六月号は、この第一七条を詳解し、ミツシヨ・スクールへの影響を憂慮している(92)。

ロイドは、第三回高等教育会議が私立学校令（第一次案）を採択した九九年四月直後の五月一日の書簡で、日本の教育情勢によつて立教は脅威にさらされているとして、第三回高等教育会議が反ミツシヨ・スクール路線を固めたことをつたえつつ、そうであつても、どんな行動も起こすことは必要ないように思われると、冷静な対処を呼びかけ、可能であればほとんどなにも変更せず、早急で悪感情にもとづく不要な攻撃という危険をすべて回避して、これまでのわれわれのおなじ方針をただ遂行することが明瞭な知恵であると提言した。ロイドはこのとき、「風は止むであらうと思つている」と述べて、母

教会に現地での慎重な対応への理解をもとめたのである。ロイドは、私立学校設立資格を問う私立学校令第一次案の第九条と、学内宗教教育を禁止する第一七条に顕現したミツシヨシ・スクールの危機にさいいて、反論や抗議をせず、これまでの方針を肅々と踏襲することが賢明との対処をしめす一方、どのような環境下でも、外国人が日本の学校を統制する日々は残りすくなく、立教の日本人兄弟は学校の管理という重荷を予想しなければならぬとも言及し、もし外国人宣教師が、日本人兄弟が管理する学校をそばに立ってみていなければならぬなら、ほかにすべき別の仕事がある外国人にはあるとの神のサインであるとも送信し、ミツシヨシ・スクールにおける外国人による教育従事の諦観も表明していた<sup>(93)</sup>。

#### (五) 私立学校令案における宗教教育禁止の部分修正

ところが、九九年四月に第三回高等教育会議が可決した私立学校令第一次案の宗教教育禁止条項については、文部省内でも異論があったことから、二か月後の九九年六月二日に私立学校令第二次案が閣議に提出され、即日法典調査会に回付された。こうした対応の変化には、在日外国公使らによる抗議行動が影響したとも指摘されている<sup>(94)</sup>。

第二次案で全文削除された第一次案は、第九、第一六、

第一八条をふくむ八か条におよび、実質的修正をうけたのは、第一七条をふくむ一〇か条におよんでいる。

こうして文部省は、私立学校令案第二次案第一〇条で、第一次案第一七条後半の部分を「宗教上ノ儀式ヲ行ヒ又ハ課程トシテ宗教上ノ教育ヲ施スコトヲ得ス(傍線引用者)」と修正したのである。これによって、宗教儀式は禁止されるが、宗教教育の禁止範囲は課程内にとどまり、課程外であれば学内における宗教教育は禁止対象にふくまれない、ということになった<sup>(95)</sup>。

しかしながら、部分修正されたこの第二次宗教法案第一〇条の情報を、どれだけミツシヨシ・スクール関係者、ことに外国人宣教師が認知していたかは不明である。おそらく、この修正に留意し得たものは僅少であったと思われる。

第一次案の第九条(私立学校設立認可条件)が削除され、第一七条(宗教教育禁止)がこのような実質的修正をうけたとはいえ、第二次案でも、校長・教員資格(第七条)、同認可取消(第九条)、私学閉鎖(第一三条)などの規定は第一次案をほぼ踏襲し、あらたに授業設備等変更命令規定(第一二条)を追加して、監督を厳重にすることが留意されているように、この第二次案は、第一次案と相違して、私立学校の設立をある程度自由に認めつつも、干渉・監督をきびしくするという内容のもので

あつた(96)。

### (六) 宗教教育禁止条項の削除と訓令における復活

さて、この私立学校令第二次案を付議された法典調査会は、三浦安(宮中顧問官)を部長、穂積八束らを主査委員、平田東助(法制局長官)らを委員とする第四部会が審議にあたり、第一、第四、第一〇条を全文削除、第六条など一か条を修正して、九九年七月四日に法制局に回付した。けれども、第一〇条の宗教教育禁止規定の削除という措置が、第一次案第一七条以来の立場に固執する文部省のはげしい反対をまねいたため、法制局は文部省と衝突、数回交渉をこころみたのち、法制局は第一〇条復活に同意することになる。法制局長官が委員として議決にこだわっている法典調査会の削除決定を、法制局自身がくつがえすほど、文部省の宗教教育禁止の態度は強硬だったのである。

ところが、復活と決まった第一〇条は、七月一日になりふたたび削除されることになった。それは内務省が第一〇条の復活に同意しなかったからである。このため、削除される第一〇条の代わりに、第一〇条の趣旨を「文部大臣ヨリ訓旨」することで、この問題に終止符が打たれた。つまり、勅令である私立学校令からは宗教教育禁止条項は削除されるが、それは文部大臣訓令として發布

されるということになったのである。この宗教教育禁止方針は、七月一四日の閣議決定をへて、七月一七日には文部次官宛の内閣書記官長通牒において、正式に「政府ノ方針」として認知された。

こうして、私立学校令案は七月一四日の閣議において最終案が決定され、諮問された枢密院は七月二七日の委員会、三十一日の本会議で小修正のちこれを可決。改正条約実施最終期限の前日の八月三日、宗教教育禁止条項を削除された私立学校令と、宗教教育禁止をかかげた訓令第一二号が、どうじに発令されたのである(97)。

## 三 文部省訓令第一二号問題と立教学院設立

### (一) 訓令と諸ミッション・スクールの対応

一八九九年八月三日、文部省は道府県と文部省直轄学校に「一般ノ教育ヲシテ宗教ノ外ニ特立セシムルハ学政上最必要トテ依テ官立校公立学校及学科課程ニ関シ法令ノ規定アル学校ニ於テハ課程外タリトモ宗教上ノ教育ヲ施シ又ハ宗教上ノ儀式ヲ行フコトヲ許ササルヘシ(傍線引用者)」という訓令第一二号を公布した。

削除された私立学校令第二次案の第一〇条の宗教教育禁止条項は、課程内の宗教教育禁止であつて、課程外は

禁止されないという部分修正がされていたにもかかわらず、あらたに発布される訓令においては、課程外の宗教教育も禁止されることで、禁止範囲が拡大されていたのである。

訓令の対象は、文部省認可の私立学校にもおよびため、私立学校関係者、ことに政府認可を受けていた諸ミッション・スクールにとつては深刻な問題であった。認可を継続しようとすれば、建学の精神であるキリスト教教育を断念しなくてはならず、キリスト教教育を維持するためには、認可を返上して、高等学校（卒業者のみ帝国大学入学資格）への受験資格と官吏任用受験資格および徴兵猶予という特典のない各種学校になるしかなく、その場合は確実な学生数の激減とそれにもなう学校経営の不振を覚悟しなければならなかったからである。まさに、ミッション・スクールにとつては存続の危機となった。

訓令発令二週間後の九九年八月一日、青山学院、東洋英和学校（麻布中学校）、同志社、立教、明治学院、名古屋英和学校の六校代表者は東京に参集、訓令は信教の自由を侵す違憲であり、私立学校への宗教教育規制は不当であるとの反対声明（書記は元田作之進）が宣言された。

翌一七日、他校に先駆けて明治学院は臨時理事員会をひらき、認可中学校としての特権を放棄してもキリスト

教教育を堅持する方針を決定<sup>(98)</sup>。明治学院総理の井深梶之助は、東京府をつうじて卒業をひかえた明治学院尋常中学部在学生のために訓令実施延期を文部省にもとめるとともに<sup>(99)</sup>、各ミッション・スクールの協力のもとで訓令適用除外および施行延期の陳情を文部省にはたらきかける運動を展開するが、各校の歩調は当初から乱れがちであった。各校はそれぞれ個別に東京府や文部省と陳情するなどしており<sup>(100)</sup>、なかなか統一行動をとるのは困難だったのである。

八月三〇日の井深の日記では立教独自の方針を非難している（これについては後述）。九月六日の井深日記でも、同日の六学校委員会（立教は代表者欠席）で、青山学院は中学部を本年にかぎり継続、同志社は訓令を遵守して中学部を継続、との三者三様の路線が明確となっていた。

他方、井深が請願していた訓令実施延期については、九月二二日に東京府経由で文部省は実施猶予の請願は受諾できないとの返答を受けたことで、不調に終わった。ところが、九月二九日の井深日記では、文部省が米国メソジスト監督教会のクラランスン監督の要請により、青山学院では来年三月まで宗教教育と儀式が許可されたと聞き、「実ニ奇怪千万ノ事共ナリ」と記している。ただ、これは、米国公使から青山学院に送った書面上に誤解が

あり、公然の訓令実施猶予は不可能であることを、一〇月四日に文部大臣樺山資紀が井深につたえた。それでも過酷に訓令を適用することはしないので、できるだけさしつかえないようにする、との文相の返答も井深は日記に記している。

一〇月二日、各派キリスト教系学校代表者九人（井深梶之助、本多庸一、元田作之進、江原素六、グリーン、インブリー、マキム、スペンサー、ボーデン）は、学校を訓令の対象から除外することをまとめて樺山文部大臣に陳情書を提出。返答は熟考するであった。結局、この日まで、各校代表関係者が協同して訓令適用除外運動を展開することは、八月一六日の反対宣言以来、一か月半のあいだもできなかったのである。

六日には、井深、元田、インブリー、グリーンの四人がふたたび文部省に出頭、文部次官奥田義人と面会して「訓令事件」についての陳情、論議を展開、請願はしりぞけられたが、奥田次官は中学校の名称なしで同一の待遇（特典）を受けることの請求については熟考すると返答している。

一〇日、井深は本多とともに桂陸軍大臣を訪問するが、不在で面会できず、翌日も先約の来客で陸相と会見できなかったため、二一日に山縣有朋総理大臣に面会して訓令問題について陳情、首相は文部当局者に諮るようにと

の返答で要領を得ず、政府要人への斡旋依頼も思うように展開しないなか、二五日に、井深、本多、西原清東の三人は、文部参与官岡田良平を訪問するが、やはり事態は進展しなかった。

二八日、井深、本多、押川方義、インブリー、スペンサー、マキム、クレメント、ボーデンの八人が文部大臣樺山と面会し陳情するが、聴きいれられず、十一月七日に大臣を訪ねた井深は、二八日に大臣が詮議するところたえていた未認可校への特典付与の件は、議会までであり「目下詮議中」との返答におわった(10)。そして、結局、このミッション・スクール諸校の運動は、一二月末に江原素六、本多庸一によるパンフレット『一般の教育に関する文部省訓令十二号に対する運動顛末及意見』の発表をもって終息する(102)。

このように、井深を中心とする東京における訓令反対運動は、かれが当初企図したようには関係代表者による協同歩調をそろえることができず、文部省幹部への折衝と陳情においては文部官僚の抗弁も強硬で、一九〇〇年三月までの訓令第一二号実施猶予、訓令の撤回および対象除外といった請願が、ことごとくしりぞけられる結果となった。このため、各校におけるつぎなる焦点として、キリスト教教育を維持するために政府未認可となる個々のミッション・スクール（各種学校）に、徴兵猶予と上



級学校入学資格などの特典付与をもとめる要請に、交渉の比重が移動していくことになるのである。

当時、ミッション・スクールは男女中学校・小学校を総計すると、二七道府県にわたり一二七校あった<sup>(10)</sup>。このなかで、文部省へ陳情運動をおこなったのは、男子中学校のみで、キリスト教女学校や小学校は運動にくわわっていない。女学校は高等女学校令に準拠しない各種学校であり、特典とは無関係であったが、小学校は訓令適用校であった。小学校がとるべき方針としては、訓令撤回または適用除外の主張、訓令認可校でない各種学校化、廃校、宗教教育放棄の四択があつたが、おおくのキリスト教小学校が選んだのは、廃校と宗教教育放棄であつた。ここでも各校は個別に対応し、小学校相互の連絡も女学校や中学校との連携もなかつた<sup>(11)</sup>。

ところで、このようにキリスト教中学校関係者が文部省との交渉に依存することへの異論もあつた。木下尚江は毎日新聞において、「唯だ彼等は学校の閉門を恐怖して、其の寛容を哀求せるのみ。吾人は寧ろ彼等耶蘇教徒の偽善不信に驚くの外なきなり」と酷評し<sup>(12)</sup>、『六合雜誌』も九九年九月一五日の社論において、文部省が教育方針を変更するかどうかを考えて宣教師学校の方針を決めるようなことは、他人の懐を当てにして商売をしようとする類であり、宣教師はむしろ積極の方針をさぐり自

己特有の教育機関を完成することに努力すべきである、と痛論した<sup>(13)</sup>ように、キリスト教界からも一部批判の声が出ていたのである。

## (二) 訓令への立教の対応

それでは、諸ミッション・スクールが対応に苦慮したキリスト教教育を禁じる訓令第一二号問題にたいして、立教はどのような運動を展開したのであるうか。

九九年四月の第三回高等教育会議の情報をロイドから受けた米国聖公会内外伝道協合理事会は、同年六月一三日、「キリスト教が一定に教えられないような外国任地が関連するいかなる学校へも経費計上は辞退する」と決議した<sup>(14)</sup>。訓令第一二号が発令される二か月まえである。訓令公布と同時に書かれた九八—九九年度の年報で、マキムは訓令への対応策として四択を列挙している。第一は、宗教教育を断念して中学校令の認可をうけること。これによると、立教中学校はキリスト教教育を放棄した世俗化された学校となる。第二は、訓令に服することはできないとして問題化させること。これを採択すると、反日的な外国人とみなされる危険がある。第三は、認可を返上して宗教教育を継続し、特典をうしなつてもグレードを変えた各種学校として存続させること。これを採択すると、学生が大幅に減少することが予想される。第四

は廃校。

マキムによれば、いずれの選択もキリスト教主義学校にとつてはきびしいものであったが、通学生にかんするかぎりは、訓令認可校として宗教教育を断念する第一か、閉校する第四の選択しか残されていないと言及する一方、学校とは別個に認可されるであろう寄宿舎では、寄宿生にたいしてキリスト教の影響をもたらすことができるとし、通学生と寄宿生を区分した対応を示唆して、前者については宗教教育の断念か閉校かという悲観的な選択を想定していた。

ただ、マキムはこの年報で、今後の対応をマキムに報告するために立教首脳陣が数日のうちにこの問題を協議するので、かれらの方針を理事会の考慮と判断をおおぐために送信すると報告し、ロイドを中心とした立教幹部に最終判断をゆだねた<sup>(108)</sup>。

八月一六日に共同宣言を発したミツシオン・スクール六校代表者会談から三日後の一九日、立教学校総理 (President of St. Paul's College) アーサー・ロイド、チャールズ・H・エヴァンス (Charles H. Evans)、元田作之進の三人は、立教代表として東京府教育局員の後藤を訪問し、訓令第一二号の件でつぎのような陳情書を提出した。

立教学校 (St. Paul's College) は四部門から構成さ

れるものとする。一、立教中学校 (St. Paul's School)。

二、東京英語専修学校 (The English School at Kanda)。

三、立教専修学校 (英文陳情書では「専修科 Senshukai」 The Higher School)。

四、寄宿舎 (The Dormitory)。政府規定に反するため認可中学校ではキリスト教教育はおこなわないが、宗教教育は、神田の東京英語専修学校と、築地の立教専修科と、寄宿舎でおこなう。三部門での宗教教育と (立教中学校の通り向かいにある築地聖三一)

大聖堂の平日礼拝は義務化する。立教中学校校長は、寄宿舎舎監として寄宿舎でのキリスト教教育の責任者となる。上記四部門を立教学校 (St. Paul's College) として登録すれば、立教中学校は政府認可を得ることができるか。また、おもに立教中学生が居住する寄宿舎での宗教教育を義務化し、立教中学校校長が同時に寄宿舎を管理しても、認可を保持できるか<sup>(109)</sup>。

これにたいし後藤は、この方針は可能であると返答したうえで、必要なことは、四部門すべての機関を東京府に報告することであり、そうすれば立教中学校は政府規定を満たしている学校であるとして東京府は文部省に報告するであろうと述べたのである。さらに、寄宿舎は立教学校を構成する他のとくべつな部門ほど関与しないであろうが、寄宿舎舎監の登録は立教中学校校長の名義ではなく、立教学校総理の名義にしなければならないかも

しれないと言及した<sup>(10)</sup>。

この最後の条件さえ調整できれば、特典が付与され政府認可をうける立教中学校はキリスト教教育を自粛するが、他の三部門ではキリスト教教育を義務化するという四部門から構成される立教学校の設置が認められるみとおしがついたのであった。じっさい、文部次官奥田義人は元田との会見で、立教のこの運営方法にはなんの異論もないとの確信をあたえている<sup>(11)</sup>。こうして、立教学校総理ロイドのもと、立教中学校校長には元田作之進が就任、寄宿舎舎監にはイマイという九段の諸聖徒教会信徒を起用した<sup>(12)</sup>。

こののち、マキムは立教中学校を「私立立教学院立教中学校」と改称する校名変更願いを二〇月二七日に東京府に提出、樺山文部大臣から十一月七日に認可、翌八日に認可公示されたことで<sup>(13)</sup>、四部門を統轄する立教学校 (St. Paul's College) は立教学院 (St. Paul's College) と改称された。

立教幹部による東京府教育局への陳情書は、ロイド、元田、エヴァンスの連名となっているが、この陳情書の草案者はロイドである。ロイドは一九〇〇年夏の母教会への年報で、あらたに四部門から構成される統合機関としての立教学院を設立することによって、立教での宗教教育を断念することなく継続させようとしたかれの計画

を、マキム、立教理事会 (Board of Directors)、米国聖公会日本ミッション・メンバー、および母教会が承認したことに感謝している<sup>(14)</sup>。立教学校総理着任当初から、ロイドが唱えていた寄宿舎におけるキリスト教教育の充実、および宗教教育規制を顕在化させつつある文部行政にたいしては、当局を刺激することなく沈静な対応を提言してきたロイドの方針が、ここに結実したのである。

八月一七日に中学校としての特権を放棄してもキリスト教教育を堅持する方針を決していた明治学院臨時理事員会と、その二日後の一九日の立教首脳による東京府への陳情書提出とは、井深がこの立教独自路線を批判して、「立教ハ遂ニ節ヲ屈シテ中学部ハ全然「セキラル エジウケーション」トナセリ」と八月三〇日の日記に記したように、対極の路線となった<sup>(15)</sup>。

けれども、この立教の路線は独自のものではなく、同志社も当初は、おなじ路線を選択していたのである。

訓令後まもなく、同志社社長 (理事長) 西原清東は面会した奥田文部次官からつぎのような提案をうけた。すなわち、奥田は、同志社が認可申請中の財団法人の寄附行為証のなかでキリスト教主義教育をかかげた第四・五条のあとに、本行為は法令の範囲内においておこなうという第六条を挿入すれば、徴兵令上の特典の問題はないであろうと示唆。そこで西原は、寄附行為証に訓令の趣

旨に抵触しないようにとの字句を、副申書として文部省に提出する方針をさだめ、九九年八月二九、三〇日の臨時理事会はこれを審議、「表面上形式」としてキリスト教や倫理科目としてのキリスト教ができなくとも、同志社には神学校や教会があるから「宗教的感化」をおよぼすことはできると理事会は決議して、訓令に抵触しないようにキリスト教主義教育をおこなうとの開申書を、西原は文部省に提出したのである（交渉不成立の場合は中学校を廃止）。これは、中学校以外の二学校、寄宿舎、大聖堂でキリスト教教育をおこなうとして中学校の政府認可をもとめた立教と同一方針であった。

しかし、文部省は訓令を同志社の開申書のように解釈しておらず、同志社財団法人として認可されていない段階でこのような文書を提出するのは不適當であるとして、これをしりぞけた。このため、西原は九九年九月、一九〇〇年三月をもって中学校廃止にふみきることを理事たちに報告することになったのである<sup>(116)</sup>。

### (三) 母教会への陳情

他方、同志社と相違して東京府をつうじて文部省からの認可みとおしを得たマキムは、九九年九月一日の米国母教会伝道機関主事補キンバー宛書簡で、もしこの認可を得ることができれば、三五〇人の学生に定期的に宗教

教育がおこなわれる一方、一〇〇人の通学生には、学生としてはキリスト教教育はほどこせないかもしれないもの、かれらには学校始業まえと放課後に大聖堂でおこなわれる平日礼拝に出席するようにすすめられるとして、この措置が、立教でキリスト教教育を施行すべきとの六月一三日の理事会決議の精神のうちにはいるか？と問い、また徴兵猶予と高等学校受験資格というふたつの特典がなければ、現在日本で最大のキリスト教系学校である立教の学生数は五〇、六〇人に減少するだろうと報告した<sup>(117)</sup>。

このマキム書簡を受信した理事会は、九九年一〇月一〇日、「立教学校にかんする計画は六月一四日の理事会決議と矛盾しないことを通知する」との決議を採択<sup>(118)</sup>。これにより、立教首脳部による措置は母教会からも支持を得られるみとおしとなった。

ロイドも九月二四日のキンバー宛書簡で、立教の対応についての経過を米国聖公会に説明している。ロイドによると、もしこれまでの状態が保たれるなら、立教は穩便に対応する意志があることを東京府当局に表明して、四部門から構成する立教学院を設立し、三部門では宗教教育をほどこし（寄宿舎での礼拝と教育は義務化）、中学校は訓令を守るとつたえたところ、当局はこちらの立場を完全に理解し、認可をあたえる意志をしめしたこと

をキンパーに報告、理事会もロイドたちの立場を理解して裁可することを望むとうったえた。

さらに、ロイドはおなじ書簡で、長老派（明治学院）はすでに認可を返上し、メソヂイスト（青山学院）もおそらくおなじことをするであろうと述べ、立教ではキリスト教は中学校では教えられておらず、それはつねに寄宿舎でなされてきたという、他校と相違した宗教教育環境を説明し、ロイドが関与するかぎり立教が実行していないことを政府は禁止しているのであるから、立教が認可を政府に返上する必要はないとの認識をしめた。

つまり、九七年末のロイドの立教学校総理着任後でもない九八年四月に政府認可を得ていた私立立教尋常中学校では、キリスト教教育が実施されていなかったという政府認可中学校（九九年三月に私立立教中学校と改称）における学内事情を逆利用したのである。

さらにロイドはこの書簡で、立教の寄宿舎では完全な自由があり、中学生はYMCAの会議およびかれらの自身の他のキリスト教組織のためにも教室をつかうことができ、弁論部や文系団体とおなじくらの自由があると言及し、「われわれが十字架を取りあげなければならぬ」ときはあるであろうが、今回がそれではあり得ない」と述べて、「もし訓令が悪を意味するのであれば、その悪は善に変えられるであろう」とも指摘した。そして、

母教会理事会が訓令を厳しく解釈する場合は、政府認可に準拠した現・立教（中学校）在生のため、一九〇〇年四月までは、このまま継続することへの認可を要請したのである<sup>(11)</sup>。

これにたいし、九九年一月一四日の米国聖公会内外伝道協会理事会会議は「認可問題は理事会がつぎの指示をするまで、主教とその諮問機関にゆだねられる」と決議し、事態の進行を注視することになった。

#### （四）訓令の実質的修正

九九年八月三日公布の訓令にたいして、キリスト教関係誌の『基督教新聞』や『六合雑誌』は、宗教による徳育の貢献度を強調する論拠から訓令反対を主張したが、教育関係誌の論調は、『教育実験界』、『教育時論』、『教育公報』などにみられるように訓令を積極的に支持したものがおおく、一般のジャーナリズムも、『萬朝報』と『時事新報』をのぞいては、訓令には好意的であった<sup>(12)</sup>。

そうしたなか、『萬朝報』は九九年九月四日の「言論欄」に訓令批判の論説をかかげ、小規模ながら文部省訓令無効キャンペーンを開始した。九月六日の『萬朝報』は、訓令というのは主務大臣が下僚に発するものであり、法令の代用とはならず、法令外の規定を訓令において命じることはできないため、この場合、私立学校令に規定

されていない規定を訓令一二号において命じることはできず、訓令には拘束力(制裁力)がないことを、「文部当局者」に認めさせたと、報道したのである<sup>(12)</sup>。さらに、九月一六日の『萬朝報』は、文部参与岡田良平との一問一答をこころみて、学校が生徒に宗教の教義を強制的に授けることは不可としても、教員生徒各個人の信教心が一致した場合、校舎を借りて宗教の儀式をおこない、宗教教育の研究をなすことにたいしては肯定させ、倫理教育の基礎を教育勅語に依拠しつつも、その解釈で聖書の格言を引用すること(神の名を出すことは不可)はみとめるといふ、訓令の実質的部分修正を示唆する回答を岡田からひきだしたのであった<sup>(12)</sup>。

このような『萬朝報』のきびしい訓令無効の論陣と、東京府がとくに憂慮した初等教育の危機(公立小学校の負担増加)をもたらしした訓令による私立小学校廃校問題の影響により<sup>(12)</sup>、九月半ばころには、訓令の実質的部分修正の方針はかたまつた、とみられている<sup>(12)</sup>。

こうして、九九年一〇月一二日付で文部省は、私立学校令、文部省令第三八号(私立学校令施行規則「一般ノ教育ヲ宗教以外ニ特立サシムル件」)、訓令第一二号の解釈や運用について、府県からの照会に回答するものとして、合計二一項目の普通・専門両学務局共通通牒において、柔軟に対処するよう各地方へ指導伝達したのである。

つぎの訓令の部分修正関連の四項目のうち、第一、第二は直接訓令にかかわるもので、第三、第四は私立学校令(間接的に訓令)に関与するものであった。

一 学校職員生徒ノ全部又ハ一部ノ団体、校舎内ニ於テ学校ノ事業トセスシテ、宗教上ノ講話、儀式ヲ行フハ差支ナキカ。

(回答) 事業学校ノ事業ニ非スト認ムヘキモノハ見解ノ通。但小学校令第十八条ノ如ク特別ノ規定アルモノハ此限ニアラス。

二 学校ノ事業トセスシテ職員生徒ノ全部又ハ一部ノ団体、校舎内ニ於テ宗教上ノ講話、儀式ヲナスハ、小学生ノ如ク其意思ニ依ルト認ル能ハサル者モ差支ナキカ。

(回答) 見解ノ通。  
三 尋常小学校ノ教科ノ外ニ宗教ノ一科目ヲ加ヘタル各種学校ヲ認可シ然ル可キカ。

(回答) 見解ノ通。  
四 上記各種学校ヘノ入学ヲ、小学校令第二十二條ニ依リ、市町村長ニ於テ許可ヲ与ヘ然ル可キカ。

(回答) 尋常小学校ノ教科ヲ教授スト認ムルトキハ見解ノ通

第二は、第一が小学校にも適用されることを明示したものである。この四項は、外見上は訓令の解釈としてい

るが、実質的には修正である。とくに第一・第二は、訓令において課程外でも禁止されていた宗教儀式と宗教教育を、「学校ノ事業トセスシテ」「校舎内ニ於テ」おこなうことを認めたのであり、課程外のキリスト教教育および儀式を認めるという訓令の実質的部分修正であつた。また、第三と第四は、多数の私立小学校の廃校という事態をのりきるための、私立学校令と訓令の事実上の部分修正措置だつたのである<sup>(125)</sup>。

ここでもやはり、この情報をミツシヨシ・スクール関係者および外国人宣教師がどれほど認知していたかは疑問である。この修正路線とおなじ方針を八月一九日に東京府に陳情して文部省認可のみとおしを得ていた立教でさえ、この府県への文部省普通・専門両学務局共同通牒の情報を得たのは、一九〇〇年に入つてからであつた<sup>(126)</sup>。だが、それにもまして、八九年八月三日に、井深は明治学院尋常中学部に代わる普通学部設置を東京府知事（東京市芝区長経由）に提出し（いつたん東京府に九月二日付で收受、その後書類を返却されたため）、一〇月六日にふたたび提出して翌日東京府に再收受されており、明治学院は一〇月一二日の文部省による訓令第一二号のこの実質的修正の直前に、政府認可返上を実行して、退路を断つていたのであつた<sup>(127)</sup>。また、同志社はこの訓令第一二号修正路線での訓令遵守と認可継続を八月末に請

願していたにもかかわらず、文部省はこの実質的修正の一月まえの九月に、既述したように同志社の要望を拒絶していた。いずれもこの訓令修正を活かすことを逸したのである。

マキムが樺山文部大臣と単独会見したのは、九九年一〇月一二日の文部省による訓令第一二号にかんする普通・専門両学務局通牒後の一〇月三日である。その四日まえの一〇月二七日にはマキムは東京府に「私立立教学院立教中学校」への校名改称願を提出していたが、三十一日の文相との会見でマキムは、キリスト教教育を学校校舎内で始業まえと放課後におこなつてもよいと文相が語つたことを、米国に送信している<sup>(128)</sup>が、この文部大臣の変化は、一〇月一二日の訓令第一二号の実質的修正をふまえての対応といえるであろう。

これを受信した米国聖公会内外伝道協合理事会は、一二月一日の会議で、「訓令の認可のもとで学校経営を続行し、われわれの宗教を妥協することなく、放課後にキリスト教教育を断念する意図がないと日本語で宣言することを、主教と諮問委員会は要請される」と決議し<sup>(129)</sup>、母教会は立教学院の方針を認めることとなつた。

マキムは一二月二八日にもキンバー宛書簡で、文部大臣がさらに、教室で学生を集め宗教教育や宗教的儀式をおこなつてもよいこと、それを義務づけてもよいこと、

ただしそれは学生としてではなく個人としてされると語つたことを報告し、最後の区別にマキムらは強硬に反対したものの、礼拝はこの一〇年来、大聖堂でおこなわれていて、教室ではおこなわれていないため、他のミッシェンほど影響はないと言及している<sup>(130)</sup>。

マキムは同系教派で東京在住のウィリアム・オードレー (William Awdry) 主教、A・F・キング (A. F. King) 大執事、A・C・シヨウ大執事ら、英国教会宣教師の見解もとめたが、かれらもマキムの方針を支持した<sup>(131)</sup>。

米国聖公会伝道機関誌 S M は九九年一二月号で、これまでの訓令第一二号問題の経緯を五頁にわたつて説明している。それによると、同年一月九日には、日本に政府認可校をもつ海外伝道協会の幹部たちがニューヨークで会合をひらき、認可を返上して訓令反対の立場を唱導する明治学院の米国長老教会宣教師ウィリアム・インブリー (William Imbrie) の書簡が読まれて共感をさそい、妥協に反対する声明が発せられているが、これにたいする反対票はないが、賛成票も投じられていないと述べて、他の海外ミッションとは微妙に相違した、立教の方針を理解をしめす米国聖公会の立場を暗示させていた<sup>(132)</sup>。

#### (五) 立教と諸校の対応上の異相

九九年八月一七日の臨時理事員会で早々に認可返上を

決めて文部省と交渉していた明治学院、同年八月三〇、三一日の理事会で一九〇〇年三月までキリスト教教育を止めて中学校を維持し、それ以後は特典を返上してキリスト教教育を続けることに決した青山学院<sup>(133)</sup>、そして九九年八月二九、三〇日の臨時理事会で訓令に抵触しないキリスト教教育をおこなうという、立教とおなじ路線を選択したにもかかわらず、文部省から認可されなかった同志社の三校は、それぞれ三様であったが、青山学院も同志社も、また名古屋英和学校も、いずれも一九〇〇年春からは、認可を返上して中学校を各種学校化するため特典をうしなうことでは、明治学院と共通していた。

これにたいし、東洋英和学校(麻布中学校)は、立教とおなじく、麻布中学校での宗教教育を廃止して政府認可を継続する方針をうちだしていたが、母教会のカナダ・メソヂスト教会による廃校の指示により、東洋英和学校と麻布中学校を分離し、神学科中心の前者を一九〇〇年に廃校とし、後者をキリスト教と関係のない世俗学校として独立させることになった。

立教のみは、九九年八月一九日の東京府へ提出した陳情書が文部省に認められる見通しがつき、一〇月二七日には校名変更願を東京府に提出して、一月七日に文部大臣から認可を受けたことで、課程外でキリスト教教育を維持しながら特典(立教への徴兵猶予の付与は一九〇



○年一月―三月のあいだ<sup>(134)</sup>をともなう政府認可を得た唯一の中学校となった。ここで、立教を中心にミッシェン・スクール諸校の対応上の異相の要因を考察しておく。

立教の文部省への方針としては、米国聖公会日本ミッシェン月刊機関誌『チャーチ・イン・ジャパン』九九年一〇月号の編集記事で言及されているように、第一に、訓令は徹底的なキリスト教教育の禁止にみえる一方、その実際の運用では、道府県や市などの地方当局に訓令の解釈の裁量をおおしく認める性向があり、じつさいに立教の措置が問題視されなかつたように、東京府では規則は非常に自由に解釈されていることを、立教首脳部が察知していたことが奏功したといえる<sup>(135)</sup>。

ここには、ふたつの要素を看取できる。訓令は厳格な適用というより、柔軟に解釈される可能性があること。そして、それは文部省と直接談判するよりも、所轄の地方当局と交渉することが得策であることである。明治学院の井深がこころみたような有力政治家への斡旋依頼についても、強硬路線の山縣有朋政権下では機能しなかつたのであり、後続の伊藤博文内閣による緩和傾向を待たねばならなかつた。

訓令の柔軟な解釈と弾力的な運用については、九九年一〇月一二日の訓令の実質的修正の地方当局への通牒の

まへの同年九月に、青山学院が一九〇〇年三月まで宗教教育と宗教儀式の実施猶予が文部省から許可されたとの情報に、疑義をうったえた井深にたいして樺山文部大臣が、一〇月四日に、公然の訓令実施猶予は不可能であるものの、訓令を過酷に適用することはせず、できるだけさしつかえないようにすると返答していたことから、文相のこの返答の一週間後の文部省普通・専門両学務局通牒の予兆は、井深にはある程度は感知されたはずである。けれども井深がこの二日後の一〇月六日に尋常中部認可返上にともなう普通学部設置願を提出していることから推察すると、文相の返答を信用していなかつたか、または信用したとしても、訓令撤回や適用対象除外とはならないような軽微な程度の変化では満足できないものと判断していたかであろう。

文部省が九九年一〇月一二日付の普通・専門両学務局通牒において、訓令第一二号の柔軟な適用を指導伝達したのは、府県からの照会への回答として、各地方自治体にたいしてであった。そもそも、多数のミッシェン・スクールをふくむ私立小学校の廃校による初等教育の予想された危機に無策であった文部省と東京市にたいして、「府下普通教育の浮沈」を主張する東京府当局が文部省をおしきり、既述の共同通牒第三・第四を文部省に認めさせていたという経緯があつた<sup>(136)</sup>。こうしたちから関係

のなかで、文部省は一九〇〇年四月までは従来どおりに宗教教育や儀式をおこなつても干渉しないこととし、訓令適用緩和を東京府知事に「内意」としてつたえたのである<sup>(13)</sup>。明治学院が東京府をつうじて文部省にうったえていたという訓令実施延期は、このように公然とは明示されなかったものの、一〇月一二日の文部省学務局通牒以降は、東京府管轄下では実質上実現していたのであつた。

この実態を、もし明治学院の井深が事前に正確に察知していれば、この六日までに認可を返上していたかれの対応に変化はあつたであろうか。いづれにせよ、井深が東京府と時間をさいて、腰をすえた交渉をするよりも、政治家の介入をたより、また九月半ばには訓令の実質的修正の方針が固まつていたにもかかわらず、ミッション・スクール代表者には公然と訓令を曲折し得ない文部省と直接折衝していたことが、かれの決断をうながすひとつのおおきな要因となつたことは確かである。これは文部省との交渉に終始した同志社にもあてはまる。

立教代表者も他校と協調して一〇月二日、六日、二八日には文部省と会見するが、それと並行して、立教は八月当初から個別に東京府と直接談判していたのであり、むしろ東京府との折衝のほうにちからをいれていたのである。

第二に、既述したように、九八年四月の政府認可以降、私立立教尋常中学校（九九年三月に私立立教中学校と改称）では「聖書」科目を設置できず、キリスト教教育は寄宿舎と大聖堂でおこなわれていたように、以前から学校課程内ではキリスト教教育をしていなかった。ロイドは当初、中学校の課程内キリスト教教育の実現をめざしていたから、結果的にそれが実施されずにきたというロイドにとつては残念な教育事情を逆利用し得たのは、不幸中の幸いであつたといえよう。

九八年二月の同志社キリスト教綱領削除問題で、後援ミッションのアメリカン・ボード宣教師による訴訟も辞さない強硬な抗議により、駐日米国公使バック（A. B. Back）や元駐日米国総領事マツキーヴァー（Nicholas W. McVoy）、大隈重信首相や伊藤博文らを巻き込む外交問題にまで発展させてしまった同志社では、日本人理事の退任とキリスト教綱領を復活させることで事態の収拾を図つたうえに、徴兵猶予の特典も結局はうしなわなかつたという経緯<sup>(14)</sup>から、政府認可の中学校におけるキリスト教教育の実態にたいして文部省が疑念を払拭しきれていないという問題をかかえていた。そうしたなか、同志社が九九年八月二九、三〇日の臨時理事会で、訓令に抵触しないキリスト教主義教育をおこなうという決議をし、文部省に提出したその開申書が、立教の八月一九日の東

京府への請願書と、一〇月一二日の訓令第一二号の実質的修正（課程外の宗教教育は可能）とおなじ路線であったにもかかわらず、九月の時点で文部省から認められなかったのは、中学校内でキリスト教教育を実践していなかった（大聖堂や寄宿舎で礼拝とキリスト教教育を実践していた）立教との学内環境の相違があったからであろう。

第三に、立教ではロイドをはじめとする外国人宣教師が攻撃的でなく、左乙女豊秋退任以降は、元田作之進を中心とする日本人首脳の方針との学内融和の実現があった。明治学院では、インブリーやワイコフ (Martin Nevius Wyckoff) は訓令第一二号に当初から強硬であったと、井深は述べている<sup>(139)</sup>。青山学院では、九九年八月三〇、三十一日の理事会で訓令問題への対処で議論が沸騰し、中学校を廃し各種学校としてキリスト教教育の実施を強硬に主張する外国人宣教師（理事）にたいし、日本人理事は外国人理事の見解に難色をしめすものがおおく<sup>(140)</sup>、同志社でも、九九年八月二九、三〇日の臨時理事会で、既述のような、訓令に抵触しないようにキリスト教主義教育をおこなうとの決議において、日本人理事九人が賛成、外国人理事三人が反対したように<sup>(141)</sup>、日本人と外国人の首脳陣あいだで見解が分立していたのである。

第四に、訓令第一二号にたいして、立教のロイドは明

治学院の宣教師らのように抗議や攻撃をせず、地方当局をとおして法令にさわらわぬ姿勢をしめしていたことである。いずれのミッション・スクールの宣教師や外国人理事らも、訓令第一二号に真つ向から反対したのにたいして、ロイドは立教学校総理着任直後の学校課程内「聖書」教育実現への平和的「闘い」を、ときの趨勢にかんがみて変容させていった。すなわち、ロイドは、訓令公布まえからこの動向を想定し、事態の推移をみまもり不要な投資を休止して静観することを母教会にうったえ、学内日本人が学校統轄の全権を掌握するときには、外国人は直接の福音宣教のために教育事業の終焉が示唆されているかもしれないと説く諦観を表明する一方、反論や不要な攻撃をせずに従来の方針をつづけることで、「嵐は止むであろう」とも指摘して、訓令問題に沈静に対処したのであった。こうしたロイドの立教路線が、訓令を遵守しながらもキリスト教教育を維持するという立教学院設立の認可に連動したのである。

このように、諸校と相違してロイドを核とする立教首脳陣による方針が文部省に認められていった要因としては、第一に、文部省よりも東京府との交渉の重視。第二に、訓令以前からの政府認可校の立教中学校における学校課程内のキリスト教教育不実施。第三に、外国人と日本人首脳のあいだでの学内調和。第四に、外国人首脳に

よる文部省や東京府への不要な攻撃姿勢の抑制、などが指摘できるであろう。

そして、九九年一〇月一二日の文部省による訓令の実質的修正にもとづく、同月末のマキムへの文部大臣の訓令規制緩和の返答が、母教会の米国聖公会が立教の方針に理解をしめし、その措置を認める追い風になったことはいうまでもない。立教以外の諸校は、訓令の実質的修正の情報入手がたとえ遅かったとしても、その情報入手後にも反応しなかった。ここにおいても、各校における外国人宣教師の強硬姿勢の影響が反映されていよう。

#### (六) 母教会承認通知受信直前の立教学院

文部省からは訓令をみたく中学校として認可されたのちも、立教学院の方針にたいして、母教会の米国聖公会内外伝道協会理事会からは、九九年一二月一日の認可通知がまだ届いていなかった同年末、元田作之進は立教学院の立教中学校と寄宿舎について報告した。

それによると、二年まえに八〇人であった生徒は二一四人となり、そのうち四〇人が信徒であった。学年が進行するにつれ信徒の割合が増加することは、学校におけるキリスト教の影響によるものと言及している。寄宿生にキリスト教教育をほどこし教化する目的で設立された寄宿舎では、中学生を受け入れることが政府によって認

められており、寄宿生となるかぎり中学生と専修科学生は、寄宿舎の全規則にしたがうこと、そして大聖堂か寄宿部屋でのキリスト教礼拝と教育に参加することが、義務づけられている。九九年九月の時点で五四人の寄宿生のうち半数以上の二九人が信徒。内訳は、メソヂイスト信徒三人、組合派信徒一人、長老派信徒一人、聖公会信徒二四人。完成する新寄宿舎とあわせて、一〇〇人の寄宿生収容が一九〇〇年一月には可能となる。そして、キリスト教の活動としてはつぎの一〇項目をあげている。

①東京三一神学校生の稲垣陽一郎によるキリストの生涯講義。②出席自由である寄宿舎での平日の火・木・金曜日の午後九時におこなわれる東京三一神学校生の若月麻須美によるマルコ福音書解説。③平日の月・水曜日の午後六時におこなわれる学内伝道師の三輪による平均出席五人の洗礼志願者準備。④各月の第一金曜日に学校教室の放課後におこなわれる学生YMCA主催の祈祷会。⑤木曜の午後六時に寄宿舎でおこなわれる若月麻須美による学生YMCA主催のキリストの生涯概論講義。⑥月に一度出席が義務づけられている東京市内の聖職によるキリスト教講義。⑦出席が義務づけられている築地聖三一大聖堂における毎日の朝禱と講話。月・木曜日は落合吉之助による旧約聖書。水曜日はロイドによる教会教理。火・金曜日は元田による新約聖書。土曜日は講話なしで

落合吉之助。⑧大聖堂での日曜礼拝。午前の礼拝出席は義務化、晩は出席自由。三一會館での午前礼拝後の日曜学校は出席自由。⑨火曜日の晩におこなわれる大聖堂信徒の三一會館における祈祷会。⑩大学伝道事業。(a)大聖堂と聖ヤコブ教会の日曜学校。(b)学生と校友に五〇〇部配布する学内伝道機関誌『築地の園』の刊行<sup>(44)</sup>。

マキムは九九年一月一四日の書簡で、立教では過去一〇年来よりもおおくのキリスト教教育が実施されていると言及し<sup>(45)</sup>、一二月二八日の書簡では、この元田報告を引用しながら、米国聖公会理事会による立教の方針認可をうったえた<sup>(46)</sup>。こうした活発な学内宗教活動は、立教学内機関誌『築地の園』と照合しても、ほぼおなじキリスト教教育活動が展開されており<sup>(45)</sup>、寄宿舎で自発的な宗教教育をすることが慣例であった以前<sup>(46)</sup>とは比較にならないほどであった。宗教と教育の分離を意図した訓令第一二号公布以前よりも、訓令認可校の立教中学校を包摂する立教学院におけるキリスト教教育が、はるかに活発になったことは皮肉であった。

他方、ロイドは立教学院総理として、元田の中学校報告を要約したうえで、神田の東京英語専修学校の学生数が一六二人から一月末の時点で二一三人に増加したことで、日本の医学生はドイツ語を、法学生はフランス語を学ぶことから、英語専修学校にドイツ語授業を開講した

こと、成功すればフランス語を開講する予定であると報告した<sup>(47)</sup>。そして、立教中学校にかんして、ロイドは九九年一月三〇日のキンパー宛書簡で、このままの状態であれば一〇〇人から一五〇人の新入生が見込める一九〇〇年四月からは、日本人教員の給与も支払い可能となり、中学校が米国母教会の後援から経済的に独立するという合理的な蓋然性があるので、もし母教会の理事会が立教中学校との関係を終息させることが義務と感じるようであれば、理事会がロイドらに通常価格で教室を維持することに同意してさえもらえれば、理事会からの援助なしに学校を後継し管理する私法人 (Private corporation) を<sup>(48)</sup>で設立することに自信があると述べて、母教会が立教の方針を承認できないばいかに備えて、教員は解雇されず、信徒の生徒も立教を去らずにすむという立教独立継起策を披露して、この構想をまえ向きに考慮するようもとめたのである<sup>(48)</sup>。

こうした立教の方針承認を母教会に請願する九九年末の元田報告、マキム書簡、ロイド書簡が米国に到着するまえに、すなわち一九〇〇年一月に、日本に立教の方針を認める九九年一月一日の母教会理事会決議が日本に届いた。さらに、その直後、文部省から徴兵猶予の特典が立教に付与されたのである。

### (七) 条約改正とキリスト教をめぐる攻防

九九年の条約改正直後の同年七月二十七日の内務省令第一四一號、同年八月三日の私立学校令および文部省訓令第一二二號、同年一〇月一二日の文部省普通・専門両学務局共同通牒、そして同年一二月九日に第一四回帝國議會貴族院に提出された第一次宗教法案は、山縣内閣の宗教と教育政策をめぐる一連の所産であつた。

九九年七月二十七日公布の内務省令第一四一號「宗教宣布ニ関スル届出方」は、宣布者と「説教所・講義所」の届出義務をもつ宗教としてキリスト教の布教と信仰を公認する(四)一方、届出事項は「宣布者」にかんする事項のみで、宗教施設の設立などは地方長官の許可事項とされており(四)、キリスト教は正式に宗教行政の対象となるとともに、その活動が地方長官および内務省の裁量のもとにおかれることにもなつてゐる。

九九年一二月一四日の貴族院において「根本的ノ法律ヲ設ケマシテ、宗教ヲシテ国家ニ対シテ相当ノ地位ヲ保タシムル」こと、また「宗教団体ノ保護監督」を図るとの提案理由を山縣首相から提示された宗教法案原案は、同日の質疑を終え、一五人の特別委員に付託された委員会が作成した修正案を一九〇〇年二月一七日に審議。この修正案には政府当局も同意したといわれているが、こ

の原案・修正案の主要な一六項目をみると、「保護」にあたるものは、教会・寺の土地・建物の差しおさえ禁止および免税規定(原案第一一條、第二二條、修正案第一二、第一三條)の一項目のみである(四)。宗教法案とどうじに上程された徴兵令改正案(宗教教師徵集猶予規定)も「保護」規定であるが、これは山縣が提案理由で言及したものであり、このほかには「保護」規定はなく、いづれも宗教団体と宗教家にたいする「監督」や干渉のみであつた。しかも、この「保護」規定も、実体がないまいで、じつさいの運用が命令に委任され、あるいは官僚の裁量に任されるものであつた。修正案にたいする質疑で貴族院の特別委員の松岡康毅がこたえたように、宗教法案は権利より義務を、保護より干渉を主眼とするものだったのである。それでも、この宗教法案が往時の世論の支持をうけたのは、仏教とキリスト教を公平にあつかつてゐるとの評価からであつた(四)。仏教界はこの宗教法案に猛反発して絶対反対の立場を表明した(四)が、キリスト教界ははじめで日本で法的地位が得られることもあつて、おおむね厳しい反応はしめさず静観してゐる(四)。けれども、結局、この宗教法案は廃案となつた。

たしかに、前年の九八年に真宗大谷派の教誨師の後任として複数の教誨師のなかからキリスト者の留岡幸助が任用された東京巢鴨監獄教誨師任用問題においては、慣

例を無視し仏教がわの意向に反する人事を政府は認め<sup>(5)</sup>、九九年七月の内務省令もキリスト教を宗教行政の対象として認め、同年一〇月の訓令第一二号の実質的修正においても私立学校内の課程外キリスト教教育を認め、九九年一二月提出の第一次宗教法案もキリスト教に法的根拠を認めるという一連の措置は、表層的には改正条約国外交団を意識したキリスト教優遇措置の一環でもある。

けれども、宣布者と「説教所・講義所」の届出義務をもつ宗教としてキリスト教の布教と信仰を公認する九九年七月二七日の内務省令第四一号は、その宗教活動を内務省が掌握することを意味し、政府認可校に特典をあたる同年八月三日の訓令第一二号が、その条件として私立学校の学内宗教教育を禁止することなどは、いずれも、キリスト教を保護監督する規定において法的認可をあたえつつ、キリスト教を規制しようとしていた同年一二月の第一次宗教法案の布石としても位置づけられるものであった。

そして、訓令の実質的修正といえる九九年一〇月二二日の文部省普通・専門両学務局共同通牒も、表層的には私立学校に学内課程外キリスト教教育を認めるといふ規制緩和に映るものであるが、じつさいには第一次宗教法案における「監督」規定重視の方針に通底する要素を共振してもいるのである。

すなわち、同年八月一六日に共同宣言を發したプロテスタント中学校六校のうち、課程外のキリスト教教育を維持して政府認可を得たのは立教中学校のみであり、ほとんどのミッション・スクールが政府認可のない各種学校化したことは、宗教学校の校勢不振を訓令がねらっていたとすれば文部省の思惑どおりであるが、各種学校行政が未整備なこともあり<sup>(6)</sup>、ミッション・スクールが各種学校として訓令の「学科課程ニ関シテ法令ノ定メアル学校」の外に立ちつづけるかぎり、文部省による「監督」や干渉は、これらの宗教学校にはあまりおよばないことになり、極言すれば文部行政上にとっては野放しとなるというジレンマをかかえることになっていたのである。このため、宗教教育禁止を緩和してでも、ミッション・スクールを文部行政のなきにつなぎとめるために講じた措置が、私立学校の学内での課程外キリスト教教育は禁止しないという文部省共同通牒による訓令の実質的部分修正であった<sup>(7)</sup>。

立教がこの共同通牒の情報を入手したのが一九〇〇年に入ってからであることから判断すると、こうした文部行政の思惑を、諸ミッション・スクールがそれほど察知していたとは思われない。いずれにせよ、ローマ・カトリックの暁星学校<sup>(8)</sup>とプロテスタントの立教以外のミッション・スクールは、文部省の共同通牒による訓令の部

分修正には反応しなかつたのである<sup>(159)</sup>。

けれども、つぎなる文部省の策として、宗教学校在生への徴兵猶予（徴兵令第一三条適用）の特典付与が、九九年一二月ころにはその実施が決まっていたと指摘されている<sup>(160)</sup>。特典付与とその回収の可否は文部省の裁量に属するものであり、各種学校化した、またそうする予定のミッション・スクールも、訓令反対運動当初から特典付与を要求していたことから、文部省にとつて、これは宗教学校を行政的に掌握するきわめて有効で確実な方法であつた<sup>(161)</sup>。そして、学内宗教教育の放棄や制限を課す訓令に抵抗して各種学校化したミッション・スクールも、一九〇〇年夏以降になると、文部省の審査をうけて特典を獲得していったことは、学校経営上の表層的功利とひきかえに、宗教学校の内情をくわしく把握される事態をまねくことにもなり、私立学校のすみずみまで監督の目を光らせようとした文部省の意図に沿うものともなつたのである<sup>(162)</sup>。

明治学院は、井深が一九〇〇年一月二九日に文部省に願書を提出した普通学部への徴兵猶予が、同年七月九日には認可され<sup>(163)</sup>、上級学校進学資格の獲得も〇三年五月に実現した。後者については〇一年五月の時点で見通しをもつてできている<sup>(164)</sup>。

青山学院は、既定方針どおり一九〇〇年四月に尋常中

学部を廃止して「中等科」とし、高等普通学部を「高等科」と改称したが、その一年後の〇一年五月に「中等科」が、同年九月には「高等科」が徴兵猶予の特典を回復し、上級学校入学資格については〇三年五月に獲得している<sup>(165)</sup>。

同志社は、一九〇〇年三月をもって中学校を廃止して普通学校を設置するが、同年四月には徴兵猶予の特典を回復、上級学校入学資格については〇二年に獲得している<sup>(166)</sup>。

このように、政府認可を返上し各種学校となつたいずれのミッション・スクールも、一九〇〇年から〇一年に徴兵猶予、〇三年に上級学校入学資格の特典は回復されていった。特典付与は文部省の裁量によるものであるが、〇三年に後者の特典があたえられた背景には、〇三年三月の専門学校令の発布があつた。これにより、中学部のうえの高等学部、高等科、神学部などが専門学校として認定されていき、勅令の私立学校令と専門学校令のもとで、ミッション・スクールは日本の近代学校体系における法的定位と権利を確保していくことになるのである。

他方、一九三五（昭和一〇）年一二月の文部次官通牒「宗教的情操ノ涵養ニ関スル留意事項」において、特定の宗教教育を禁じながらも宗教情操教育は可能とするまで、訓令は変わることなく存続していった。文部省はそ



の裁量によつて宗教学校に訓令の規制を厳格には適用しなかつたものの、訓令の実質的修正による宗教学校の行政的掌握、特典付与にともなう統制強化によつて、宗教教育の無力化をもくろむ抑制路線を可能にすることができたのである。それは、第一次宗教法案の代替として発令された一九〇〇年八月一日の内務省令第三九号「宗教ノ宣布又ハ宗教上ノ儀式執行ヲ目的トスル法人ノ設立等ニ関スル規定」が、教会・寺院の法人化の承認と教宗派の法人化否認という、宗教教団弱体化の機能をはたしたことに照応していた<sup>(167)</sup>。

いわば、法制上の権利を認め、その保護を規定するとともに、ときにそれを凌駕する義務を課し、監督規制をするという裁量権をあわせもつ文部行政の敷物のうえに、ミツシヨン・スクールは立たされていったのである。

## 第四章 米國聖公會宣教師時代 (二)

### 一 訓令認可後の立教学院とロイドの孤立無援

#### (一) 築地—立教中学校—

ロイドが立教学校 (St. Paul's College) 総理に就任する直前の一八九七年年末の統計では、立教中学校の学

生数は前年度比四〇%増加の七二人の登録であつたが<sup>(168)</sup>、その半年後の九八年六月末の年報によると、同年四月の私立立教尋常中学校認可後に一四〇人に倍増<sup>(169)</sup>、九九年五月一日の報告で学生数は二一〇人となり、ロイドの総理就任わずか一年四か月で三倍となつた<sup>(170)</sup>。訓令公布から一年後の一九〇〇年九月の新学期になると、中学生は三二〇人に達し<sup>(171)</sup>、学生の出身道府県(全四六)は四〇におよんでいる<sup>(172)</sup>。その半年後の一九〇一年四月の新年度になると、一九二人の新入生が入学して学生数は合計四二四人となり、ロイドは日本最大のミツシヨン・スクールと誇示している<sup>(173)</sup>。

中学校ではこれにともない、九八年四月に学費を月額一円二〇銭から一円五〇銭に値上げし<sup>(174)</sup>、二年後の四月には一円五〇銭から二円に増額している<sup>(175)</sup>。

訓令発布直後の一八九九年九月の新学期に、五四人(信徒二九人)であつた寄宿生は<sup>(176)</sup>、一年後の〇〇年九月には、九一人(信徒四〇人)となり、学校全体の信徒学生の総数は六一人となつた<sup>(177)</sup>。

訓令発布から一年後にあたる一九〇〇年八月二九日と九月七日の書簡で、ロイドは、この夏の高等学校入学試験で、立教中学校は受験者一一人全員が合格した唯一の受験校となり、それだけでなく全員最上位の成績であつたこと、また受験生の半分以上が合格した学校はほかに

ないことを述べ<sup>(178)</sup>、一九〇〇年のS M一〇月号は、つねに一〇倍の倍率がある厳しい試験を突破したことは、立教にとって名誉なことだけでなく、同校の教育方針の徹底を確信させるものである、とのロイドの報告を掲載した<sup>(179)</sup>。ロイドは、宗教教育と世俗教育の成果によって、文部省訓令第一二号にたいして立教がとった方針がけつして誤りではなかったことを、母教会に暗示したのである。

一九〇一年五月初旬に中学校校長の元田がボストンでのYMCA総会参加のために渡米したことで<sup>(180)</sup>、立教での宗教活動はこれまでどおり展開されたものの<sup>(181)</sup>、教育力が弱体化して、高等学校入試にかんしては、昨年のようにはうまくいかなかったとロイドは〇一年一〇月二三日の書簡で報告している<sup>(182)</sup>。

その後、学生数は一九〇二年四月の新入生をくわえて四五〇人となり、もし増築できれば許可が得られるという学生数にまで膨張していった。ロイドは同年五月二一日の年報で、元田とかれの教員スタッフを賞賛し、中学校は立教学院総理になんの不安や心配もかけておらず順調であることを報告した<sup>(183)</sup>。

一九〇三年九月、立教の一人の高等学校受験生のうち六人が合格、ほかのどの学校よりもよい合格率となり、立教中学校は上級学校に学生を進学させた中学校のなか

で首位になった、とロイドは報告している<sup>(184)</sup>。

ところで、一九〇〇年秋に文部省視学官が公式に来校し、軍事教練用の銃三〇丁と動物学的標本という二点のみ不備を指摘されていた立教は<sup>(185)</sup>、一九〇二年にも、同年八月四日のロイドの報告によると、教室内の光が不足しているとの視学官から通告をうけたため、窓の拡張や、導管、屋根、配管その他の修理が必要となり、四〇〇ドルの改修費を要請、四つの大教室増加をふくむ新築校舎のために二〇〇〇ドル<sup>(186)</sup>、同年一月三日の書簡ではこの目的で四〇〇〇ドルの支援を母教会にもとめた<sup>(187)</sup>。一月二二日のマキム宛書簡でも、学生が多すぎて寄宿舎で授業をしなければならなくなっており、要求額はおおきな支出ではあるが、入学費で中学校を完全自給させることが可能となるであろうこと、以前より立教は少額の資金で運営しており、法外に多額を要求しているとは感じていない、とロイドは言及して、マキムにこの件で母教会の支援に影響力をもたすことを要請した<sup>(188)</sup>。

これに応じたマキムは母教会に支援をもとめ、一九〇三年夏の年報では、四つの大教室をふくむ新築の追加の校舎が同年春に建造され、学生数は五二〇人となって、文部省から認可されている六〇〇人を収容することが可能となり、年間経費の三分の二以上は、入学費と学生から徴集する他の収入費で支出可能となったことを報告し

た<sup>(189)</sup>。ロイドが立教学校総理に就任したときと比較すると、学生数は五年半で七倍以上に増加したのであった。

臨時の増築・改修費以外の立教学院の予算は、一九〇一年三月二六日のロイド書簡で、本質的には立教に三万ドル増援をもとめるべきだが、予算額を三七〇〇ドルに削減した<sup>(190)</sup>というように、総理ロイドの配慮で自給体制にちかづけるため低額予算で運営されてきたのである。

それは、ロイド自身の申し出により、米国聖公会からのかれの給与をすべて立教や浦和伝道活動のために分散使用することでも可能であった<sup>(191)</sup>。ロイドは海軍兵学校(Naval Academy)など他校での教員給与によって自活していた<sup>(192)</sup>だけでなく、たとえば一九〇二年一月まで教えていた商船学校でのロイドの賃金も、立教学院の外国人教員の給与に当てている<sup>(193)</sup>。マキムは一九〇四年一月の書簡で、「ロイドはご存知のように、かれの給与ほとんど全額をミツシヨンに供与し、かれの家族の者も英語の教員として助けた」と賞賛してやまなかつた<sup>(194)</sup>。

## (二) 立教専修学校と医学部設置構想

ロイドが立教学校(St. Paul's College)総理に就任する直前の一八九七年年末の統計では、一四人が登録していた専修科(立教専修学校)の学生が<sup>(195)</sup>、半年後の九年六月末には四人(全時間履修生は二人)となったた

め、このとき専修科の廃止をロイドは検討したが、立教の日本人同僚と外国人聖職が存続を望んだため、継続された<sup>(196)</sup>。一九〇〇年三月一三日、ロイドは中学校校舎の完成によって「延命した専修科」について言及し、立教学院ではより高等の課程を供給すべきことを考慮しているが、大学の設立は時期尚早なので、大学進学のための高等学校の設立に向けてできることとして、現時点で専修科には午後に英語、漢語、哲学、論理学の授業があり、三月一日からは、英語と倫理と教育学の中学校教員免許の取得を準備する夜学を開始したことを報告していた<sup>(197)</sup>が、同年七月八日の年報によると、この夜学はその後中止されている<sup>(198)</sup>。

また、ロイドは、文部省から師範学校の設立を勧められており、ほとんどの高等学校には医科大学に進学するための医学部があるので、できれば専修科に医学部を設置したいと提案。これは、聖ルカ病院を再開するためにトイスラー(Rudolf B. Teusler)医師が来日したのでいい機会であること、ロイドは海軍医科大学で一三年間教鞭をとってきたので援助を期待できる友人がいることなどをあげて、母教会に熟考するよう熱望している<sup>(199)</sup>。

ロイドは二年まえにも一度この提案をしたと述べているので、ロイドの医学部設置構想は、かれが立教学校総理に就任した一八九八年までさかのぼることができること

になるが、いずれも母教会の反応はなく終わった。

### (三) 立教学院活版部設立と職業訓練

築地で立教学院を構成する中学校と専修科において、ロイドは活版部というあたらしい印刷事業を、一九〇〇年四月から発足させる準備をととのえた、と同年三月三日の書簡で報告した。その目的は、困窮学生の援助と卒業後の就職斡旋であり、同年三月の時点で三人の印刷の仕事をしている学生に学費と住居費を免除し、執事接手をうけたばかりの七〇歳の元印刷技術者の栗原素行が印刷の監督をし、その息子がその技術を学生に教えている<sup>(200)</sup>。ロイドは、学費のために仕事をもちめにくる苦学生に奨学金をあたえるのは誤りで、かれらが自活できるようにする手段を講じることが必要であり、それに有効な活版部による職業訓練の学内部門は、米国聖公会内外伝道協会理事会に経済負担とならないように、かれの交友関係からの援助で運営すると述べている。毎年相当額を印刷に費やしている立教学院だけでなく、米国聖公会日本ミッション、日本聖公会からも印刷の注文を受ければ、学校や学生の支援になると言及し、これに関連して、宗教書だけでなく、常用されるよい教育書をそろえた書籍販売の必要性も提言した<sup>(201)</sup>。同年八月末には印刷のしごとによって学費を自弁する立教学生は六人となり<sup>(202)</sup>、

九月の新学期には立教の活版部が稼動して、七人の卒業生の雇用が可能と報告され<sup>(203)</sup>、一〇月号のSMでは、活版部がドイツ・アジア協会報別冊の印刷というよい注文をうけたというロイドのことばが掲載されている<sup>(204)</sup>。

同年一月になると、立教学院活版部は弁護士のマスジマという日本人の友人がロイドに個人的に一四〇〇円を融資したことによって設立されたので、ロイドがすでに個人的に購入したタイプと機械を立教に譲渡して、ローンの返済のために金七〇〇ドル(≒一四〇〇円)の拠出を理事会に要請、それによってあらたな個人融資の交渉にすすむ意向をしめしながら、この事業が失敗すればロイドの負債とすると述べながらも、失敗するとは思っていないとの自信をみせ、マキムもロイドの訴えを推奨した<sup>(205)</sup>。翌一九〇一年四月九日の理事会はこの七〇〇ドル拠出を認可している<sup>(206)</sup>。

まだロイドのもとにこの認可通知がとどいていない同年三月一日(一二日の追伸)のキンバー宛書簡で、ロイドは英国人女性から七〇〇円の特別支援があり、マスジマ氏の資金はロイドへの個人ローンであるとしながらも、立教の職業訓練のための寄贈や資金の獲得要請を発し、支援がほしい日本聖公会(東京)のためのすべての印刷が可能になると述べて、七五〇ドルのかわりに一〇〇〇ドルか一二〇〇ドルの援助を理事会に要望した

(207) だが、立教学院における職業訓練の永続的基金のために、さらにロイドが個人的に負債した二〇〇〇ドルにたいして、理事会は同年六月一日の会議で、同情しながらも支援できないと決議し(208)、母教会は立教学院の活版部による学生職業訓練の事業を、ロイドの個人的努力に放任したのである。このため、ロイドが一九〇二年一月三日の書簡で、印刷業と職業訓練をこれ以上世話できないので、もし利益が出ればそれをミツシヨンの教育事業に献金するとの条件で、日本人信徒に譲渡することを交渉していると述べるまで、立教の活版事業とその職業訓練は、ロイドひとりの肩に背負われて運営されていたのであった(209)。

#### (四) 神田—東京英語専修学校—

ロイドが立教学院(St. Paul's College) 総理に就任する直前のテイニングによる一八九七年年末の統計では、同年六月の年度末の時点で英語部の学生は皆無、神田移転後に学校規則を緩和したところ(出欠随意自由、休憩時間の喫煙許可)、二二一人が登録しているが、満足な状態からはほどとおいとも報告されている(210)。九八年六月末、名簿上一二〇人の学生が登録しているが、出席はあまりよくなく、この学校の監督任命が問題であるとロイドは言及していたが(211)、九九年五月には二一五人の学

生数を報告(212)。その後一六二人となった学生数は同年一月末に二一三人に増加し(213)、一九〇〇年三月三日の書簡では、神田の東京英語専修学校は夜学を開始し、七〇人の学生がいることにロイドは言及(214)、これにより学生総数は二七〇人になっている(215)。

けれども、神田において事業の支障となった問題は校舎であった。ロイドによると、神田の校舎は、夜は他の目的で使用される借家のため適しておらず、三〇〇〇円あればこれを購入することができ、また二〇〇〇円あれば改築できると報告していたが(216)、神田の校舎への支援は母教会からはあたえられなかった。これが最後まで響いた問題となるのである。

けれども、ロイドは一九〇〇年三月一九日、文部省から、神田の東京英語専修学校を高等師範学校に転身させることをつよくうながされていると報告、師範学校となれば、中学校と高等女学校の教員を輩出するだけでなく、文部省訓令第一二号の対象とはならないため、公然とキリスト教主義学校として保持できると述べ、同年四月から、秋に進展させる目的で、高等科を師範準備クラスに転身させ、その学生を師範学校の一年生にする計画(一年毎に一学年ずつ増設)を披露した。

神田の英語専修学校では、英文学、実践英語、ドイツ語をロイドの娘が担当し、倫理、実践倫理、聖書、歴史、

英訳、英作文をロイドが担当、他の諸科目を日本人がうけもっている。ロイドはさらに教育学に発展させようとしている諸科目があると述べ、師範学校化を意識した教科を設定。ロイドが教えている倫理と実践倫理（政府認定科目）の基礎は、マキムの日本語キリスト教教理であった<sup>(217)</sup>。同年七月八日の年報でロイドは、師範学校化へのとりくみはすすんでおり、四月から六月のあいだに、ドイツ語、歴史、倫理、教育学の教科をくわえることよって、二つの高等科を、師範学校の一・二年度生に適應させることに成功したと報告し、つづく九月からの新学期から、英語専修科の第三クラスも変更して、状況がゆるせば、師範学校全課程をもつようにしたいとの抱負を述べている。これによって、神田の学校は、午前と午後の一部の師範科（高等科）、午後の英語専修科（正科）の二つに分けられ、さらに、新年度の四月―六月は一五〇人いたが七月には平均六〇人という、大学や上級学校の入学試験にそなえる学生のための特別準備クラスがあると、ロイドは報告した<sup>(218)</sup>。

一九〇〇年一月一日と二月二二日のロイド書簡によると、バイブル・クラスは八〇人になり、神学候補生のクラスを追加している<sup>(219)</sup>。

一九〇〇年秋の学期に、三人の在學生と一人の卒業生と一人の教員の計五人が、文部省の中学校教員免許取得

認定試験を受験して四人が合格、また一八九九年九月―一九〇〇年六月終了年度に上級学校入学試験に合格した二人のうち、二人は東京帝国大学に入学し<sup>(220)</sup>、一九〇一年三月の書簡では、神田の在學生一人と教員一人が文部省認可の英語教員免許を取得したと報告されている。師範学校化へのとりくみから一年後のこの書簡でも、ロイドは、キリスト教主義の神田の東京英語専修学校の師範学校化にたいして、文部省関係者たちが問題ないと発言していることをつたえていた<sup>(221)</sup>。

けれども、神田の校舎の不備状態は、そうした師範学校化への進展を阻害する深刻な問題であった。冬は暖房がなく、夏は窓からほこりがはいる建物、定住宣教師不在という悪環境のなか、午前八時から午後四時まで授業をおこなう神田の学校は、けっして満足な状態ではなかったが、一九〇一年一月から二月は一一五人、新年度の四月から六月は五〇〇人以上となり、その他の月はそのあいだの学生数があつたように、なんとか運営されていた<sup>(222)</sup>。〇一年三月の書簡で、ロイドは神田の校舎が欲しいと請願したのは<sup>(223)</sup>、毎年冬のシーズンにはきびしいが、とくにこの冬は、建物が破損し暖房の手段がないためコートを着て着席しているという、ひどい教育環境のためであった。このため、神田の学校を閉校にしたいが、

そうせざるを得ないところまでできていると、ロイドは言及したのである<sup>(224)</sup>。同年五月にもロイドは、もしよい建物がなければこれ以上は続けられないと訴えたが<sup>(225)</sup>、母教会からの反応はなかった。

このため、ロイドは三月に神田の学校を閉校することを米国聖公会日本ミッション常置委員会に通告したところ、神田の学校教員がロイドのもとに来て再考を請願し、ロイドが立教学院予算から月額五〇〇円を拠出して英語教員を雇用すれば、教員たちが学校運営続行の責任を表明したため、そうした措置で神田の学校はなんとか継続していった<sup>(226)</sup>。

けれども、校舎という根本的問題が解消されないなか、神田の学校は一年後にふたたび危機にままわれる。一九〇一年九月から一二月までは順調であったが、〇二年一月に日本人教員のあいだで摩擦の兆候が生じ、教員同士の喧嘩に発展するほど学内不和が顕著となつていき、反乱教員たちのいっせい辞任のため、それを埋めるため週八五時間の補習が必要となるほどの打撃となつた。三月はなんとかもちこたえたものの、四月にはさらに悪化し、神田の学校はロイドからすると滅びゆくように思えたほどになつた。銀行預金残高は全額消え、立教にも余剰金がないため、米国聖公会にたよるしかなく、ロイドは五月に米国ミッションの北東京地方会に、ふたたび閉校の

許可をもとめたが、ロイド不在の会議は神田の学校継続をロイドにうながした。けれども、ロイドはその意志にとうてい同意することはできないため、六月一日から、土曜日午前のバイブル・クラス以外は神田で教えることをロイドはやめて、神田の高等科全員を、ロイドの文学活動上の助手として築地に移転させている。

ロイドは〇二年五月の年報の末尾で（八月四日の日付）、神田の東京英語専修学校について、全廃するか、完全に再建するか、のどちらかしか選択はないと報告。もし、再建するのであれば、元田のようなあたらしい日本人校長の就任と、その助手としての定住外国人宣教師という二点を絶対に本質的な要素としてあげたものの、神田での五年の経験から、現状で神田の学校を続行させるのは、ちからの無駄と断言したため<sup>(227)</sup>、翌年春の閉校が決定的となつた。その後、ロイドは〇二年一〇月と一一月の書簡で、神田はうまくいっており<sup>(228)</sup>、バイブル・クラスは出席率がよく外部の者も参加し、ウエルボーン（J. Armistead Welbourn）のたすけによつて静かに平穩にすすんでいると最後の経過に言及<sup>(229)</sup>。そして、〇三年四月一七日の立教学院卒業式で、中学校卒業生の三六人とともに、神田の東京英語専修学校からも正科九人、高等科六人が卒業し<sup>(230)</sup>、神田は〇三年春の復活祭で廃校となつた<sup>(231)</sup>。

かつて高等師範学校化をめざし、隆盛をほこっていた一九〇一年三月、ロイドが神田の学校が実質的に自給であると報告することができたのは、ロイドの給与から小額を支払い、ロイドの三人の娘（五月から四人）が英語、ドイツ語（まもなくフランス語）を教え、ロイドの息子も教える<sup>(2)</sup>という、ロイド一家の献身があつたからであつた。

#### (五) ロイドのミッシヨン教育観

ロイドは訓令公布から一年後の一九〇〇年八月号『チャーチ・イン・ジャパン』の巻頭で「教育事業における宣教師」と題し、在日宣教師は教育においてなにができるかとして、日本におけるミッシヨン教育環境の困難性と学校における外国人宣教師のかぎられた活動について語っている。まずロイドは、まえおきとして留意すべき四点に言及する。

第一に、日本人の大部分の親たちは、じぶんたちちがう信仰のなかで子どもを育てさせることを望まない異教徒であること。それは誤りと思うが、かれらはじぶんたちの意見にたいする権利があり、われわれはそれを尊重しなくてはならない。第二に、日本の大部分の少年たちは、宗教の主張にまったく無関心であること。かれらが信仰しているかれら自身の宗教にさえ、軽くたちあつ

ている。宣教師が教えた信仰になんの好みもないものは、神の恩寵によつて触れられるだけである。第三に、日本には有閑階級はないこと。みなおおかれすくなかれ、その日暮らして、たくわえをもつものはほとんどいないので、少年が学校に来るとき、卒業後できるだけすぐに職を得ることができるような教育でなくてはならない。少年は官庁のしごとに就く機会はずっとなく、大船船会社、鉄道会社、銀行、保険会社にもほんのわずかしかいけない。換言すれば、もし政府が規定する正規の教育をもたなければ、少年のまえにはなんの成功もひらかれていないのである。その教育は厳格に世俗的なものである。

第四に、教育事業に従事する外国人宣教師は、他のいろいろなでんで妨害される。まず、日本人はどのような外国人からも指揮されることはなく、外国人が大学を運営するのは、実質的な日本人助手によるたすけなしには、ほとんど不可能である。他方、ことばの難題は、伝道事業よりも教育事業においておおきい。ロイドは、海軍大尉と外科医の諸授業、慶応義塾大学の諸授業、神田の東京英語専修学校（立教学院）のすくなくともひとつの授業を、それぞれ英語でおこなっているが、日本人のクラスに英語で講義をするときにはゆつくりとすすめなければならず、時間内でできるのはほんのわずかであ



る。教育は、教師のことばづかいでなく、完全に生徒のことばづかいによって、されなければならず、じぶんのことばづかいでしか話さない外国人教員は、書きとり、英作文、英会話の指導に限られてしまう。

そして、ロイドは、宣教師の教員ができない現実をこのように要約する。外国人に支配されることをとでも嫌う日本人の国民性のため、宣教師の教員は、組織化と規律について、あまりおおくのことをすることはできない。外国人は背後に控えるということを日本では学ばなければならぬ。部分的に訓令のため、そしてそれ以上に、親の無関心と生徒のけざらいに邪魔されるため、宣教師の教員は、直接のキリスト教教育をそれほどたくさんすることはできない。高等科を教える幸運に遭遇しなければ、教員は何年ものあいだ英語の基礎を教えること以外に、おおくをすることはない。

では、宣教師の教員にながでできるのかについて、ロイドはつぎのように指摘する。教員はじぶんの光を輝かせることによって弟子をつくる。生徒たちは教員を信頼するやいなや、おそらく最初は文法の難問で、のちにはより深刻な性質の難題で、教員のところに来るようになり、やがて弟子となる。そして、教員の善良な資質が米英人であるからでなく、キリスト者であるからという事実を、生徒たちがみいだしたとき、かれらはかれらの教

師が仕える主の弟子になることを考えるようになる。こゝ日本での教育事業においてはいつもそうである。より効力のあるのは、礼拝、説教、講義、パイブル・クラスよりも、宣教師の個人的性格である。まず人物を得ること、ほかはあとから来る。それは教化であり、教化は基礎なしにはなし得ない。世俗の学校で従事する外国人宣教師がなし得る第二のしごとは、現存する信徒の生徒を強固にすることである。

そして、ミッシオン・スクールにおける外国人宣教師のしごとは、少年たちよりも日本人教員たちのほうに、よりおおくのことが横たわっていることにロイドは言及する。宣教師は日本人教員たちの友人であり、かれらをとおしてはたらくことである。宣教師は教室にはいるかわりに、静かに教員室にはいり、最初に日本人教員らの忠誠を勝ちとつてから、かれらをとおして生徒の忠誠を勝ちとることが賢明であると、ロイドは指摘している。

こうして、ロイドは、他校のミッシオン・スクールは分らないが、拡張的で実地的というわれわれの二点の方策に、よき規律とキリスト教の敬虔な精神をくわえることができれば、立教のまえにはあきらかにおおきな未来があると断言したのである<sup>(233)</sup>。

ほぼ同時に書かれた一九〇〇年七月八日付の年報では、ロイドはキリスト教学校における世俗教育の重要性

をつぎのように説明している。

ロイドによると、もしキリスト教学校がこの世に影響をもつとすれば、それは最初に学校であり、キリスト教はそのあとである。これは強力な声明であるので、説明させてほしい。もしあるひとが息子にキリスト教を教えるように望むなら、なにもかれを学校へ送る必要はない。

もよりの教会が宣教師邸のほうがもつとよいであろう。息子を学校に送る唯一の目的は、よい教育を受けさせるためである。その教育がキリスト教主義と仮定しても、キリスト教は最初の考慮ではない。けれども、教育はキリスト教なしであたえられない。われわれはたがいには不可欠なものと考えるので、両方ともあたえようと努める。けれども、ひとつを授けようとするとき、もうひとつを怠ってはならない。非キリスト者のころには、キリスト教学校はキリスト教活動にちからをいれるために世俗教育を怠っている、との感情がよくみうけられる。それゆえ、われわれは世俗教育をできるだけよいものにするために全力を尽くさなくてはならない。われわれはキリスト教の活動を怠つてはいないが、世俗教育に力をおおくさげばさくほど、われわれの影響はよりひろく拡がり、より深く感じられるであろう<sup>(234)</sup>。

訓令第一二号にたいする立教の措置にかんして、八九一年一月一日の理事会の認可決議の通知が母教会から口

イドのもとに届く直前の八九年一月三〇日の書簡で、ロイドがもし母教会が立教中学校との関係を閉じるのであれば、米国聖公会内外伝道協合理事会からの援助なしに中学校を後継し管理するための私法人を設立する自信があると述べていた<sup>(235)</sup>ように、立教が母教会から独立しても、立教の継起は可能とロイドが判断していたのは、世俗教育における実績にうらうちされた教育機関として再構築されつつあった立教への客観的評価を認知していたからであろう。

ところで、訓令発布以前、ロイドが立教学校総理に就任した直後に発生した一八九八年二月の同志社キリスト教綱領削問題の余波が、立教を筆頭とするミッション・スクールにおよぶとの憂慮から、立教における課程内キリスト教教育の必要性を母教会にロイドが提起したのは、ミッション・スクール自身によるキリスト教教育の軽視と低調という学内危機をつよく意識したからであった。

他方、訓令に集約されていく文部省の宗教教育禁止政策の方向性を看破したロイドは、間接的にであれ一定のキリスト教教育が維持さえできれば、世俗教育の充実が最重要であるとの認識をかためていたのである。

いずれも、これがロイドの変節や妥協でないことは、

訓令公布まえの九八年三月に立教がキリスト教教育を放棄しなくてはならないのなら、かならずしも文部省認可

校とならなくともよいとの認識をロイドが母教会に暗示していること、また、訓令への対応として立教が講じた措置が母教会から承認を得られないのであれば、立教を母教会から経済的に独立して維持する意志があることを、訓令公布後の九九年一二月末にロイドが表明していることからあきらかである。ことに訓令後の母教会への毅然としたこの意思表明は、ロイドのとつた措置が文部省や母教会のためでなく、かならずしも富裕層ではないとロイドが述べる日本人学生の卒業後の就職のために、立教が政府認可の必要な学校として存続する必要性を痛感していたからにほかならない。

したがって、ロイドの世俗教育重視の方針と、文部当局への不要な攻撃を抑制するよう訓令公布以前からとめてきたロイドの静観方針を基軸とした訓令順守路線という立教の措置は、立教が政令にもとづいた日本の教育体系への地位を得ることの必要性を、ロイドが確信していったことによる選択だったといえる。

## 二 ロイドの独力開拓伝道活動

### (一) 浦和監獄伝道

ロイドは、立教学校総理に着任して半年後の一八九八年六月三〇日付の個人年報で、九六年一月以来管理している九段の諸聖徒教会とともに、新拠点として浦和の管理を報告した。前者の日曜礼拝平均出席(日本人)は二〇人、後者は七人。浦和での日曜礼拝は年一八回で、月平均一・五回の頻度であるが、九段の日曜学校の平均出席者一五人(名簿上一五人)にたいし、浦和での平日の小学校は三八人(名簿上は五五人)を数えている(浦和の日曜学校はなし)。

九段では七月八日から新築教会となり、浦和の平日小学校の家屋(私邸)は修理されて、七月には講義所(借家)となった。ロイドの助手は日本人伝道師一人と外国人女性一人である<sup>(23)</sup>。

二年後の一九〇〇年六月末の個人年報では、ロイドは、九段、浦和、大宮、下谷(東京)の四か所の管理を報告。それぞれの日曜礼拝出席者(日本人)は二〇人、二五人、三〇人、七人となっており、浦和、大宮の拠点が隆盛。受聖餐者(出席信徒)は、九段の諸聖徒教会三〇人、浦和一七人、大宮一〇人。浦和の小学校は文部省訓令第一

二号のため閉校、日曜学校はひらかれている。興味ぶかいことに、逆に大宮では平日の小学校に四二人、日曜学校に二人の生徒がいる。九段の日曜学校には二、三人がときどき来るだけとなった。

九段は田井正一が管理し、浦和はロイドと日本人伝道師の管理であるが、この伝道師の寄贈とマキムの援助によつて、浦和は九九年一二月に聖別された教会に昇格。大宮では日本の借家を、下谷では賃料無料の大部屋を、使用。ロイドの助手は日本人五人（女性一人）、外国人女性一人となっている<sup>(237)</sup>。

一九〇〇年八月二十九日のキンバー宛書簡でロイドは、浦和、大宮、蕨の三拠点の管理を報告しているが、この埼玉県下で近接している勢力を、浦和の監獄に集結させる蓋然性に言及。そこではロイドが世話役を依頼されている青年会が発足目前であり、蕨では設立にちかづいているが、三か所で欠けているのは定住宣教師であると指摘。このため、ロイドの娘ノラ (Nora) が埼玉の女性信徒を訪問している。

同年一月一六日、ロイドは監獄所長と同所勤務の公務員に接近することができ、かれらから在監者のために二種類の活動をするように依頼されたときマキムに報告した。ひとつは、放免された元受刑者はよい教養を身につけることがむずかしいことがおおいので、出獄後かれら

を受けいれ世話をする。もうひとつは、在監者のあいだで活動することであった。

第一の活動は、放免された女性が適した生活環境を得るまで彼女をロイドらが世話をするために、日本人伝道師が自宅を提供したことによつて開始された。ロイドは伝道師の「自己否定の熱意」を賞賛している。第二は、すでに浦和監獄には三人の仏僧教誨師がいるため、監獄所長はキリスト教徒をその仲間にくわえることを賢明とは思っていないようではあるものの、所長はロイドが在監者に職業訓練をほどこすことができる作業場を選定した。この手段によつてロイドたちはかれらに接近することができるとロイドは言及している。作業場は無料でロイドに提供され、被雇用者に一日四銭を支払うこと（他の雇用者は一日一〇銭から二五銭支払っている）によつて、職種を選択はロイドに一任されているが、ロイドはかれらを完全雇用し、すくなくとも一年は継続しなくてはならないという監獄規定にしたがうことが必要であった。

ロイドはかれが知るかぎり、これは日本聖公会が監獄で活動するために扉を開けた最初であると言及。もし浦和監獄に印刷業の方式が紹介されたら、二人がキリスト教の活動を、一人が木彫り技術の教練を、そして浦和の若い印刷技術者がロイドたちの印刷業の管理を、それぞ

れおこなう準備ができているとして、少額の資金投入で可能な木彫り方式を採用することを示唆。ただ、職種がなんであれ、ロイドには資金が必要であるが、母教会の理事會に浦和のような冒険的な事業に資金援助を要請するのは正しくないように思えるので、ロイドが浦和での職業訓練所を設立することができるまで、ロイドに個人ローンを提供している弁護士のマスジマによって、ローンは継続され得るとして、浦和監獄伝道はロイド個人の事業として開始されることになり<sup>(238)</sup>、展開されていったのである。一月二日には来月から印刷作業を開始する予定をつたえ、浦和監獄伝道は順調であると報告された<sup>(239)</sup>。

ところが、その一か月後の一九〇一年一月二二日の書簡で、ロイドは浦和伝道の中核としてはたらいてきた日本人伝道師の退任問題をつたえた。これによってロイドは、図らずも浦和伝道から退くことになったのである。

伝道師であったその日本人がロイドから二か月で九〇〇円を盗んだとして、地元の新聞から窃盗と詐欺の容疑で告発されたのである。このため、ロイドは日本人伝道師の預金残高を公開してかれのうたがいを晴らしたものの、回避できたかもしれないじぶんの家族の離婚をこの伝道師がみとめたことにロイドは不満をいだき、伝道師を辞任して教会との公式関係を断つようにかれを説得。

日本人伝道師の自宅が現在の浦和の教会のうえに建てられていたため、ロイドはかれに立ち退きを要求するが、伝道師が弁償を提示したので、ロイドは教会資産価値を三〇〇円とし、日本人伝道師が大工に三〇〇円で建物を建造するよう調整、マキムの一〇〇円の寄贈とロイドらの一〇〇円の集金による追加支出で、よいあたりらしい教会ができるみとおしを、ロイドは報告した。

この問題でマキムは、ロイドを一九〇一年四月から築地聖三一大聖堂の日本人会衆の管理に転任させるが、ロイドが管理していた九段の諸聖徒教会の信徒が、ロイドの後任予定者も、ロイドの退任も、拒んだため<sup>(240)</sup>、四月から、ロイドは、築地聖三一大聖堂とともに、九段の諸聖徒教会の管理を続行している<sup>(241)</sup>。浦和の後任には、英国教会の韓国ミッションで九年間、日本人関係の全事業をおこなってきたスマート (William H. Smart) という信徒宣教師が着任したことを、ロイドはよるこんで報告<sup>(242)</sup>。二年後の一九〇二年一月三日には、ロイドの浦和伝道退任後、あらたに建築が竣成した浦和諸聖徒教会が奉堂式をあげている<sup>(243)</sup>。

一九〇一年五月九日、ロイドは浦和印刷業が自給となり、浦和監獄の当局者がロイドたちの印刷業を後継したと報告。これは、ロイドが浦和ミッションから退くときとどうじの申し出となった<sup>(244)</sup>。ロイドの退任とともに浦

和監獄伝道も終結したのである。

## (二) 海軍教育伝道

ロイドが一八八五年二月の慶應義塾での教員任命の後から教員として関係を維持している海軍兵学校 (Naval Paymaster's, Naval Medical Colleges, and then to the Naval Academy)<sup>(246)</sup>が、まもなくロイドを英語とともに歴史の教授にも任命する予定であると通告してきたことを、一九〇〇年八月二十九日の書簡でロイドは報告<sup>(246)</sup>。こうして、ロイドは平均一日六時間の授業をすることになった<sup>(247)</sup>。

それから一年三か月後、そして浦和監獄伝道撤退から半年後の一九〇一年二月、ロイドは日本海軍船内の図書室創設を提案した。士官や船員が、船内の図書室で借りた書籍を二か月後に返却すれば、別の図書が借りられるというシステムで、これによってロイドは海軍とよい関係が保持できると説得し、そろえたい図書の種類として、海洋関係技術系書籍のほか、現代のあまりながくないもので、地理関連、健全な小説、キリスト教についての簡明な書籍（みじかければ福音書などの特別の注解書や雑誌）などのあらゆる歴史図書を要望している<sup>(248)</sup>。

その二か月後の一九〇二年二月一日になると、ロイドは海軍関係のしごとが増加していると言及。横須賀、

舞鶴ほか、許可される日本の海港の海員会館にミッションを開設することを提案している。海軍にとつても、船員 (working sailors) のためのミッション創設はよいことであると、母教会の理解をもとめながら、立教の活版部と海軍ミッションへの救援要請活動のために訪米することにしたと、ロイドはつたえていたが<sup>(249)</sup>、五日後の二月一六日の書簡では、三月末日にロイドと海軍の契約期限がくるので、そのまえにロイドが海軍を去ると、規則によりロイドが戻るまで再契約できなくなるため、学期が終わる夏まえの一、二週間まえから、秋の新学期開始一、二週間後までという、ロイドの夏休暇の延期を海軍が認めそうであると述べて、訪米計画延期の考慮に言及している。そして、海員学校の計画については継続中であるが、海軍士官自身がこのアイデアをとりあげ、各海軍基地に委員会を設置したことを、ロイドは報告した<sup>(250)</sup>。

けれども、ロイドは同年四月、火中にあまりにたくさん鉄を入れていたため、訪米を夢みていたが、不可能であると通信した<sup>(251)</sup>。ちょうどこのとき、日本人教員間の内紛のため、神田の東京英語専修学校が運営悪化した時期で、ロイドは身動きがとれなくなっていたのである。

海軍施設における伝道が認可されたとロイドが報告したのは、それから一年五か月後の〇三年九月一〇日、皮

肉にもロイドが米国聖公会日本ミッションから去ることを母教会に告げた書簡においてであった。

ロイドはこの書簡で、海軍が日本の各拠点の海港地に海員学校 (Semen's Institution) のための土地と家屋を提供したと述べ、この学校を世俗なものにくわえ、いかに靈的に有効な機関にするかが課題として残されていると母教会に語っていたが<sup>(25)</sup>、しのびよる日露開戦の危機をむかえていた〇四年一月、海軍学校は休校とロイドは最後の送信をしなければならなかった<sup>(26)</sup>。

## 五章 立教学院総理・米国聖公会宣教師辞任

### 一 ロイドの立教学院総理辞任意向

#### ロイドの辞任意志表明

訓令発布から一年後の一九〇〇年九月六日の書簡で、マキムは、ロイドが立教学院で週一三時間の講義、海軍兵学校での講義、九段の諸聖徒教会の主任管理牧師、その関連四拠点(浦和、大宮、蕨、下谷)の管理、そして文学活動にたずさわっていると本国に報告し、ロイドが海軍兵学校からの収入で生計をたて、母教会からのかれの宣教師給与をミッション事業に寄贈していることをつ

たえたところ<sup>(27)</sup>、同年一〇月九日の理事会会議は、ロイドに感謝決議をしながらも、健康を害さないように注意をうながしていた<sup>(28)</sup>。

ロイドはこうした多忙のなか、〇一年夏に、箱根の丘をくだっていたときに、静脈瘤血管に問題をかかえていた足を、もう一方の足で蹴ってしまい悪化させている<sup>(29)</sup>。しかし、このような過労や健康問題にもまして、ロイドが懸念したのは、これまで確保してきた文学活動への時間が奪われていくことであった。

一九〇二年九月一〇日になると、ロイドは、文学活動に専念するため、今年度末(〇三年夏)には立教学院を辞任したい意志をマキムにつたえたと母教会に通信したのである。〇二年一〇月一四日の理事会会議は、ロイドの立教学院辞任がミッションとの関係も切ることになるのではと推測している<sup>(30)</sup>。さらに、ロイドは〇二年一月三日付の米国聖公会内外伝道協合理事会総幹事アーサー・S・ロイド (Arthur S. Lloyd) 宛書簡でも、今月ハノイで開催される東洋会議に、フランス・アジア協会代表として出席する予定であったが、立教で忙殺されたため断念せざるを得ず、日本語事典編纂にのこりの時間を費やすというロイドの夢も流動的と感じさせる運命にあり、ロイドが立教に数か月から一年縛られる運命にあることに憂慮する書簡を送信した<sup>(31)</sup>。

## 元田作之進の立教離反

ロイドがこのように辞任の意志を明確にかためていったのは、立教学院における通常業務の負担が倍加したことが、ひとつのおおきな原因であった。契機となったのは、ロイドの片腕である立教中学校校長の元田作之進の立教離反問題であった。これにより、立教学院総理と神田の東京英語専修学校校長を兼任していたロイドは、立教中学校校長の任務まで背負わされることになり、その多忙な業務は、ロイドの過労をまねいただけでなく、かれの多彩な文学活動にも支障をきたすほどのものとなっていたのである。

○二年一月三日の母教会の理事会総幹事宛書簡で、ロイドは元田による立教からの実質的辞任の理由をつぎのように語っている。ロイドによると、これは、たんに立教だけでなく、米国聖公会日本ミッシン全般の教育方針に関連する問題であった。米国聖公会の教育機関に雇用されている日本人教育者のあいだでは、かれらのはたらきが日本ミッシンから感謝されておらず、かれらの地位が不安定であるとの感情から、不安と不信感が募っていた。米国聖公会日本ミッシン管轄の奈良中学校は閉校。番町の静修女学校も廃校するとの決議が、日本ミッシンから静修女学校の家屋を日本人関係者が購入する

事態をもたらしたこと。この秋には立教女学校を日本人（小林彦五郎）から外国人（ミス・マダム）による管理に戻そうとする動きがあったこと。この一連の母教会と米国聖公会日本ミッシンによる措置にたいして、元田は立教中学校校長としてのじぶんの地位も不安定なものと感じ、立教にかんする日本ミッシンの方針を知らないうちに、立教女学校とおなじ運命をあゆむまえに、立教から去ることがよいと考えたことをロイドにつたえたのである<sup>(259)</sup>。

こうした理由で、元田は桂太郎首相から台湾の学校長職 (manager) を受容したのであった。これは、台湾における日本人官僚を訓育する目的で桂首相が創設した学校である。元田は番町の博愛教会の牧師を継続しながら、台湾の学校でキリスト教の授業をもつことへの認可を条件に、桂の申し出を受諾した。マキムによると、元田は立教中学校校長を兼任して、すくなくとも週一度は来校すると母教会に報告しているが<sup>(260)</sup>、ロイドは日本人後継者が中学校校長に就任するまで、元田校長というのは名目のみになると嘆いている<sup>(261)</sup>。じつさい、マキムはロイドに中学校校長のしごとをするよう依頼。これにたいし、ロイドは、福島ステーションからカートライト (Stephen H. Cartwright) を転任させ、ロイドの授業を分担してもらうことを条件に同意したが<sup>(262)</sup>、この追加業



務がロイドにとって、かなりおおきな負担となつていったのである<sup>(263)</sup>。

マキムは〇二年一月一日の書簡で、ロイドはわれわれを見捨てるような人間ではないと述べて、ロイドが〇三年夏にミツションから引退するとは思わないと母教会につたえた<sup>(264)</sup>。ロイドも同年一月二日、元田の実質的辞任によつて、かれが二、三か月のうちに学校から完全に分離するため、じぶんが手を引くときはまだ到来していないようであり、しばらくは最善を尽くして任務を継続するとの意思をマキムにつたえてはいたものの、ロイドのちからにも限界があるとの心情も、ロイドは率直にマキムに吐露していた<sup>(265)</sup>。

## 二 立教学院総理事任とカトリック改宗問題

### ロイドの立教学院総理事任

ロイドの立教学院総理事任は、一九〇二年九月当初にロイドが表明していた〇三年七月一日よりもはやく訪れた。〇三年四月一日、マキムはロイド辞任の電報を米国聖公会内外伝道協会本部のニューヨークに発信したのである。

マキムによると、〇二年六月以降、〇三年四月七日に

ロイドとの会談でふたたびもちあがるまで、マキムはロイドの特異な神学的見解は断念されたと考えていたが、同年四月八日にマキムが母教会に発信したあとの調査で、ロイドは問題視されている『アライ・ブラザーズ』という小冊子の自著を何人かに配布していたことがあきらかになつた<sup>(266)</sup>。さらに、ロイドが『ランプ』という米国の雑誌に米国聖公会が保持していない教理への信奉を断言したことが、米国母教会の理事会からマキムに送信され、さらに教会機関誌『チャーチ・スタンダード』にもロイドの声明を具体化する編集記事が掲載されてしまつていた<sup>(267)</sup>。

そこで、マキムは、ロイドが教派転向によつてあたらしい信仰を教える権利を得るまで、聖公会があきらかに放棄している教理を聖公会聖職であるロイドが教えることは不実であり、つつしむべきあるとの同年四月一日のロイド宛書簡を詰問調で書いたが、マキムはその書簡をロイドに送るまえに、英国教会在日主教オードレーと米国聖公会聖職の何人かにみせて見解をもとめたところ、かれらはこのマキム書簡の論調が「すこし厳しい」ので「すこし柔軟にする」ことを勧めたため、マキムは書簡を改訂することにした。だが、マキムが書簡を書きなおすまえに、ロイドは、ローマ・カトリック教会に改宗する意図をつたえ、立教学院総理事の辞表をマキムに送付し

たのである。

このため、マキムは、辞表の受理とロイドのこれまではたらしきに感謝する返書をロイドに送付、四月一五日付でロイド辞任の電報を米国の母教会に送信したのであった。

そして、立教学院総理の後任には、一九〇〇年に来日し弘前ステーションを管理していたヘンリー・セント・ジョージ・タッカー (Henry St. George Tucker) を任命<sup>(268)</sup>、四月二三日には立教学院理事・職員四〇人が新総理タッカーの歓迎会をひらき<sup>(269)</sup>、タッカーはロイドが管理主任をしていた九段の諸聖徒教会の後任も継受した<sup>(270)</sup>。

#### ロイドの辞任時期をめぐるマキムの逡巡

こうした事態に到着するまで、すなわち、ロイド辞任の一週間まえから、マキムはロイドの即時辞任か、学期末の七月一日までの留任要請か、という選択肢のあいだで揺れうごいていた。表層的には、ロイドの信仰上の問題を一方でかかえつつも、教育者、文学者としての実績をもつロイドと立教学院が関係を維持することの功利との相克といえるものであった。マキムは母教会の理事会総幹事ロイドへの〇三年四月八日の書簡で、ロイドは聖公会に深く根づきすぎており、ロイドがローマ・カトリックへ転宗する蓋然性はないと述べながらも、ロイドが辞

任するなら、すくなくとも三人の新人が必要であると言及している<sup>(271)</sup>。けれども、同日付同人宛の私信でマキムは、ラフカディオ・ハーンの後任としてロイドが東京帝国大学の英文学「教授」の地位を得たことを報告<sup>(272)</sup>、立教学院がロイドの名声と威信を保持することの有為性を説き、さらに母教会からの給与を私用に拠出しないロイドによる経済効果をも本国に説得することで、ロイドを確保する意義をしめしたのである<sup>(273)</sup>。早期辞任でなくとも、七月初頭にはロイドの立教学院総理辞任は避けられない情勢ではあったが、それでもマキムは、まだロイドを立教のために必要としていたのである。

ロイドの教理上の異端嫌疑については、マキムはつぎのように報告している。ロイドはかつてアーヴィング主義に影響されたことがあったが、儀礼や聖職位を受けたアーヴィング主義者ではなく、その礼拝にも出席しなかった。ロイドは教会一致をのぞむ情熱をもっており、以前はこれがアーヴィング使徒 (公同使徒教会=Catholic Apostolic Church) と認知されているものへの共感として顕現したのである。そして、ロイドは現在、教会一致はローマ・カトリック教皇の最高位を認めるときのみ得られると信じている。ロイドはこれを公言していないが、最近それについてマキムに何度か語っている<sup>(274)</sup>。ロイドの教会一致への無茶で均衡を欠いた望みと、ローマ・

カトリック教会が聖公会にあゆみよる可能性はないという確実性が、聖公会からローマ・カトリックに改心しなければならぬことをロイドに確信させている。ほかのてんではロイドは穩健な聖公会員であり、外見や慣行において聖権尊重主義 (sacerdotal) ではない<sup>(275)</sup>。ロイドはローマ教皇の最高位と、教会一致の中心としての初代教皇ペテロの管区以外は、ローマ特有のものをほとんどすべて拒絶しているので、悲しいことであるとマキムは嘆息している<sup>(276)</sup>。

そして、マキムは理事会総幹事ロイド宛の四月八日の私信で、ロイドが立教学院総理の地位にとどまることへの当否にかんして、理事会内の日本委員会の判断をもとめる意向をしめし、教理的に健全でない人間を登用することの当否にかんする以前の事例(理事会によるH・D・ペイジの宣教師解任決議)において、マキム(伝道主教)と理事会(伝道協会)が対立した経緯があるので<sup>(277)</sup>、もし可能であれば、今回公式の理事会決議がとられるまでに、総幹事ロイドと日本委員会の見解を確認することによって、好ましくない経験をくりかえすことを避けたいとつたえ、現時点では七月一日までロイドを立教学院総理とするとの認識をしめしていたのである<sup>(278)</sup>。

その三日後の総幹事ロイド宛書簡では、マキムは、理事会日本委員会の見解を待たずに、ロイドを学期末(七

月一日)まで保持することに決め、ロイドにそれまで留任するようにもとめる手紙を書いたと送信している。それは、学期途中のロイド解任はスキヤンダルになり、それによる損害を憂慮したからであった<sup>(279)</sup>。ところが、この直後に、マキムはロイドからの辞表を受けとることになったのである。

#### マキムの母教会への示唆とロイドへの説得

マキムは、四月一八日付の理事会総幹事ロイド宛書簡で、ロイドは棕櫚の日曜日の聖餐式の司式と説教をおこなったが、それをふくめて、〇二年六月以降ロイドはマキム以外に米国聖公会日本ミッションのなかで、だれにもかれのあたらしい見解を語っておらず、ロイドはけっして教理と礼拝儀礼において「先進的な人間」ではなかったと述べ、母教会にたいしてロイドを弁護しながら、「かわいそうなロイドは何年ものあいだ、とてつもない重圧のもとで、三人分のしごとをしてきた。かれがわたしに辞表を送ったあと、かれは脳に支障をきたし、現在妻と医師以外は面会謝絶の状態で療養所にいる」とロイドに同情しつつも、ローマ・カトリック教会への改宗いかににかかわらず、ロイドと米国聖公会日本ミッションとの関係は終了であるとのマキムの見解を母教会に送信した。そして、マキムは、この件が米国の母教会から三

月二一日付の『チャーチ・スタンダード』を受けとるまえに終了したことを、理事会総幹事ロイドに告知したのである(280)。それは、母教会によるロイドへの懲罰決議は不要との暗示であった。

他方、ロイドの立教学院総理の即時辞任が決まっても、マキムは、ロイドのローマ・カトリック教会への改宗については、ねばりづよくロイドの翻意をうながしていった。ロイドが回復したのち、マキムはロイドに書簡を宛て、ロイドが聖公会司祭の職位と妥当性にかんしてなんのうたがいもなく聖餐式で司式と説教をおこなってから、わずか二、三日しか経っていないなか、ひとつの教会から別の教会へ、すくなくとも六か月の間隔をおかずに飛び移ることは、ひととしての性格に深刻な影響がもたらされるであろうと言及し、ロイドがあたらしい教会へ行かなくてはならないなら、転向の最終決断をするまえに適した時間の経過をみとめることで、友人の敬意をうしなうことがないようにと忠告、そのうえで、ロイドがあたらしい見解を宣告するための出版にさいしては、聖公会になにも攻撃しないというロイドの名誉を信頼していると述べ、ロイドが最終的にローマ・カトリック教会に突入するまで、もつとも公同的で原始的で靈的な教会の支部である聖公会の一員として、ロイドを外す意思はまったくないと、ロイドにつたえたのである。

これにたいし、ロイドは、先週のできごとは、過去一〇年間の過労によつて、ロイドのころがいかに乱されていたかを、マキムにしめしたことであらうと述べ、ロイドの聖職活動は当面休止されるべきであらうが、ロイドが聖公会から引退したとは考えないというマキムの判断と措置に感謝していると返信した(281)。

マキムは、このロイド宛マキム書簡とマキム宛ロイド書簡の抜粋を引用した〇三年五月五日の理事会総幹事ロイド宛書簡において、ロイドは偉大なちからと、それに呼応する弱さをもつ、鉄と土が奇妙に混ざつた人物であると評しながら、ロイドはしばらくはローマ・カトリック教会に転向しないであらうが、それでもロイドがじぶんの見解を修正しないのであれば、結局は改宗しなければならぬであらうとの認識を送信した(282)。

### 三 米国聖公会内外伝道協合理事会決議

#### 一九〇三年四月一四日の理事会決議

さて、米国聖公会内外伝道協合理事会では、マキムがロイドの立教学院総理辞任の電報を發する前日の一九〇三年四月一四日、ロイドの教理上の疑義問題が審議されていた。フォン・デュ・ラック教区主教からの情報とし

て、ロイドが『ランプ』という最近の雑誌に、米国聖公会未公認教理の信奉を断言したことに注意を喚起するよう理事會総幹事につたえ、東京伝道主教マキムにもこの問題について送信されたことが報告された。また理事會副議長であるオーバニー教区主教ウィリアム・G・ドーン (William G. Doane) も、ロイドの声明を具体化する『チャーチ・スタンダード』の編集記事に悩まされていることをつたえ、この問題ははじめに理事會内中国・日本常置委員會に、そののちにマキム主教に言及されるべきとの見解をしめして、「ロイドがもとめられていることは、かれの声明を撤回してそれらを否定するか、辞任するか、である」と付言した。さらに、理事會聖職委員マキム博士も、そつこくロイドの米国聖公会の伝道事業との關係を解消させる理事會の義務に同意すると、送信していることが報告されている。

そのうえで、同日の理事會會議は、「最近刊行された通信のなかで、署名付きでアーサー・ロイド師が明言している米国聖公会へのあきらかな不義は、早急な調査が要求されること、東京伝道主教はそつこくこの問題への対処を要求されることを、理事會は感じてゐる」との決議を採択したのである<sup>(283)</sup>。そして、これは同年四月号の米国聖公会伝道機閱誌SMにも掲載された<sup>(284)</sup>。ところが、マキムからのロイド辞任をつたえる電報が、この理事會

會議の翌日に到着した。これは○三年五月一二日の理事會會議で報告されることになった<sup>(285)</sup>。

#### 理事會決議にたいするマキムの抗議

他方、この○三年四月一四日の理事會決議を通知されたマキムは、五月一三日の書簡においてつぎのように理事會に抗議声明を發した。マキムによると、ロイドのあきらかな不義が知られると、日本ではロイドの立場は不義で不誠実であるとの決議がとられており、『チャーチ・スタンダード』におけるロイドの問題にかんする米国からのいかなる書簡も受信するまえに、ロイドの辞表は日本で受理されていたと指摘、米国聖公会内外伝道協合理事會によるロイド未公認教理信奉嫌疑の調査決議が日本に届くまえに、ロイドが辞任していたことを主張したのである。そして、ロイドへの「嫌疑にたいする無関心と無行動とのことで、主教の対面をひどく傷つける決議をとおすまえに、理事會は、ロイドの問題にかんして、マキムから送信されることを待つていたかもしれない」として、マキムとの事前の協議抜きにロイドにたいして断固とした決議をあまりにも早急に採択した○三年四月一四日の理事會會議にたいして、あからさまに皮肉をまじえて抗議したのであった<sup>(286)</sup>。

これには、理事會も同年六月九日の會議において、

「四月一四日に採択されたアーサー・ロイド師にたいする決議の解釈を東京伝道主教から通知された理事会は、どのような方法によっても東京伝道主教の体面を傷つけるような意図や要望がなかったことを、ここに満場一致でみとめる」と決議して、マキムの不服に釈明せざるを得なかった<sup>(287)</sup>。

#### ロイドへの理事会感謝決議

そこで、マキムは○三年七月一七日の書簡で、「もし理事会が九月の会議で、ロイドの過去六年間のミッシヨンへの奉仕の偉大な価値に感謝しながら、かれの辞表を受理せざるを得ない必要に堪んして、偏見のない決議をおすことができれば、ロイド氏の多くの友人にとつて慰めとなるであろう。理事会からの給与のほとんど全額は、さまざまな方法でミッシヨン事業に供給されたのである」と理事会に送信<sup>(288)</sup>。さらにマキムは同年七月二二日に、ロイドが医師から海洋療養旅行を勧められてカナダへ出航し、同船で日本に戻る予定であるが、ロイドが資金難であったため、ロイドの旅費のために約二五〇ドルを別途経費として拠出したことに言及、理事会がこの措置を認めないのであれば、マキムは東京在住のロイドの友人から、その資金を調達するための努力をする意思をつたえた<sup>(289)</sup>。

こうしたマキムからの一連の要望を通知された理事会は、マキムとほぼ同文の内容で、ロイドの辞表受理と過去六年間のかれのミッシヨンへの貢献に感謝決議をとおし、あわせて、○二・○三年度の経費からロイドの旅費を拠出する許可を決議した<sup>(290)</sup>。

ところが、ロイドは理事会のロイドへのこの感謝決議にかんして、六年間の貢献ではなく、九年間に訂正してほしいと○三年一月九日の書簡で要望している<sup>(291)</sup>。ロイドの米国聖公会内外伝道協合理事会との公式雇用関係は六年であるが、そのまえに三年間ロイドは現地採用としてマキムのもとで米国聖公会日本ミッシヨンに無給で奉仕していたのである。だが、その後の理事会会議における感謝決議の訂正の形跡はない。

#### 四 ロイドの決意と去就

一九〇三年九月二日、ロイドはカナダからマキムに書簡を送付（そして、その複写を理事会総幹事ロイドに転送）し、マキムの勧めにしたがい、○三年四月以降ながい沈黙をまもってきた六か月が経過したため、誤解を避けるために、語るときが到来したとして、注意ぶかく祈りをもって達したというロイド自身の心境を表明した。

ロイドによると、自著『アライ・ブラザーズ』や雑誌

『ランプ』への掲載論稿においてロイドが到達した、ローマ管区 (See of Rome) との和解が聖公会のすすむべき正しい道であるとの結論を、修正することはできないとの考慮にいたったこと、どうじに、ロイドを拘束する聖公会に非常につよい親愛の結合性を感じているため、アングリカニズムにたいして制度的に誤りであるとの非難のことはを発することもできないと述べ、ロイドはこのいずれにたいしても、生涯をかけておおよけにまた率直に表明するつもりであると言及。そのうえで、東京へ戻ったあと、もし許されるなら、両教会へは、ロイドのこうしたふたつの感情をつぎのような方式で表明するつもりであることを決意したのである。

すなわち、ロイドが居住する地のローマ・カトリック教会の礼拝に出席し、おなじように、ロイドが居住する地の聖公会の教会から拒絶されなければ、そこで公然と聖餐式に参加するつもりである。これがロイドのこのころのぞみを全世界にしめすものであるとして、それについて誤解がないことをのぞむとつたえたのである。

そして、ロイド自身は、今後は宣教師というより教授の私生活をおくることになるであろうが、もし召されて、異教徒にキリストにかんして妥協せずに語ることでできるときには、いつでもその用意があることを表明している。

また、四月のロイドの脱線によってもたらした痛みとスキヤンダルをひどく後悔していること、マキムと米国聖公会日本ミッション北東京地方部の管轄下の聖職にたいしては、親愛の情以外なにもないことをマキムにつたえ、ロイドが他界するまえに、ローマ・カトリック教会と聖公会のあいだでさらによい理解がすすみ、そこにロイドのはたらきの成果をみることに許されることが、ロイドの唯一の祈りであると結んだ<sup>22)</sup>。こうして、ロイドは米国聖公会の聖職宣教師を辞したのである。

ロイドは、この八年後の一九一一年一〇月二七日、麹町富士見町の自宅で逝去した。五九歳であった。三日後に南東京地方部大聖堂 (芝聖アンデレ教会) で葬儀がいとなまれ、セシル・ボウフラワー (Cecil Henry Boulflower) 南東京地方部主教、大執事 A・F・キングほか、東京、横浜、神戸在住の聖公会聖職約三〇人が会葬している。ロイドは青山外国人墓地で大執事 A・C・シヨウの左隣に埋葬された。

徳川頼倫「伯爵」から花一对の寄贈があったロイドの葬儀には、慶応義塾社頭・福澤一太郎、慶応義塾塾長・鎌田栄吉、海軍大学校長・山屋他人、東京帝国大学総長・浜尾新、高等商業学校校長・坪野、海軍経理学校校長・藤田、立教学院立教大学学長・元田作之進、東京帝国大

学教授・井上哲次郎など、教育界・宗教界などから総勢三〇〇余人が参列し、ロイドが異国日本でひろく認知されていたことをしめす盛儀となった<sup>(23)</sup>。

## おわりに

現地採用をふくめロイドが米国聖公会宣教師であった時代は、日清戦争がはじまった一八九四年から一九〇四年の日露戦争の暗雲がせまる〇三年までの九年間であった。それは、日本が国際戦争に勝利し、不平等条約を改正するなど、国内においては国粹主義が昂揚し、対外的には国力を世界に誇示した時代であった。

こうしたなかで、九七年末に任命された立教学校（のちに立教学院）総理ロイドは、条約改正施行にともなう九九年の文部省の宗教教育禁止政策に対峙することになる。訓令第一二号問題をめぐるロイドの方針については、訓令発布前後におけるロイドの認識と対応の変化に留意することが必要である。

ロイドが訓令発布一年半まえの九八年一月の総理就任後に、立教における課程内キリスト教教育の実施をよよく主張したのは、同年二月の同志社キリスト教綱領削除問題の立教への余波を案じてのことであった。それは、ロイドの総理就任時に聖書が教えられていなかった立教

自身が、同志社とおなじく学内キリスト教教育を軽視していく蓋然性を危惧したからである。ロイドは立教のキリスト教教育維持のためなら、立教が文部省認可校にならなくともよいとまで母教会に通信していた。

ところが、文部省訓令に集約されていく宗教教育禁止政策の展開をみすえたロイドは、母教会に静観することを説き、文部当局には不要で過剰な攻撃を抑制し、間接的であれ学内で一定のキリスト教教育が可能であれば、訓令を順守する方針へと転換したのであった。そこには、ロイドのミッション・スクールにおける世俗教育の重視という不変の信念と、教育伝道というミッション・スクールの使命の終焉を暗示する諦観があったのである。母教会が訓令にたいする立教の措置を承認できないときには、母教会から独立させてまでも立教を運営する意志をロイドが表明したのは、立教における世俗教育の自信と執着に裏打ちされていることである。このようなロイドの方針転換は、裕福とはいえないとロイドが述べる在学生たちの卒業後の就職のために、立教が政府認可校であることが必要であるとの判断からであり、築かれつつあった日本の教育体系にミッション・スクールも地位を得ることの重要性をロイドが認識していたからであった。

学内における一定のキリスト教感化と世俗教育の強化というロイドの教育方針は、将来の立教の方向性を確定



づけていくことになる。ロイドが立教学院総理を辞任した一九〇三年に公布された専門学校令にもとづき、四年後の〇七年には後任のタツカーによって立教学院立教大学が設立されるが、その基礎をロイドは築いたといえる。マキムは、ロイドは立教学院のため偉大なしごとをしたと述べ、立教の成功と名声はロイドと元田によるものであると激賞している<sup>(294)</sup>。

立教学院総理としてロイドは、訓令問題後も順調な成長を遂げさせた立教中学校以外に、神田の東京英語専修学校の師範学校化構想、雇用と職業訓練に貢献する立教学院活版部の創設、米国聖公会遣日宣教師として浦和監獄での印刷所設立、海軍船艦内の図書室開設や開港地の海軍学校などの新規教育宣教事業、浦和、大宮、蕨など埼玉県下の開拓伝道活動などを独自に展開した。そして、ロイドは米国聖公会からの個人給与を日本ミッションに供与して、その教育・伝道事業を援助しただけでなく、立教学院にたいしては個人の学外賃金も部分拠出して、家族も語学教員として支援参加するなど、心身ともに立教やその経営機関である米国の母教会に献身してきた。だが、母教会からは必要とした資金援助が得られず、ロイドは立教在任時に孤立無援のはたらきを強いられたのである。さらに、二人三脚で難局をしのいできたロイドの片腕であった元田が母教会日本ミッションの教育方

針への不信感から立教を離れたことは、ロイドから必要不可欠な日本人協働者を奪うことにもなり、ロイドにとつては致命的となった。晩年の国際会議でロイドが「キリストのための浪人」と自称したように、立教と米国聖公会の時代においても、ロイドは「浪人」だったのである<sup>(295)</sup>。ただ、米国聖公会東京伝道主教マキムのみは、ロイドの功績を絶賛してやまなかった<sup>(296)</sup>。

アーヴィング派への異端嫌疑によって米国聖公会による正式雇用まで三年を要したロイドの辞任の直接的な要因は、ロイドのローマ・カトリック教会改宗問題に連動していく米国聖公会未公認教理信奉嫌疑であった。

ロイドがローマ・カトリック教会に改宗したかどうかという問題については明言できないが、カトリックと聖公会の両教会の礼拝に参加するというロイドからマキムへの最後の書簡における決意の内容、そして八年後のロイドの葬儀が、主教、大執事をはじめ聖公会聖職が列席し、日本聖公会南東京地方部大聖堂の芝聖アンデレ教会でおこなわれたことから判断すると、改宗にはいたらなかったと推測される。いずれにせよ、ロイドがローマ・カトリック教会へと渾然と去りゆき、聖公会からは完全に離れる、という結末にはなっていない。

S P G 宣教師および初期慶應義塾教員時代をふくめ、ロイドの日本での足跡をかえりみると、ロイドは、世俗

事業と伝道事業、仏教とキリスト教、ローマ・カトリック教会と聖公会という、表層的には対置する両者のはざまに介在し、双方を両立させようとはたらきつづけた並はずれた包容力のある人物であった。

文学活動においては、日本文学翻訳者として日本文化を海外にひろく紹介する一方で、英文学教授として慶應義塾、海軍兵学校、立教学院、高等専門学校、高等商業学校、東京帝国大学などにおいて日本人に西洋文化を教えた。

宗教活動においては、おおくの宣教師が否定的に異教と呼称する東洋の諸宗教をまなび、仏教とキリスト教との教理上の類似性を海外につたえる一方、西洋文化にいろどられたキリスト教の宣教師として、学校、教会、監獄、海軍などにはびひろく伝道した。また、同系教派である英・米の聖公会間において、他の聖公会宣教師がほとんど認められなかった英・米双方の伝道協会に雇用されている。そして、教派間では聖公会とローマ・カトリック教会との和解を核とする教会一致を熱望していた。ロイドにたいする異端嫌疑は、アーヴィング派嫌疑においても、ローマ・カトリック教会改宗問題においても、ロイドによる情熱的な教会一致志向<sup>(20)</sup>の現実的発露に起因していたのである。

他の宣教師の追従をゆるさないほど、異文化や異教に

たいして、優越感や偏見をとまなうことなく、その理解と知識を吸収していったアーサー・ロイドは、文化間、宗教間、教派間、教会間の相互理解を、じつさいにうながした当代稀にみる異彩の宣教師であった。世界エキュメニカル運動の嚆矢となったエディンバラの世界教会会議がひらかれたのは、ロイド他界一年まえの一九一〇年。ローマ・カトリック教会が他宗教と他教派に共生のメッセージを発したのは、ロイド他界半世紀後の一九六二—六五年の第二ヴァチカン公会議においてである。

そして、一九世紀から継起する米国諸教会の教派入植主義にもとづく東洋伝道方針の転換を主張し、任地からの宣教師撤退さえも示唆するという、米国信徒国際調査団による衝撃の報告書『伝道再考』が、教会の教育事業にかんしても日本をふくむ東洋のミッシェン・スクールから経営撤退して、キリスト教主義学校の使命を福音でなく教育を第一義とすべきと勧告した<sup>(21)</sup>のは、ロイドが米国聖公会におなじ教育指針を送信した一九〇〇年から四半世紀以上のちの一九三二年であった。ロイドは時代に先んじていたのである。

注

- (1) 拙論「明治期の外国・ミッション教育事業」(『立教学院史研究』創刊号、二〇〇三年)三六―三七頁、八三―八七頁。拙論「近代キリスト教海外伝道方針の確執―異文化適応をめぐる宣教師と母教会の温度差―」(『宗教と社会』九号、「宗教と社会」学会、二〇〇三年)一六―二二頁。
- (2) 白井莞子『福沢論吉と宣教師たち―知られざる明治期の日英関係』未來社、一九九九年、一八四、一九七頁。
- (3) このほかにロイドは、明治天皇作、昭憲皇太后・皇族らの歌“Imperial Songs”(一九〇五年出版)も英訳してゐる。「アーサー・ロイド」(『近代文学研究叢書』二二巻、昭和女子大学近代文学研究室、昭和女子大学光葉会、一九五九年)二六―二六四頁。
- (4) *Buddhist Student's Manual*, Buddhist Society of London, 1965. 前掲白井著「一七〇頁」*The Wheat among the Tares: Studies of Buddhism in Japan*, London: Macmillan, 1908. *The Creed of Half Japan: Historical Sketches of Japanese Buddhism*, London, Smith Elder, 1911. 前同、一六五頁。
- (5) 一八九一年の内村鑑三の一高不敬事件以来、学界からキリスト教をもっともはげしく攻撃してきた帝国大学教授の井上哲次郎は、朱子学研究にまでおよぶ宣教師ロイドを「学者としてのロイド博士」(『学鑑』一九一一年一月号)として、その学問的業績を賞賛。とくにロイドの造詣深い文学と仏教研究には、在日外国人のなかでも最高との賛辞をおくっている。前掲『近代文学研究叢書』二六一―二六二頁。
- (6) ロイドの来日は一八八四年であるが、八五年と記し(二四五頁)、立教が神田に設立した英語専修学校は前任者のテイニング(T. S. Tjning)であるが、ロイド設立と記す(二七八頁)など、不正確な部分はある

が、概して後続研究の基礎を提供したものといえる。

- (7) 前掲白井著、一六三―一七一頁。
- (8) 前掲拙論「明治期の外国・ミッション教育事業」五九―六四頁。
- (9) 前掲『近代文学研究叢書』一九二頁。
- (10) T. A. Walker's *Admissions to Peterhouse 1615-1911*. 白井莞子「英国国教会宣教師の見た慶應義塾と福澤諭吉」(『近代日本研究』一卷、慶應義塾福澤教育センター、一九九五年)一五一―一六頁。前掲白井著、一七二―一七三頁。
- (11) *Missionaries' Book, 1869-87*, United Society for the Propagation of the Gospel (hereafter cited as USPG) X126. 前掲白井著、一七三―一九四頁。
- (12) Arthur Lloyd (hereafter cited as AL) to Tucker (Secretary of USPG), 16 August 1884, USPG, D68. 前掲白井著「一七三頁」。
- (13) 「アーサー・ロイド氏」(『慶應義塾学報』五号、一八九八年七月)三六頁。
- (14) AL to Tucker, 21 January 1885, USPG, D72. 前掲白井著「一七五―一七六頁」。
- (15) 前掲「アーサー・ロイド氏」三六頁。
- (16) Tucker to AL, 27 February 1885; 16 July 1885, USPG, C15. 69. 英国教会初代日本主教 A・W・プールは、「英国国教会の宣教師が、米国の宣教師のように生活のために現地人の学校で働くのは、国教会の名誉を考えた時よろしくないし、また国教会が不安定で経済的に困っているように見えるであろうから好ましくない」とSPG宛に書簡を送っている(Poole to Tucker, 22 January 1885, USPG, D72. 前掲白井著、一九五頁。訳文は、前同、一七五頁から引用)。
- (17) 福澤大四郎『父・福澤諭吉』東京書房、一九九九年、一三頁。なお

- ロイド自身は、SPG宣教師認可まえの一八八三年に、「わたしは英語、フランス語、ドイツ語を話すことができ、ギリシア語、ラテン語、ヘブライ語、ヘブライ語、サンسكريット語を読むことができる」とのPGに送信している (AL to Tucker, 4 April 1883, DS 401. 前掲白井論文、一〇六頁。前掲白井著、一七四、一九五頁)。
- (18) AL to Tucker, 26 March 1885, USPG, D72. 前掲白井著、一七四、一九五頁。
- (19) *The Mission Field*, July 1885, pp. 211-214. 前掲白井著、一七四、一九五頁。
- (20) 前掲白井著、一八一—一八四頁。
- (21) 同右、一八五—一八九頁。
- (22) *The Mission Field*, February 1887, pp. 33-35. 前掲白井著、一九〇頁。
- (23) 前掲白井著、一九二頁。
- (24) A. C. Shaw to Tucker, 28 September 1888, USPG, D84. 前掲白井著、一九三、一九八頁。
- (25) AL to Tucker, 20 March 1889, USPG, E44A. 前掲白井著、二五〇頁。
- (26) 前掲白井著、二五二頁。
- (27) 同右、二五二—二五五頁。
- (28) "A Protest to the S.P.G. in the Matter of Educational Work in Japan", AL to Tucker, 25 April 1890, USPG, D92. 前掲白井著、二五七—二五八頁。
- (29) AL to Tucker, 26 May 1890, USPG, D92; 前掲白井著、二五八—二五九頁。
- (30) AL to Tucker, 17 August 1893, USPG, D105A. 前掲白井著、二七

- 四頁。
- (31) AL to Tucker, 5 December 1893, USPG, C1S69. 前掲白井著、二七五頁。
- (32) 前掲白井著、二七五頁。
- (33) 『慶應義塾学報』二号、一八九八年四月、六一頁。前掲白井著、二八〇頁。
- (34) 『慶應義塾百年史』別巻〔大学編〕、文学部の七五、七七頁。前掲白井著、二八〇頁。
- (35) John Mekim (hereafter cited as JM) to AL, 14 August 1894, Tokyo. Record Group (hereafter cited as RG) 71, Japan Records (hereafter cited as JR), Box 12, Archives of the Episcopal Church (hereafter cited as AEC). *Proceedings of the Board of Managers* (hereafter cited as *Proceedings*) of the Domestic and Foreign Missionary Society of the Protestant Episcopal Church in the USA (hereafter cited as *DFMS*), 9 October 1894, Book 71, AEC.
- (36) *Proceedings*, *ibid.*
- (37) *Proceedings*, 8 January 1895, Book 71, AEC. 一八九五年一月八日の理事会議事録には、総幹事が返信する予定と記されている。
- (38) アーヴィンズ派については、拙論「異端嫌疑か異文化理解か—解雇された米国聖公会遣日宣教師—」(一) H・D・ベイジのアーヴィンズ派嫌疑」(『立教学院史研究』二号) 立教学院史資料センター、二〇〇五年)を参照。
- (39) JM to AL, 16 February 1895, Tokyo, RG, 71, JR, Box 12, AEC. *Proceedings*, 17 April 1895, Book 71, AEC.
- (40) *Proceedings*, 17 April 1885, *ibid.*

- (41) 第四回ラングフォード会議（一〇年に一度の全聖公会主教会議）出席のため離日し、約五か月間日本を不在にするマキムから、東京で日本ミッションの管理を依頼された初代日本伝道主教（退任）C・M・ウイリアムズがマキムの代理をひきうけたことを、マキムは喜んで九七年四月二六日付書簡でミッション年報で本国に伝えてくる（JM, 26 April 1897, RG, 71, JR, Box 13, AEC. 拙著『宣教師ウイリアムズの伝道と生涯—幕末・明治米国聖公会の軌跡—』刀水書房、二〇〇〇年、六三八頁）。ウイリアムズがロイヤルから書簡を受信したのはこのマキムと本不在期間である。
- (42) JM to Joshua Kimber (hereafter cited as JK), 1 October 1897, RG, 71, JR, Box 13, AEC.
- (43) *Proceedings*, 9 November 1897, Book 74, AEC.
- (44) 前掲拙論「異端嫌疑か異文化理解か—解雇された米国聖公会遣日宣教師—（一）」。
- (45) AL to JK, 9 April 1898, RG, 71, JR, Box 9, AEC.
- (46) AL to JK, 14 April 1898, RG, 71, JR, Box 9, AEC.
- (47) *Proceedings*, 9 November 1897, Book 74, AEC.
- (48) *Proceedings*, 11 January 1898, Book 74, AEC. 前掲拙論「異端嫌疑か異文化理解か—解雇された米国聖公会遣日宣教師—（一）」四九頁。
- (49) *Proceedings*, 2 November 1898, Book 75, AEC. 拙論同右、四九—六三頁。
- (50) JM to JK, 15 April 1898, RG, 71, JR, Box 13, AEC.
- (51) *Proceedings*, 12 April 1898, Book 74, AEC.
- (52) *Proceedings*, 14 March 1899, Book 75, AEC.
- (53) *Spirit of Missions* (hereafter cited as SM), 1899, p. 180.
- (54) JM to William S. Langford (hereafter cited as WL), 6 February 1897, RG, 71, JR, Box 13, AEC.
- (55) JM to WL, 26 February 1897, RG, 71, JR, Box 13, AEC.
- (56) JM to WL, 6 February 1897, op. cit.
- (57) JM to WL, 26 February 1897, op. cit.
- (58) *Proceedings*, 13 April 1898, Book 74, AEC.
- (59) SM, 1895, p. 193.
- (60) AL to JM, 25 June 1896, RG, 71, JR, Box 9, AEC.
- (61) Report of AL, for the year ending June 30, 1897, "Printed Rule", No. 13, RG, 71, JR, Box 9, AEC.
- (62) *THE CHURCH IN JAPAN*, August, 1897, vol. III, No. 10, p. 115.
- (63) JM to JK, 17 December 1897, RG, 71, JR, Box 13, AEC.
- (64) 『立教学院五十五周年記念資料編—第一巻—立教学院五十五周年編集委員会編、立教学院発行、一九九六年、七八—七九頁。
- (65) 同右、八二—八三頁。
- (66) 同右、八四—八五頁。
- (67) *THE CHURCH IN JAPAN*, December, 1897, vol. III, No. 12, p. 149.
- (68) SM, 1898, p. 74.
- (69) AL, "St. Paul's College, Tokyo", 27 January 1898, RG, 71, JR, Box 13, AEC.
- (70) JM to JK, 4 February 1898, RG, 71, JR, Box 13, AEC.
- (71) SM, 1898, p. 175. ただし同月号の別の箇所では、その目的を半信半疑の外国人は三人必要であるがロイヤルが強調して来るように言及して来る（SM, 1898, p. 151）。

- (72) AL, "St. Paul's College, Tokyo", 27 January 1898, op. cit.
- (73) AL, "Report on St. Paul's College, Tokyo for the Quarter ending March 31st, 1898", RG. 71, JR, Box 9, AEC.
- (74) AL to JK, 30 December 1897, RG. 71, JR, Box 9, AEC.
- (75) 『立教学院百二十五年史 資料編』第三卷、立教学院百二十五年史編纂委員会編、立教学院発行、一九九九年、二一三頁。
- (76) 尋常中学校令への対応として、一八九八年二月にキリスト教綱領を削除した同志社綱領削除問題は、後援するアメリカン・ボード宣教師らがこれまでの同志社へのミッション資金の返還をきとめて訴訟も碎々なぐと主張したため、元駐日米国総領事M・W・マッキューヴァーや大隈重信首相が明治政府首脳を巻き込む外交問題にまで発展した。本井康博『京都のキリスト教 同志社教会の一九世紀』（日本キリスト教団同志社教会発行、一九九八年、二一一―二一七頁）「および前掲拙論「明治期の外国ミッション教育事業」四九頁を参照。
- (77) AL, "Report on St. Paul's College, Tokyo for the Quarter ending March 31st, 1898", op. cit.
- (78) Ibid: AL to JK, 20 October 1898, RG. 71, JR, Box 9, AEC.
- (79) T. S. Fyng, "St. Paul's College, Tokyo", J. S. Moroda, "Report of the Chaplain," *THE CHURCH IN JAPAN*, January, 1898, vol. IV, No. 1, pp. 5-12, pp. 12-14.
- (80) AL, "Report on St. Paul's College, Tokyo, Japan, for the Quarter ending June 30, 1898", RG. 71, JR, Box 9, AEC.
- (81) AL to JK, 20 October 1898, op. cit.
- (82) AL, "Report", 30 June 1898, op. cit.
- (83) AL to JK, 20 October 1898, op. cit.
- (84) 佐伯友弘「明治三十二年における条約改正論議と第一次宗教法案―『明教新誌』に見るその教育史的意義について―」（『日本仏教教育学研究』九号）二〇〇一年、四一―四三頁。
- (85) 『能仁新報』一八九九年一月三日、四月一日。前掲本井著、三二一頁。
- (86) 久木幸男「訓令二二号の思想と現実（一）」（『横浜国立大学教育紀要』通号二二号、一九七三年）二一八頁。
- (87) 同右、一一―一二頁。
- (88) 同右、八一―〇頁。
- (89) AL to JK, 20 October 1898, op. cit.
- (90) Ibid.
- (91) 前掲久木論文（一）一一―一四頁。
- (92) *THE CHURCH IN JAPAN*, vol. V, June 1899, No. 6, pp. 90-96.
- (93) AL to JK, 1 May 1899, RG. 71, JR, Box 39, AEC, SM, 1899, pp. 357-358.
- (94) 前掲久木論文（一）一九頁。
- (95) 同右、六、二〇頁。
- (96) 同右。
- (97) 同右、二〇―二二頁。
- (98) 『明治学院百年史』明治学院発行、一九七七年、二〇一―二〇三頁。
- (99) 『井深槐之助とその時代』第二巻、井深槐之助とその時代刊行委員会編、明治学院発行、四六五―四六六頁。
- (100) 久木幸男「訓令二二号の思想と現実（二）」（『横浜国立大学教育紀要』通号一四号、一九七四年）三六一―三七頁。
- (101) 前掲『井深槐之助とその時代』第二巻、四六四―四七三頁。
- (102) 『時事新報』一八九九年八月二日。前掲久木論文（二）、三七頁。

- (103) 平塚益徳『日本基督教主義教育文化史』基督教教程叢書第一八編、日獨書院株式会社発行、一九三七年、一五三、一五五頁。前掲久木論文(二) 三八頁。
- (104) 前掲久木論文(二) 三七—三八頁。
- (105) 山極樞「革命の序幕」一三二頁(工藤英一「文部省訓令第一二号とキリスト教学校 井深槐之助の「日記」を中心として」前掲『井深槐之助とその時代』第二卷 四八七頁)。
- (106) 「社論 大学校と宣教師」『六合雜誌』二二五号、一八九九年九月五日(前掲工藤論文 四八七頁)。
- (107) *Proceedings*, 13 June 1899, Book 75, AEC.
- (108) JM Report for 1898-99, RG. 71, JR, Box 42, AEC.
- (109) Arthur Lloyd, Joseph S. Moroda, Charles H. Evans, "Report of Visit to the Tokyo City Office", 19 August 1899, RG. 71, JR, Box 42, AEC.
- (110) *Ibid.*
- (111) *THE CHURCH IN JAPAN*, vol. V, No. 10, October, 1899, p. 149.
- (112) "Rev. Dr. Motoda's Report", attached to AL, 8 July 1900, "Report of St. Paul's College, Tokyo, Japan, for the Academic Year of 1900", RG. 71, JR, Box 39, AEC.
- (113) 前掲『立教学院百二十五年史 資料編』第一卷 八〇—八一頁。
- (114) AL, 8 July 1900, "Report of St. Paul's College", op. cit. など、キムに送付した東京府提出の英文陳情書もロイヤルの筆跡である(Lloyd, Motoda, Evans, "Report of Visit to the Tokyo City Office", op. cit.)。
- (115) 前掲『井深槐之助とその時代』第二卷 四六五頁。
- (116) 『同志社百年史』通史編一、同志社発行、一九七九年、四五九—四六一頁。前掲本井著 三二—三三二頁。
- (117) JM to JK, 1 September 1899, RG. 71, JR, Box 42, AEC.
- (118) *Proceedings*, 10 October 1899, Book 75, AEC.
- (119) AL to JK, 24 September 1899, RG. 71, JR, Box 39, AEC.
- (120) 前掲久木論文(二) 三四頁。
- (121) 『萬朝報』一八九九年九月六日。前掲久木論文(二) 四一頁。
- (122) 『萬朝報』一八九九年九月一日。前掲久木論文(二) 四二—四三頁。
- (123) 前掲久木論文(二) 四二—四八頁。
- (124) 同右 四三頁。
- (125) 同右 四三—四五頁。この文部省訓令の実質的部分修正は、高橋昌郎も指摘している(『明治のキリスト教』吉川弘文館、二〇〇三年、一七五頁)。二〇〇五年七月一日の立教大学立教学院史資料センター研究プロジェクト「立教築地時代の研究」研究員会議における研究報告で、大島宏学術調査員が、前掲久木論文を論拠に、課程外の宗教教育は許可するものとするこの訓令の実質的修正を再喚起した(「訓令二二号とミッション・スクールをめぐる研究の課題」)。
- (126) この一八九九年一〇月二日の文部省普通・専門両学務局共同通牒については、聖公会、立教関係機関では、米国聖公会日本ミッション月刊機関誌『チャーチ・イン・ジャパン』の一九〇〇年二月号において、はじめて報道されている。
- (127) 前掲『明治学院百年史』二〇六頁。
- (128) JM to JK, 6 November 1899, RG. 71, JR, Box 42, AEC.
- (129) *Proceedings*, 12 December 1899, Book 75, AEC.
- (130) JM to JK, 28 December 1899, RG. 71, JR, Box 42, AEC.

- (131) William Awdry to JK, 6 January 1900 (copy); A. F. King to JK, 9 January 1900 (copy); A. C. Shaw to JK, 12 January 1900 (copy), RG. 71, JR, Box 42, AEC.
- (132) SM, 1899, pp. 607-611.
- (133) 『青山学院九十年史』青山学院発行、一九六五年、二九〇—二九一頁。
- (134) ロイドは、一九〇〇年の七月八日付の年報で、立教の方針を認可する一九九年一月二日の米国聖公会内外伝道協合理事会の決議を受信後、文部省から徴兵猶予の特典が付与されたことに言及している。九九年の年末に書かれたロイドやマキムの母教会宛の立教にかんする報告では、まだ理事会決議は日本に届いていないが、一九〇〇年三月三日付のマキム宛ロイド書簡では徴兵猶予の特典付与に触れていることから、立教への特典付与は理事会決議が日本に届いた一月初頭頃からロイド書簡の書かれた三月初旬のあいだと推定される。AL, 8 July 1900, "Report of St. Paul's College, Tokyo, Japan, for the Academic Year of 1900", RG. 71, JR, Box 39, AEC; AL to JM, 13 March 1900, RG. 71, JR, Box 39, AEC.
- (135) *THE CHURCH IN JAPAN*, vol. V, No. 10, October, 1899, pp. 146-147.
- (136) 前掲久木論文(二)、四五—四八頁。
- (137) 前掲高橋著、一七五頁。
- (138) 前掲『同志社百年史』通史編一、四四五—四四九頁。前掲本井著、三一一—三一二頁。
- (139) 井深日記の一九九九年八月八日の項(前掲『井深樗之助とその時代』第二巻、四六四頁)。
- (140) 前掲『青山学院九十年史』二九〇頁。
- (141) 前掲本井著、三三二—三三三頁。
- (142) *THE CHURCH IN JAPAN*, vol. VI, No. 1, January, 1900, pp. 8-12.
- (143) JM to JK, 14 November 1899, RG. 71, JR, Box 42, AEC.
- (144) SM, 1900, pp. 101-102.
- (145) 『築地の園』一五号、一八九九年一月八日、二二、二五—二七頁。同一六号、一月二七日、一七—二二頁。同一七号、二月二七日、一七—一八頁。内容の詳細は、前掲拙論『明治期の外国ミッション教育事業』六一—六二頁参照。
- (146) SM, 1900, pp. 159-160.
- (147) Ibid.
- (148) AL to JK, 30 December 1899, Kamakura, RG. 71, JR, Box 39, AEC.
- (149) 大濱徹也『明治キリスト教会史の研究』吉川弘文館、一九七九頁五頁。
- (150) 『官報』四八二二号、一八九九年七月二七日、四四五頁以下。久木幸男「訓令一二号の思想と現実(三)」(『横浜国立大学教育紀要』通号一六号、一九七六年)七一頁。
- (151) ①教会・寺の法人化の承認。教派宗派の法人化否認。②認可団体以外の宗教上の会同の事前届出制。③安寧秩序を妨げ風俗を壊る宗教行為の禁止。④教会・寺の土地・建物の差押え禁止および免税規定。⑤主務官庁の監督権。⑥認・許可取消事由(法律違反・目的外事業・公益上の必要など)。⑦許可事項(教会・寺の設立)および認可事項(規則変更・財産管理・教宗派設立など)。⑧宗教委員会の採決事項。⑨教師停止・禁止事由(安寧秩序の妨害など)。⑩教師の政治活動禁止。⑪教師資格の勅令委任。⑫布教・儀式における詐偽・誘惑手段の禁止。⑬教宗派・教会・寺に対する誹謗・凌辱禁止。⑭宗教上の結社



の規定。(15)教規、宗制、教会・寺規則の記載事項。(16)教師類似活動の禁止。このうち、「保護」にあたるものは④のみである。前掲久木論文(三)、七二頁。

(152) 前掲久木論文(三)、七一―七六頁。

(153) 前掲佐伯論文、六〇―六二頁。

(154) 戸村正博編著『神社問題とキリスト教 日本近代キリスト教史資料 1』新教出版社、一九七六年、一六九―一七五頁。

(155) 高橋昌郎「日本史からみた日本キリスト教史」(『日本プロテスタント史の諸相』高橋昌郎編著、聖学院大学出版会、一九九五年)二四頁。

(156) 「文部省分課規定」(一九八八年一月一日制定)によれば、各種学校にかんする事務は、専門学務局第二課、普通学務局第一課・第二課に分掌されている(『教育史編纂会』『明治以降教育制度発達史』第四卷、教育資料調査会、一九三八年、九九九―一〇〇〇頁)。前掲久木論文(三)、八三、八九頁。

(157) 前掲久木論文(三)、八二―八四頁。

(158) 『東京の中等教育』三、都市紀要二四、六〇頁。前掲久木論文(三)、八五頁。

(159) 本多庸一は、一九〇〇年三月に帝国教育会講談会でおこなった講演において、宗教教育を「宜い加減にやると云ふことは、教育の大本を誤るることになるから、止むを得ず学校を閉じた方が宜し」という議論は、「力のある議論である」と述べている。本多庸一「宗教学校の位置」(『教育公報』一三五号、一九〇〇年五月、二頁)。前掲久木論文(三)、八五頁。

(160) 前掲久木論文(三)、(八七、八九頁)によると、訓令発布後最初に徴兵令二三条適用の特典を得た真宗京都中学が、その申請書を出した

のは一九九九年二月であり(真宗大谷派寺務所『宗報』一八号、八頁)、ほぼこのころに宗教学校への特典付与方針が最終的に決定されたと考えられる、と推量されている。

(161) 前掲久木論文(三)、八七―八八頁。

(162) 「特典」付与の手続きをさだめた「公私立学校認定二關スル規則」(一九九九年六月二八日制定)によれば、審査は地方長官の書類および実況審査、文部省審査の二段階でおこなわれ(第九條)、入試の立合い、入試問題答案の査閲までおこなえる(第三條)ようになっていく。『明治以降教育制度発達史』第四卷、七七四―七七八頁。前掲久木論文(三)、八八―九〇頁(なお、久木論文の八九―九〇頁の注(2)における「明治以降教育制度発達史」第四卷の引用頁数「七五五」は「七七五」の誤記)。

(163) 前掲『井深棍之助とその時代』第二卷、四七三―四七五頁。

(164) 前掲工藤論文『井深棍之助とその時代』(第二卷)四八五―四八六頁。

(165) 前掲『青山学院九十年史』二九〇―二九二頁。

(166) 前掲『同志社百年史』通史編一、四五九頁。

(167) 『官報』五一二四号、一九〇〇年八月一日、一頁。前掲久木論文(三)、七八―七九、八八頁。

(168) T. S. T'yang, "St. Paul's College, Tokyo", *THE CHURCH IN JAPAN*, January, 1898, vol. IV, No. 1, pp. 5-12.

(169) AL, "Report", 30 June 1898, op. cit.

(170) AL to JK, 1 May 1899, op. cit. SM, 1899, pp. 357-358.

(171) *THE CHURCH IN JAPAN*, Sept.-Oct., 1900, vol. VI, No. 9-10, pp. 143-145.

(172) *THE CHURCH IN JAPAN*, November, 1900, vol. VI, No. 11,

- pp. 162-163.
- ② AL, 26 June 1901, "Report of Work done by St. Paul's College, Tokyo, during the Academic Year 1900-01", RG. 71, JR, Box 39, AEC.
- ④ AL, "Report", 30 June 1898, op. cit.
- ⑤ AL, 8 July 1900, "Report of the St. Paul's College for the Year of 1900", RG. 71, JR, Box 39, AEC.
- ⑥ *THE CHURCH IN JAPAN*, vol. VI, No. 1, January, 1900, pp. 8-12.
- ⑦ *THE CHURCH IN JAPAN*, November, 1900, vol. VI, No. 11, pp. 162-163.
- ⑧ AL to JK, 29 August 1900; 7 September 1900; RG. 71, JR, Box 39, AEC.
- ⑨ SM, 1900, p. 631.
- ⑩ AL to JK, 11 March 1901; 6 May 1901; RG. 71, JR, Box 39, AEC.
- ⑪ AL, 26 June 1901, "Report", op. cit.
- ⑫ AL, 23 October 1901, RG. 71, JR, Box 39, AEC.
- ⑬ AL, 21 May 1902, "Report on St. Paul's College, May 1902", RG. 71, JR, Box 39, AEC.
- ⑭ AL to Arthur S. Lloyd (Secretary of the Board of Managers), 10 September 1903, RG. 71, JR, Box 39, AEC.
- ⑮ *THE CHURCH IN JAPAN*, November, 1900, vol. VI, No. 11, p. 163.
- ⑯ AL, 4 August 1902, "Report on St. Paul's College, Tokyo, May 1902", RG. 71, JR, Box 39, AEC.
- ⑰ AL to Lloyd (Secretary), 3 November 1902, RG. 71, JR, Box 39, AEC.
- ⑱ AL to JM, 22 November 1902, RG. 71, JR, Box 43, AEC.
- ⑲ JM, Annual Report for 1903, RG. 71, JR, Box 44, AEC.
- ⑳ AL to JK, 26 March 1901, RG. 71, JR, Box 39, AEC.
- ㉑ AL to JK, 29 August 1900, op. cit.
- ㉒ AL to JK, 11 March 1901; P. S. 12 March 1901, RG. 71, JR, Box 39, AEC.
- ㉓ AL, 4 August 1902, "Report", op. cit.
- ㉔ JM to John W. Wood (hereafter cited as JWW), 18 January 1904, RG. 71, JR, Box 44, AEC.
- ㉕ T. S. Tynn, "St. Paul's College, Tokyo", *THE CHURCH IN JAPAN*, January, 1898, op. cit.
- ㉖ AL, "Report", 30 June 1898, op. cit.
- ㉗ AL, 13 March 1900, "Report on St. Paul's", RG. 71, JR, Box 39, AEC.
- ㉘ AL, 8 July 1900, "Report of the St. Paul's College for the Year of 1900", RG. 71, Box 39, AEC.
- ㉙ AL, 13 March 1900, "Report", op. cit.
- ㉚ AL, 13 March 1900, RG. 71, JR, Box 39, AEC.
- ㉛ AL to JK, 19 March 1900, RG. 71, JR, Box 39, AEC.
- ㉜ AL to JK, 29 August 1900, op. cit.: SM, 1900, p. 631
- ㉝ *THE CHURCH IN JAPAN*, Sept.-Oct., 1900, vol. VI, No. 9-10, p. 144.
- ㉞ SM, 1900, pp. 651-652.
- ㉟ AL to JM, 16 November 1900, RG. 71, JR, Box 39, AEC.
- ㊱ *Proceedings*, 9 April 1900, Book 77, AEC.

- (303) AL to JK, 11 March 1901; P. S. 12 March 1901, op. cit.
- (304) *Proceedings*, 11 June 1901, Book 77, AEC.
- (305) AL to Lloyd (Secretary), 3 November 1902, op. cit.
- (306) T. S. Tynø, "St. Paul's College, Tokyo", *THE CHURCH IN JAPAN*, January, 1898, op. cit.
- (307) AL, "Report", 30 June 1898, op. cit.
- (308) AL to JK, 1 May 1899, op. cit. *SM*, 1899, pp. 357-358.
- (309) AL to JK, 30 December 1899, op. cit.
- (310) AL to JK, 11 March 1901; P. S. 12 March 1901, op. cit.
- (311) AL to JK, 19 March 1900, op. cit.
- (312) AL to JK, 11 March 1901; P. S. 12 March 1901, op. cit.
- (313) AL to JK, 19 March 1900, op. cit.
- (314) AL, 8 July 1900, "Report", op. cit.
- (315) AL to JK, 19 November 1900; 21 December 1900, RG. 71, JR, Box 39, AEC.
- (316) AL to JK, 21 December 1900, op. cit.
- (317) AL to JK, 11 March 1901; P. S. 12 March 1901, op. cit.
- (318) AL, 26 June 1901, "Report", op. cit.
- (319) AL to JK, 5 March 1901, RG. 71, JR, Box 39, AEC.
- (320) AL to JK, 26 March 1901, op. cit.
- (321) AL to JK, 6 May 1901, op. cit.
- (322) AL, 26 June 1901, "Report", op. cit.
- (323) AL, 4 August 1902, "Report", op. cit.
- (324) AL to JK, 17 October 1902, RG. 71, JR, Box 39, AEC.
- (325) AL to Lloyd (Secretary), 3 November 1902, op. cit.
- (326) 『基督教週報』七卷七号。一九〇三年四月一七日。
- (327) JM, "Annual Report of the Bishop of the Missionary District of Tokyo", *Annual Report of the Board of Missions of the PECCUSA, 1902-1903*, p. 228.
- (328) AL to JK, 11 March 1901; P. S. 12 March 1901, op. cit.
- (329) *THE CHURCH IN JAPAN*, August, 1900, vol. VI, No. 8, pp. 126-131.
- (330) AL, 8 July 1900, "Report", op. cit.
- (331) AL to JK, 30 December 1899, op. cit.
- (332) Report of AL for the year ending June 30, 1898, RG. 71, JR, Box 9, AEC.
- (333) Report of AL for the year ending June 30, 1900, RG. 71, JR, Box 39, AEC.
- (334) AL to JM, 16 November 1900, RG. 71, JR, Box 39, AEC.
- (335) AL to JK, 21 December 1900, op. cit.
- (336) AL to JK, 22 January 1901, RG. 71, JR, Box 39, AEC.
- (337) Report of AL for the year ending June 30, 1901, RG. 71, JR, Box 39, AEC.
- (338) AL to JK, 22 January 1901, op. cit.
- (339) 『明細帳簿』六卷「中」一七〇一冊「一」四「六」。
- (340) AL to JK, 9 May 1901, op. cit.
- (341) *THE CHURCH IN JAPAN*, August, 1900, vol. VI, No. 8, pp. 126-127.
- (342) AL to JK, 29 August 1900, RG. 71, JR, Box 39, AEC.
- (343) *THE CHURCH IN JAPAN*, August, 1900, op. cit.
- (344) AL to JK, 11 December 1901, RG. 71, JR, Box 39, AEC.
- (345) AL to Lloyd (Secretary), 11 February 1902, RG. 71, JR, Box 39,

- AEC.  
 (32) AL to Lloyd (Secretary), 16 February 1902, RG. 71, JR, Box 39, AEC.  
 AEC.  
 (33) AL to Lloyd (Secretary), 3 April 1902, RG. 71, JR, Box 39, AEC.  
 (34) AL to Lloyd (Secretary), 10 September 1903, RG. 71, JR, Box 39, AEC.  
 AEC.  
 (35) AL to Lloyd (Secretary), 18 January 1904, RG. 71, JR, Box 39, AEC.  
 AEC.  
 (36) JM to Lloyd (Secretary), 6 September 1900, RG. 71, JR, Box 42, AEC.  
 AEC.  
 (37) *Proceedings*, 9 October 1900, Book 77, AEC.  
 (38) AL to Lloyd (Secretary), 3 April 1902, op. cit.  
 (39) AL, 10 September 1902; *Proceedings*, 14 October 1902, Book 79, AEC.  
 AEC.  
 (40) AL to Lloyd (Secretary), 3 November 1902, op. cit.  
 (41) *Ibid.*  
 (42) JM to JK, 11 November 1902, RG. 71, JR, Box 43, AEC.  
 (43) AL to Lloyd (Secretary), 3 November 1902, op. cit. *キヤンペグ* ロイヤル(の)書簡ビ、元田の後任候補として、立教教員として一年間在職の研究主任たる信徒の市川ビ、学外からのP.C系聖職の寛前政吉(通称・政蔵)さまに捧ぐる。  
 (44) JM to JK, 11 November 1902, op. cit.  
 (45) ロイヤルは一九〇二年一月九日から、築地聖三一一大聖堂の日曜学校校長を小林彦五郎に後継してついで捧ぐる。『基督教週報』六卷一一一号、一九〇二年一月二日。  
 (46) JM to JK, 11 November 1902, RG. 71, JR, Box 43, AEC.
- (47) AL to JM, 22 November 1902, op. cit.  
 (48) JM to Lloyd (Secretary), 18 April 1903, op. cit.  
 (49) *Proceedings*, 14 April 1903, Book 79, AEC.  
 (50) JM to Lloyd (Secretary), 18 April 1903, op. cit.  
 (51) 『基督教週報』七卷九号、一九〇三年五月一日。  
 (52) 『基督教週報』七卷一〇号、一九〇三年五月八日。  
 (53) JM to Lloyd (Secretary), 8 April 1903, RG. 71, JR, Box 43, AEC.  
 (54) ヲキンは反キリスト教の急先鋒である井上哲次郎が東京帝国大学教授文字部長であるにもかかわらず、ロイヤルが任命されたことに驚くべき。  
 (55) JM to Lloyd (Secretary), 8 April 1903, private, RG. 71, JR, Box 43, AEC.  
 (56) *Ibid.*  
 (57) JM to Lloyd (Secretary), 8 April 1903, op. cit.  
 (58) JM to Lloyd (Secretary), 11 April 1903, RG. 71, JR, Box 43, AEC.  
 (59) 前掲拙論「異文化理解が異端嫌疑か——解雇された米国聖公会道日宣教師——」(一) H・D・ソーンズとバーズンズ派嫌疑。  
 (60) JM to Lloyd (Secretary), 8 April 1903, private, op. cit.  
 (61) JM to Lloyd (Secretary), 11 April 1903, op. cit.  
 (62) JM to Lloyd (Secretary), 18 April 1903, op. cit.  
 (63) JM to Lloyd (Secretary), 5 May 1903, RG. 71, JR, Box 43, AEC.  
 (64) *Ibid.*  
 (65) *Proceedings*, 14 April 1903, Book 79, AEC.  
 (66) S.M., 1903, p. 341.  
 (67) *Proceedings*, 12 May 1903, Book 79, AEC.  
 (68) JM to Lloyd (Secretary), 13 May 1903, RG. 71, JR, Box 43, AEC.

(28) *Proceedings*, 9 June 1903, Book 79, AEC.

(29) JM to JW, 17 July 1903, RG. 71, JR, Box 44, AEC.

(30) JM to Lloyd (Secretary), 22 July 1903, RG. 71, JR, Box 44, AEC.

(31) *Proceedings*, 15 September 1903, Book 80, AEC.

(32) AL to Lloyd (Secretary), 9 November 1903, RG. 71, JR, Box 39, AEC.

(33) AL to JM, 2 September 1903, copy to Lloyd (Secretary), RG. 71, JR, Box 39, AEC.

(34) 『時事新報』一九一一年一〇月三十一日。

(35) JM to Lloyd (Secretary), 22 July 1903, dictated, RG. 71, JR, Box 44, AEC.

(36) 一九一〇年の世界宣教会議の報告書は、つぎのようなロイドのことを掲載している。「昔、日本のサムライは、彼の藩が支持してくれない、あるいは結果がどうなるかわからない大きな企てを行う時には脱藩して浪人になりました。その企てがもし失敗したとて、彼が失敗するのであつて、藩には損害はなかりません。(略) キリストのために浪人になる人 (a ronin for Christ's sake) は、必ずしも彼がもし私が失敗したとしても、私が失敗するのです。キリスト教の忠実なる信徒たちは、わたしを見放すどころか(後略)」。Report of Commission IV, *The Missionary Message in relation to Non-Christian Religions*, published for the World Missionary Conference by Oliphant (Edinburgh, 1910), pp. 118-119. 前掲白井著、二八七頁から訳文引用。

(37) ロイドの辞意を知ったマキムは、一九〇二年一月末の書簡で、日本における立教の名声は最高の外国人教育者のひとりであるロイドによるもので、もし米国人が立教の総理であつたらでなかつた利益を

立教へもたらしたロイドの偉大な支援に言及し、それはロイドが英国人だから可能であつたと述べ、ロイドが米国聖公会から去ることは誤りである。母教会に報告した。JM to Lloyd (Secretary), 27 November 1902, RG. 71, JR, Box 43, AEC.

(38) ロイドの教会一致志向は、ローマ・カトリック教会と聖公会との関係においてあり、プロテスタント諸派の合同や協働には無関心であつた。ロイドは一九〇一年七月九日の書簡で、現在状況にあるどの種の超教派活動も好きではないと言明。ロイドは築地聖三一大聖堂を管理していたため、第一〇回福音同盟大会が決議した「二〇世紀大挙伝道」にもどく京橋地区の福音主義運動の合同週間計画を考慮する長老教会の会合に出席をもとめられ、謝絶していたが、立教の学生がこの運動に熱狂したため、聖公会員が説教をもとめられたときのみという条件でロイドはしかたなく (against my will) 講話した。AL to JM, 9 July 1901, RG. 71, JR, Box 39, AEC.

(39) *RE-THINKING MISSIONS A LAYMEN'S INQUIRY AFTER ONE HUNDRED YEARS*, The Commission of Appraisal, William Ernest Hoeking, Chairman, Harper & Brothers Publishers, 1932, pp. 151, 162